

令和 2 年度  
熊本市包括外部監査の結果報告書

令和 3 年 3 月

熊本市包括外部監査人

公認会計士 庄田 浩一

令和 3 年 3 月 26 日

熊本市包括外部監査人 庄田 浩一

令和 2 年度熊本市包括外部監査の監査結果について

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項及び包括外部監査契約第 7 条の規定に基づき、  
次のとおり監査報告書を提出いたします。



## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 監査の概要.....                  | 1  |
| 1. 外部監査の種類.....                 | 1  |
| 2. 選定した特定の事件.....               | 1  |
| (1) 監査する事件（監査テーマ）.....          | 1  |
| (2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由.....   | 1  |
| (3) 監査の対象とした部局等.....            | 1  |
| (4) 監査対象年度.....                 | 1  |
| 3. 監査の方法.....                   | 2  |
| (1) 監査の視点.....                  | 2  |
| (2) 主な監査手続き.....                | 2  |
| 4. 監査の結果の記載方法.....              | 2  |
| 5. 外部監査の実施期間.....               | 3  |
| 6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格.....     | 3  |
| 7. 利害関係 .....                   | 3  |
| 第2章 監査対象の概要.....                | 4  |
| 1. 我が国における現状.....               | 4  |
| (1) 総人口及び人口構造の推移と見通し.....       | 4  |
| (2) 諸外国における年齢（3区分）別人口の割合 .....  | 5  |
| (3) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移.....      | 6  |
| (4) 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較..... | 7  |
| 2. 我が国における取組.....               | 8  |
| (1) 国の子育て支援に関する施策.....          | 8  |
| ① 少子化社会対策大綱に基づく取組.....          | 8  |
| ② 子ども・子育て関連3法に基づく取組.....        | 9  |
| (2) 子ども・子育て支援新制度の概要.....        | 11 |
| (3) 子ども・子育て支援新制度（市町村主体） .....   | 12 |
| ① 子ども・子育て支援給付.....              | 12 |
| (i) 子どもための教育・保育給付.....          | 12 |
| (ii) 子育てのための施設等利用給付.....        | 14 |
| (iii) 児童手当による給付.....            | 14 |
| ② 地域子ども・子育て支援事業.....            | 15 |
| (4) 子ども・子育て支援新制度（国主体） .....     | 17 |
| ① 仕事・子育て両立支援事業.....             | 17 |
| (5) 地域の実情に応じた子育て支援の展開.....      | 18 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 3. 市における現状.....              | 19 |
| (1) 総人口及び人口構造の推移と見通し.....    | 19 |
| (2) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移.....   | 21 |
| (3) 出産・子育てに関するアンケート結果.....   | 22 |
| 4. 市における取組.....              | 24 |
| (1) 熊本市子ども輝き未来プラン 2015 ..... | 24 |
| (2) 各施策の成果指標の達成度.....        | 27 |
| 5. 監査対象部局について.....           | 31 |
| (1) 組織図.....                 | 31 |
| (2) 職員数.....                 | 32 |
| (3) 事務分掌.....                | 32 |
| (4) 一般会計に占める割合.....          | 37 |
| (5) 事業一覧.....                | 39 |
| ① 子ども政策課.....                | 39 |
| ② 子ども支援課.....                | 43 |
| ③ 児童相談所.....                 | 49 |
| ④ 保育幼稚園課.....                | 51 |
| ⑤ 青少年教育課.....                | 56 |
| 第3章 監査の結果及び意見.....           | 57 |
| I. 総論                        |    |
| 1. 総括的意見.....                | 57 |
| 2. 監査結果概要.....               | 57 |
| 3. 監査結果概要一覧表.....            | 59 |
| II. 子ども政策課                   |    |
| 1. 妊婦・乳児健康診査事業.....          | 70 |
| 2. こんにちは赤ちゃん事業.....          | 74 |
| 3. 養育支援家庭訪問事業.....           | 77 |
| 4. 子育て支援短期利用事業.....          | 82 |
| 5. 要保護児童対策事業.....            | 85 |
| 6. 熊本市子どもの未来応援基金事業.....      | 87 |
| III. 子ども支援課                  |    |
| 1. 児童手当給付事業.....             | 90 |
| 2. 児童扶養手当給付事業.....           | 92 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 3. 子ども医療費助成事業.....             | 96  |
| 4. 子ども医療費助成事務委託事業.....         | 98  |
| 5. ひとり親家庭等医療費助成事業.....         | 101 |
| 6. 病児・病後児保育事業.....             | 104 |
| 7. 母子家庭等自立支援給付金事業.....         | 106 |
| 8. 私立地域子育て支援センター事業.....        | 108 |
| 9. 公立地域子育て支援センター事業.....        | 108 |
| 10. 総合子育て支援センター事業.....         | 108 |
| 11. 街なか子育てひろば事業.....           | 108 |
| 12. 熊本市児童館管理運営事業.....          | 114 |
| 13. 城南児童館施設管理事業.....           | 114 |
| 14. 西原公園児童館管理運営事業.....         | 114 |
| 15. 民間児童館活動事業助成事業.....         | 114 |
| 16. 児童館管理運営事業.....             | 114 |
| 17. 子育て援助活動支援事業.....           | 120 |
| 18. 子ども・若者総合相談センター運営事業.....    | 125 |
| 19. 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業（特別会計）..... | 131 |

#### IV. 保育幼稚園課

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 施設型給付費.....            | 135 |
| 2. 地域型保育給付費.....          | 139 |
| 3. 公立保育所管理運営事業.....       | 142 |
| 4. 私立幼稚園等利用給付費.....       | 144 |
| 5. 児童福祉施設整備費助成事業.....     | 145 |
| 6. 幼稚園就園奨励費事業.....        | 149 |
| 7. 私立保育所延長保育促進事業.....     | 151 |
| 8. 私立保育所障がい児保育助成事業.....   | 155 |
| 9. 認可外保育施設等利用給付費.....     | 157 |
| 10. 保育課一般管理事業.....        | 159 |
| 11. 保育料納入対策システム改修事業.....  | 161 |
| 12. 幼稚園預かり保育利用給付費.....    | 162 |
| 13. 私立保育所一時預かり事業助成事業..... | 165 |
| 14. 私学助成事業.....           | 170 |
| 15. 保育士就職支援事業.....        | 173 |
| 16. 保育料納入対策事業.....        | 174 |
| 17. 実費徴収に係る補足給付事業.....    | 176 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 18. 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業..... | 178 |
| 19. 保育料の収納事務及び滞納管理.....        | 181 |
| 20. 保育定員・待機児童・保留児童数等.....      | 199 |
| 21. 指導監査.....                  | 201 |

## V. 青少年教育課

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 児童育成クラブ管理運営事業..... | 207 |
| 2. 児童育成クラブ施設整備事業..... | 207 |

## 第1章 監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 監査する事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

#### (2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由

全国的に少子化が進み、生産年齢人口の減少、社会保障分野への影響等が懸念されるなか、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子供・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新制度が創設された。

この中で、子ども・子育て支援給付に係る幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施に関する確保等を図るため、市町村においては「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、市においては平成27年3月に5年を1期とする「熊本市子ども・子育て支援事業計画（第一期）」を定めている。この事業計画において、国が示す各事業について「量の見込み」並びに「実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期」を明らかにしている。令和2年度はこの事業計画が切り替わる年であり、市においては令和2年3月に「熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を新たに定め、現在実施中である。

将来を担う子供たちに、どのような支援が行われているかについて市民の関心は高く、「熊本市子ども・子育て支援事業計画（第一期）」が終了した時点で、市が実施する子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について特定の事件（テーマ）として選定し、経済性、効率性及び有効性について、包括外部監査を実施することは有益と考えられるため。

#### (3) 監査の対象とした部局等

子ども・子育て支援業務に関する事務を所管する部署

#### (4) 監査対象年度

令和元年度（必要に応じて過年度も対象とする）



### 3. 監査の方法

#### (1) 監査の視点

①市の子ども・子育て支援事業に関する事務の合规性に問題はないか。

市の子ども・子育て支援事業に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

②市の子ども・子育て支援事業に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか。

市の子ども・子育て支援事業に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮し、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取り組みが行われているか。

#### (2) 主な監査手続き

①監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施した。

②制度の概況及び運営に関する行政計画及び予算の執行状況等の確認を実施した。

③上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びに質問などを実施した。

④資金の貸付及び債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問などを実施した。

なお、当初計画では、施設の使用状況、管理状況及び老朽化等を把握するために、幼稚園、保育所等の現場視察を予定していたが、新型コロナウイルス（COVID - 19）の感染状況を踏まえ、実施を見送った。

### 4. 監査の結果の記載方法

監査の結果の記載方法は、以下のとおりである。

【指 摘】 法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものであり、是正すべき事項又はそれに準じるもの。

【意 見】 指摘には該当しないが、何らかの改善措置を検討することが市の子ども・子育て支援業務に資すると考えられる事項。

【参考意見】 合规性、正確性等に問題はないが、市の子ども・子育て支援業務を効率的、経済的に実施するために参考になると考えられる事項。

5. 外部監査の実施期間

令和2年8月から令和3年3月まで

6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

| <u>職務区分</u> | <u>氏名</u> | <u>資格</u> |
|-------------|-----------|-----------|
| 包括外部監査人     | 庄田浩一      | 公認会計士     |
| 補助者         | 中村裕彦      | 公認会計士     |
| 同           | 外山啓太      | 公認会計士     |
| 同           | 奥村栄隆      | 公認会計士     |
| 同           | 井上宗寛      | 公認会計士     |

7. 利害関係

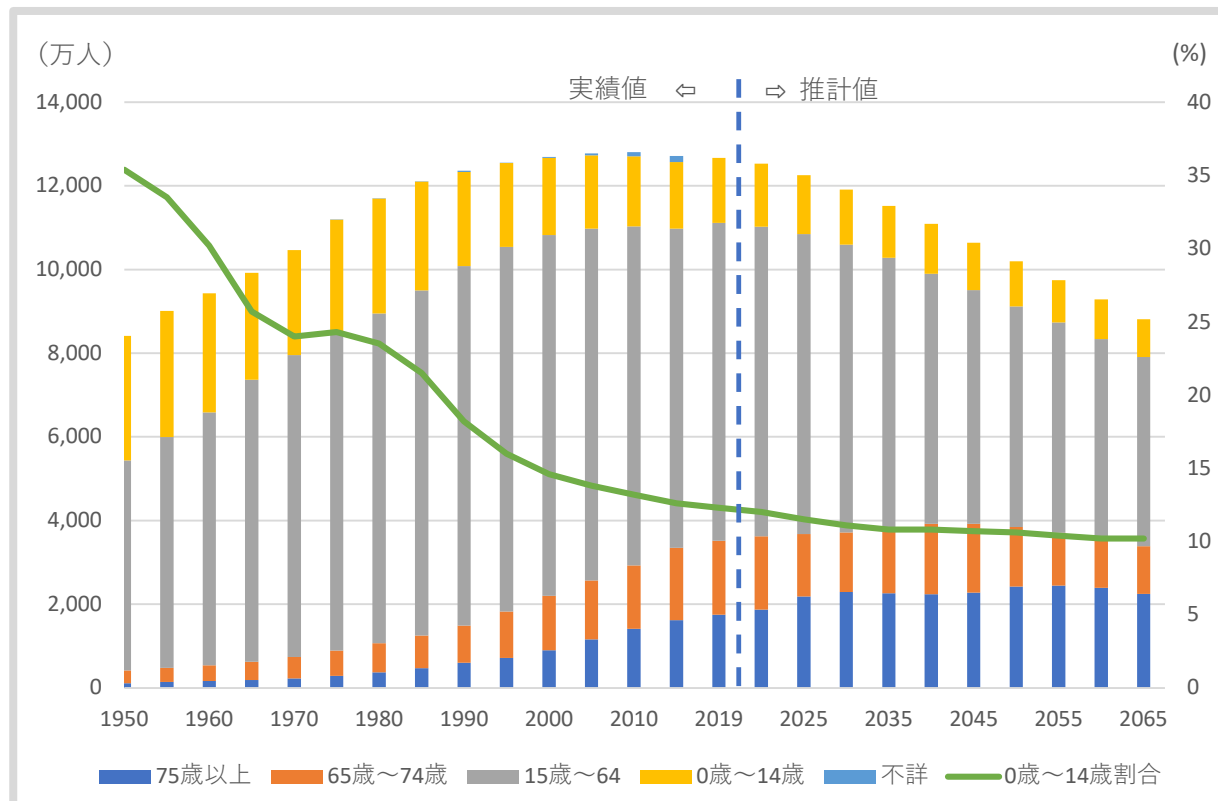
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

注：本報告書記載の数値には、端数処理の関係上、合計金額が一致しない場合がある。

## 第2章 監査対象の概要

### 1. 我が国における現状

#### (1) 総人口及び人口構造の推移と見通し



我が国の総人口は、2019年度で1億2,617万人となっている。年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、65歳以上人口は、それぞれ1,521万人、7,507万人、3,589万人となっており、総人口に占める割合はそれぞれ12.1%、59.5%、28.4%となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」は我が国の将来の人口規模や年齢構成等の人口構造の推移を推計している。このうち、中位推計（出生中位、死亡中位）の結果に基づけば、総人口は2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になる。

年齢3区分別の人口規模及び構成の推移をみると、年少人口は、2056年には1,000万人を割り、2065年には898万人の規模になるものと推計され、総人口に占める割合は、2065年には10.2%となる。

生産年齢人口は、2056年には5,000万人を割り、2065年には4,529万人となる。総人口に占める割合は、2065年には51.4%となる。

65歳以上人口は、2042年に3,935万人ピークを迎え、その後減少し、2065年には3,381万人となる。総人口に占める割合は、2065年には38.4%となる。

（出典：令和2年版少子化社会対策白書）

(2) 諸外国における年齢（3 区分）別人口の割合

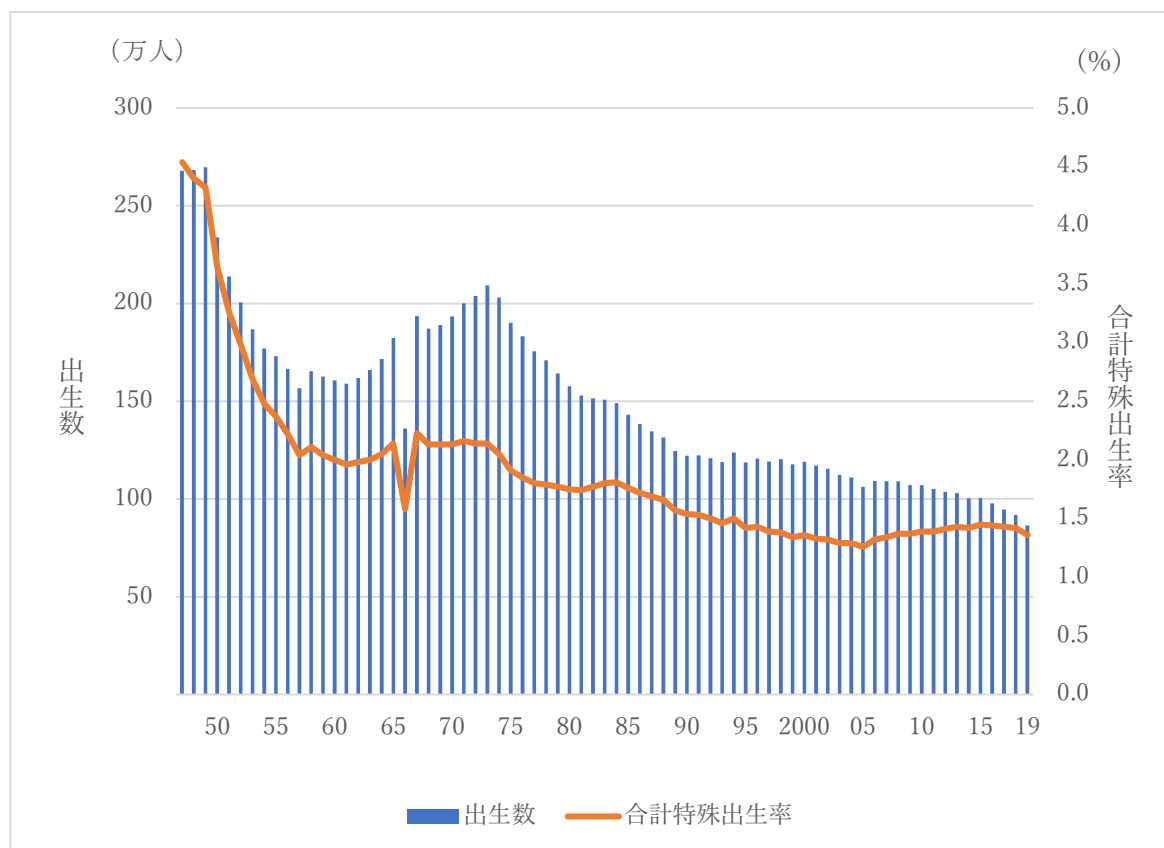
| 国名       | 年齢（3 区分）別割合（％） |         |        |
|----------|----------------|---------|--------|
|          | 0～14 歳         | 15～64 歳 | 65 歳以上 |
| 世界       | 26. 2          | 65. 6   | 8. 2   |
| 日本       | 12. 1          | 59. 5   | 28. 4  |
| シンガポール   | 12. 6          | 78. 3   | 9. 0   |
| ドイツ      | 13. 2          | 65. 6   | 21. 2  |
| イタリア     | 13. 7          | 64. 3   | 21. 9  |
| 韓国       | 13. 8          | 73. 4   | 12. 9  |
| ポーランド    | 14. 8          | 69. 4   | 15. 7  |
| スペイン     | 14. 9          | 66. 4   | 18. 6  |
| カナダ      | 16. 0          | 68. 0   | 16. 1  |
| ロシア      | 16. 9          | 69. 6   | 13. 6  |
| スウェーデン   | 17. 3          | 63. 1   | 19. 6  |
| イギリス     | 17. 6          | 64. 5   | 18. 0  |
| 中国       | 18. 1          | 72. 6   | 9. 3   |
| フランス     | 18. 4          | 62. 8   | 18. 9  |
| アメリカ合衆国  | 19. 2          | 66. 1   | 14. 6  |
| アルゼンチン   | 25. 2          | 64. 1   | 10. 7  |
| インド      | 28. 4          | 65. 9   | 5. 6   |
| 南アフリカ共和国 | 29. 3          | 65. 7   | 5. 0   |

諸外国は 2015 年時点の数値 日本は総務省「人口統計」（2019 年 10 月 1 日現在確定値）による

世界全域の年少人口割合（国連推計）は 26.2％であるが、我が国の総人口に占める年少人口の割合は、12.1％と世界的にみても少なくなっている。日本以外では、シンガポール、12.6％、ドイツ 13.2％、イタリア 13.7％と、相対的に合計特殊出生率が低い国は年少人口割合が小さくなっている。

（出典：令和 2 年版少子化社会対策白書）

### (3) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（1947年～1949年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（1973年）には約210万人であったが、1975年には200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けた。1984年には150万人を割り込み、1991年以降は増加と減少を繰り返しながら、穏やかな減少傾向となっている。2019年の出生数は、86万5,234人となり、90万人を割り込んだ。

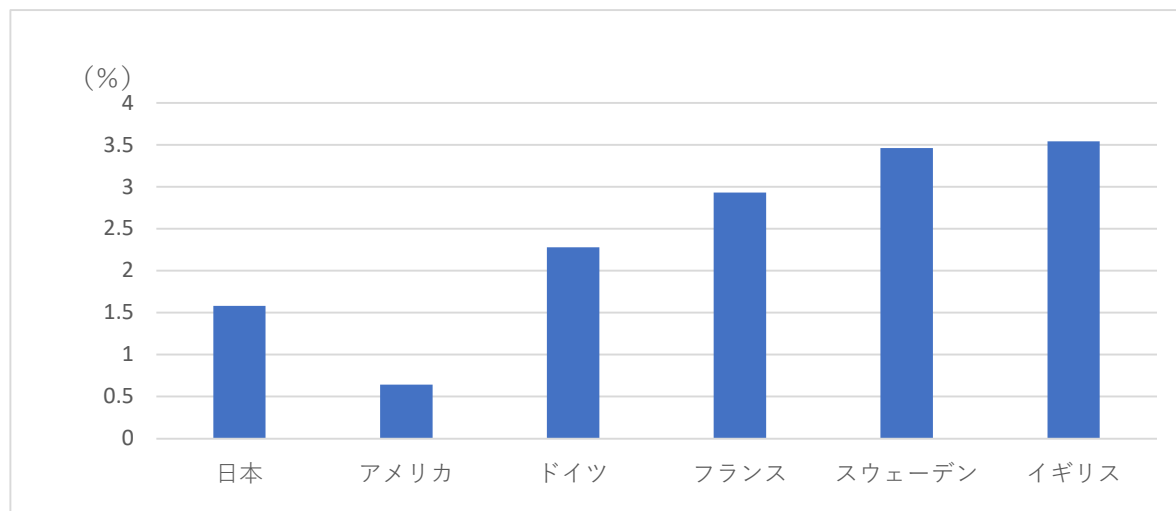
合計特殊出生率<sup>1</sup>をみると、第1次ベビーブーム期（1947年～1949年）には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期（1973年）を含め、2.1程度で推移していたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989年にはそれまで最低であった1966年（丙午：ひのうえうま）の1.58を下回る1.57を記録し、さらに、2005年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。その後、2015年には1.45まで上昇したものの、2019年は、1.36と前年の1.42より0.06ポイント下回り、人口置換水準<sup>2</sup>の2.07を大きく下回る状況が続いている。

（出典：令和2年版少子化社会対策白書）

<sup>1</sup> 合計特殊出生率とは、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子供数に相当する。

<sup>2</sup> 人口置換水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしない大きさを示す指標である。

#### (4) 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較



家族関係社会支出とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、計上されている給付のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費
- ・社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所運営費等
- ・協会健保：組合健保、国保、出産育児諸費、出産育児一時金等
- ・各種共済組合：出産費、出産手当金、育児休業手当金等
- ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付等
- ・生活保護：出産扶助、教育扶助
- ・就学援助：就学前教育、初等中等教育等振興費、私立学校振興費等

（日本は 2015 年度、アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリスは 2013 年度）

家族関係社会支出の対 GDP 比を見てみると、我が国は 1.58%（2017 年度）となっている。国民負担率<sup>3</sup>などの違いもあり、単純に比較はできないが、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べて低水準となっており、現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている。

（出典：令和 2 年版少子化社会対策白書）

<sup>3</sup> 国民負担率とは国民全体の所得に占める税金と社会保障費の負担の割合。国税や地方税の合計である租税収入金額を国民所得で除した「租税負担率」と医療保険や年金保険などの社会保障負担額を国民所得で除した「社会保障負担率」を合算した値となる。

財務省「国民負担率の国際比較」（2020 年 2 月公表）によれば、国民負担率（%）は日本（43.3）、アメリカ（34.5）、ドイツ（54.1）、フランス（68.2）、スウェーデン（58.9）、イギリス（47.7）となっている。

## 2. 我が国における取組

### (1) 国の子育て支援に関する施策

#### ① 少子化社会対策大綱に基づく取組

国は、少子化社会対策基本法に基づいて、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、少子化社会対策大綱を平成 16 年、平成 22 年及び平成 27 年に制定している。直近の平成 27 年少子化社会対策大綱における国の基本的な考え方及び重点課題は、次のとおりである。

#### <平成 27 年少子化対策大綱における基本的な考え方>

1. 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る。
2. 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする。
3. 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組と地域・企業など社会全体の取組を両輪として、きめ細かく対応する。
4. 集中取組期間を設定し、政策を集中投入する。
5. 長期展望に立って、継続的かつ総合的な少子化対策を推進する。

#### <平成 27 年少子化対策大綱における重点課題>

1. 子育て支援施策を一層充実させる。
  - ・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
  - ・待機児童の解消
  - ・「小 1 の壁」の打破
2. 若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。
  - ・経済的基盤の安定
  - ・結婚に対する取組支援
3. 多子世帯へ一層の配慮を行い、3 人以上子供が持てる環境を整備する。
  - ・子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減
  - ・社会の全ての構成員による多子世帯への配慮の促進
4. 男女の働き方改革を進める。
  - ・男性の意識・行動改革
  - ・「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」の推進
5. 地域の実情に即した取組を強化する。
  - ・地域の強みを活かした取組支援
  - ・「地方創生」と連携した取組の推進

## ②子ども・子育て関連３法に基づく取組

国は、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」・「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て関連３法」という。）を制定し、同法に基づいた「子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行された。子ども・子育て関連３法の概要は以下のとおりである。

### <子ども・子育て関連３法の概要>

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - ・ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける。
  - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援
  - ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実
  - ・ 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく。
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
  - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
5. 社会全体による費用負担
  - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
6. 政府の推進体制
  - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備し、内閣府に子ども・子育て本部を設置する。



#### 7. 子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置する。
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）を設置努力義務とした。

## (2) 子ども・子育て支援新制度の概要



### (3) 子ども・子育て支援新制度（市町村主体）

市町村主体の子ども・子育て支援新制度による子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成されている。

#### ①子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付には、「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」並びに「児童手当による給付」があり、それぞれ以下のようになっている。

#### (i) 子どものための教育・保育給付

| 施設型給付費  |               |
|---------|---------------|
| 教育・保育施設 | 認定こども園（0歳～5歳） |
|         | 幼稚園（3歳～5歳）    |
|         | 保育所（0歳～5歳）    |
| 地域型保育事業 |               |
| 地域型保育施設 | 小規模保育事業       |
|         | 家庭的保育事業       |
|         | 事業所内保育事業      |
|         | 居宅訪問型保育事業     |

各施設及び事業の概要は以下のとおりである。

#### (ア) 施設型給付

|        |                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                     |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4つの類型がある。教育と保育を一体的に行う施設であり、子育て支援や親子の交流など子育て支援の場を提供する。 |
| 幼稚園    | 満3歳から小学校就学前までの子どもを対象として、幼稚園教育要領に基づき、幼児期における学校教育を行う。                                                 |
| 保育所    | 0歳から小学校就学前までの子どもを対象として、保育所保育指針に基づき、日々保護者の委託を受けて保育を行う。                                               |

#### (参考) 認定こども園の施設類型（4つ）

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 幼保連携型 | 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすもの          |
| 幼稚園型  | 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの |
| 保育所型  | 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的                           |

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
|       | な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすもの                      |
| 地方裁量型 | 幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての必要な機能を果たすもの |

(イ) 地域型保育事業

|           |                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 小規模保育事業   | 満 3 歳未満の子どもを対象として、定員 6 人以上 19 人以下の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う。                |
| 家庭的保育事業   | 満 3 歳未満の子どもを対象として、保育士等の資格を持った家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、少人数（定員 5 名以下）のきめ細やかな保育を行う。 |
| 事業所内保育事業  | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所内の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。   |
| 居宅訪問型保育事業 | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者（保育ママ）による保育を行う。         |

子どものための教育・保育給付を利用するには、保護者の居住する自治体から、子どもの年齢や世帯の保育を必要とする事由に基づき、「教育・保育給付支給認定」を受ける必要がある。

|     | 保育の<br>必要性 | 対象                               | 利用可能施設                                                            | 給付の内容                                            |
|-----|------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1 号 | 不要         | 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、教育を希望する場合 | 幼稚園<br>認定子ども園（幼稚園）                                                | 教育標準時間<br>1 日 4 時間を基本                            |
| 2 号 | 要          | 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を希望する場合 | 保育所<br>認定子ども園（保育所）                                                | 保育標準時間<br>1 日 11 時間以内<br><br>保育短時間<br>1 日 8 時間以内 |
| 3 号 | 要          | 満 3 歳未満の子どもであって、保育を希望する場合        | 保育所<br>認定子ども園（保育所）<br>小規模保育事業<br>家庭内保育事業<br>事業所内保育事業<br>居宅訪問型保育事業 | 保育標準時間<br>1 日 11 時間以内<br><br>保育短時間<br>1 日 8 時間以内 |

(ii) 子育てのための施設等利用給付

対象となる施設は

- ・新制度に移行せず現行制度（未移行）のまま継続する幼稚園
- ・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業
- ・認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業含む）

これらの施設は「教育・保育給付支給認定」の対象外であるため、保育料の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要がある。

|     | 保育の<br>必要性 | 対象                                            | 利用可能施設                                           | 備考                        |
|-----|------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------|
| 新1号 | 不要         | 満3歳以上の小学校就学前の子ども                              | 新制度未移行の幼稚園<br>国立大学附属幼稚園<br>国立特別支援学校幼稚部           |                           |
| 新2号 | 要          | 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども             | 幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）が行う預かり保育事業                      |                           |
|     |            |                                               | 認可外保育施設<br>一時預かり事業<br>病児保育事業<br>ファミリー・サポートセンター事業 | 保育所、認定こども園等に入所していない子どもが対象 |
| 新3号 | 要          | 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、住民税非課税世帯の子ども | 幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）が行う預かり保育事業                      |                           |
|     |            |                                               | 認可外保育施設<br>一時預かり事業<br>病児保育事業<br>ファミリー・サポートセンター事業 | 保育所、認定こども園等に入所していない子どもが対象 |

(iii) 児童手当による給付

中学校終了前の児童の養育者に対して手当を支給する。

## ②地域子ども・子育て支援事業

市町村主体による子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に規定されており、各市町村が子ども・子育て支援計画に従って事業を実施し、国又は都道府県は同法に基づき事業実施にあたり、そのために必要な費用に充てるために交付金を交付することができる。その費用負担割合は国・都道府県・市町村がそれぞれ 3 分の 1 となっている。

支援法第 59 条の給付金交付対象事業は以下のとおりである。

|     | 事業名                    | 概要                                                                                                                            |
|-----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 号 | 利用者支援事業                | 利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるように、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行う事業                 |
| 2 号 | 延長保育事業                 | 保護者の就労状況等により、認定こども園、保育所等で通常の保育時間を延長して保育を行う事業                                                                                  |
| 3 号 | 実費徴収に係る<br>補足給付事業      | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に対する費用等を助成する事業。                               |
| 4 号 | 多様な事業者の<br>参入促進・能力活用事業 | 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの支援体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育の提供を図る事業。 |
| 5 号 | 放課後児童健全<br>育成事業        | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業。                                                |
| 6 号 | 子育て短期支援<br>事業          | 保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が困難な場合、また、平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かる事業。                                                |
| 7 号 | 乳児家庭全戸訪<br>問事業         | 子育て家庭の孤立を防ぐため、生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行う事業。                                                 |
| 8 号 | 養育支援訪問事<br>業           | 乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助または保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。       |
| 9 号 | 地域子育て支援                | 小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流                                                                                                |

|      |                                |                                                                       |
|------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|      | 拠点事業                           | できるふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を発信するほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業。               |
| 10 号 | 一時預り事業                         | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や認定こども園等で、一時的に預かる事業。   |
| 11 号 | 病児保育事業                         | 保護者の就労・傷病等により、家庭での保育が困難な病気の子どもを病院併設の保育施設で一時的に預かる事業。                   |
| 12 号 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行う事業。 |
| 13 号 | 妊婦健康診査事業                       | 母子健康手帳交付時に、妊娠健康診査受診票を交付し、受診勧奨を行い、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋げる事業。      |

また、すべての市町村は、支援法第 61 条に基づき 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成することとされ、特に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びにそれに対応する提供体制の「確保の内容」及び「実施時期」について定めることとなった。

「量の見込み」とは、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に係る潜在的需要量を利用希望調査や国の示す参酌基準を参考として認定区分及び事業ごとに定めたものであり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における目標整備量を示すものである。

「確保の内容」とは、量の見込みとして設定した需要を満たすために実施する具体的な手段や整備量、供給量を示すものである。

さらに、教育・保育事業における提供体制確保の「実施時期」については、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成 29 年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指すものとされている。

#### (4) 子ども・子育て支援新制度（国主体）

##### ①仕事・子育て両立支援事業

国主体による仕事・子育て両立支援事業は子ども・子育て支援法第 59 条の二に規定されており、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととされている。

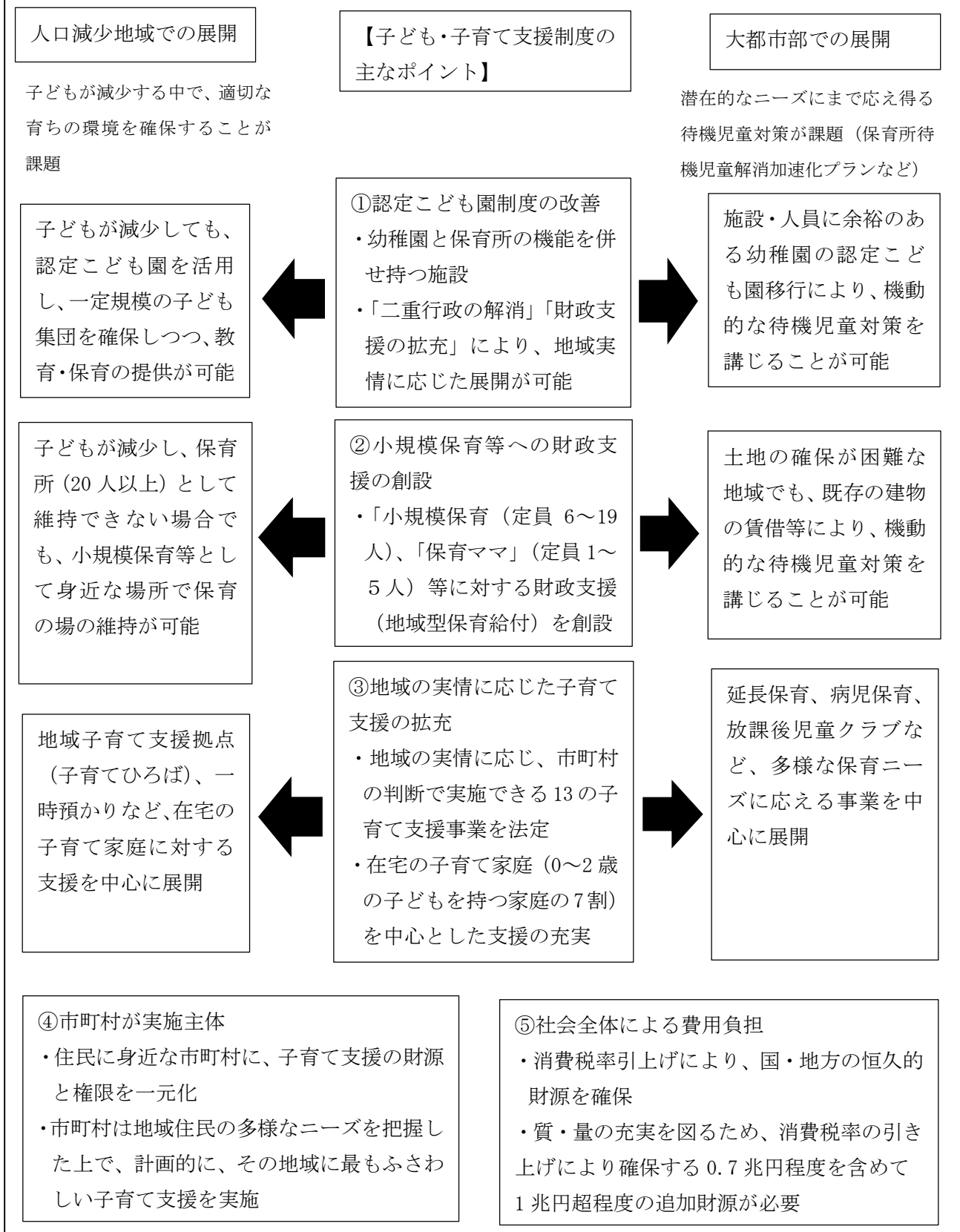
事業の主な内容は

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための取組であること
- ・市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと・地域枠も自由に設定できること（利用定員の 50%以内）・運営費や施設整備については、子ども・子育て支援制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

などとなっている。

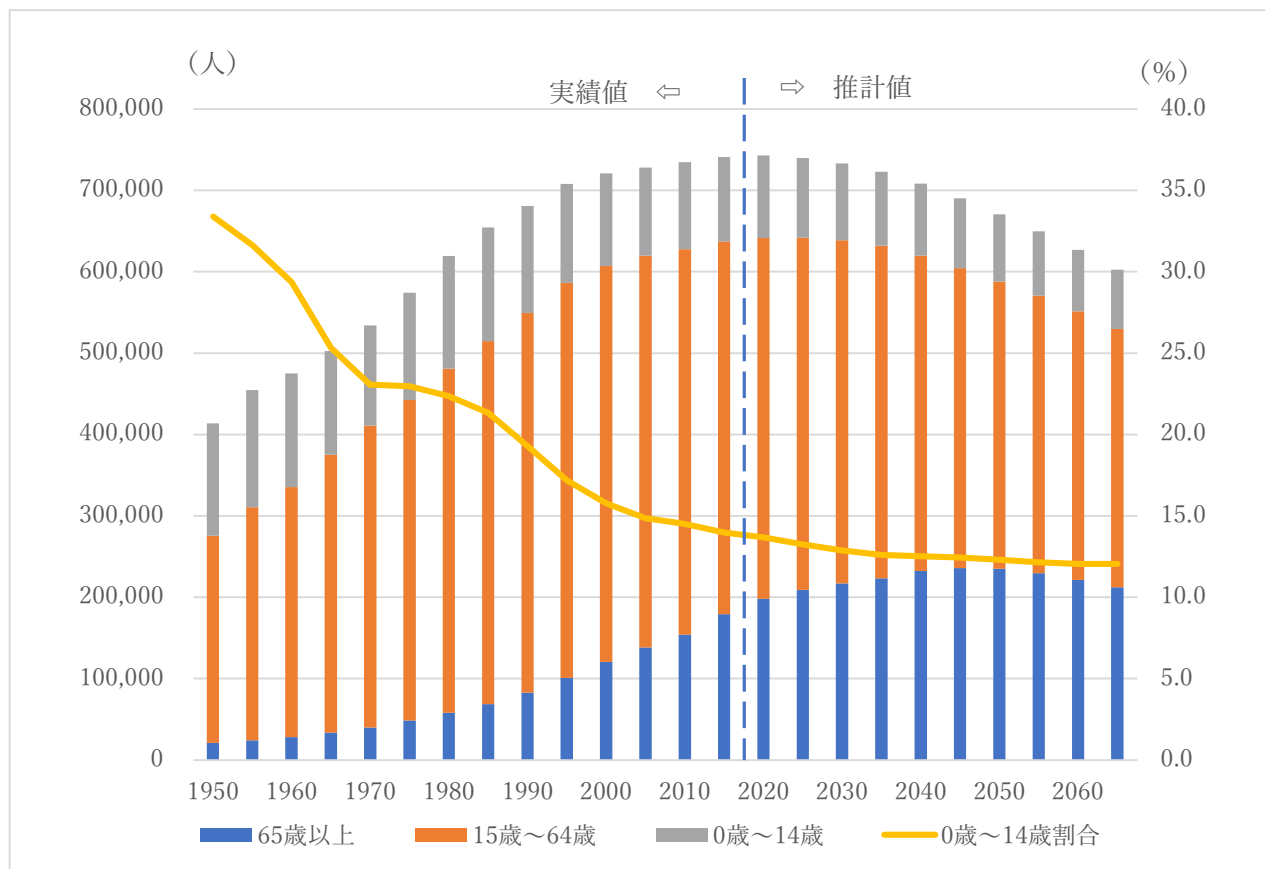


(5) 地域の実情に応じた子育て支援の展開



### 3. 市における現状

#### (1) 総人口及び人口構造の推移と見通し



熊本市の人口は、戦時中を除き一貫して増加してきている。2010年10月に734,474人となり、70万人を超えたことから2012年4月に政令指定都市へ移行している。

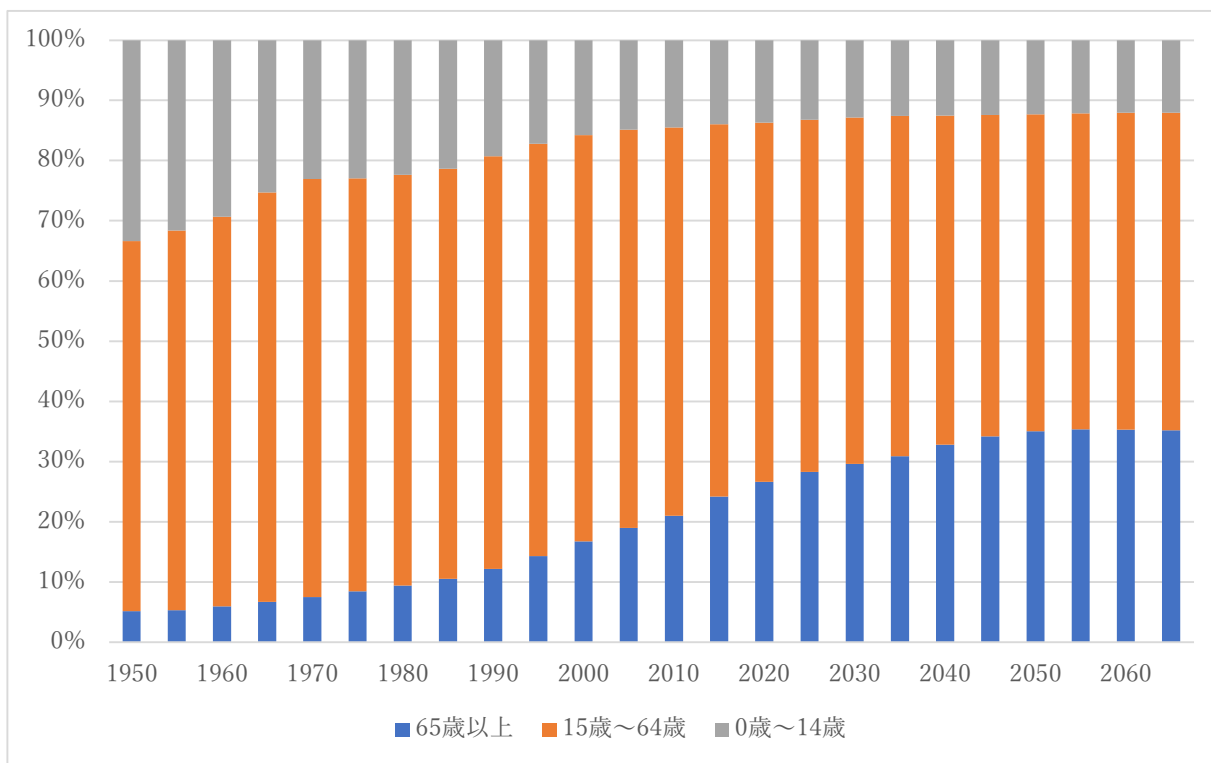
生産年齢人口（15歳～64歳）は戦後を通じ増加を続けてきたが、1995年から2000年ごろをピークに減少が続いており、その人口割合も減少傾向にある。

老年人口（65歳以上）は増加を続けており、2010年に老年人口が21%に達し、「超高齢化社会」に突入している。団塊の世代も順次老年人口に加わり、また、平均余命も伸びていることから、今後も増加し続ける見込みである。

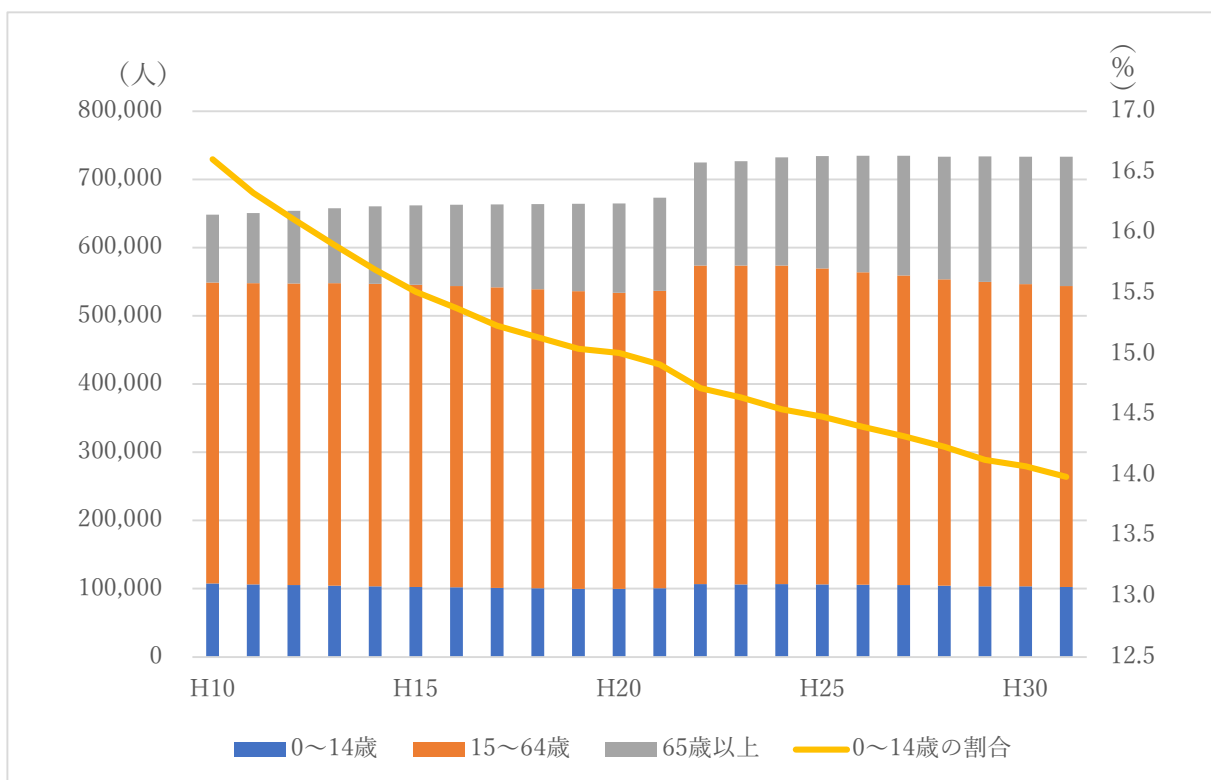
年少人口（0歳～14歳）は1975年から1985年頃にかけて第2次ベビーブームの影響により増加したものの、その後は減少に転じており、今後も減少傾向が続く見込みである。

（出典：熊本市人口ビジョン）

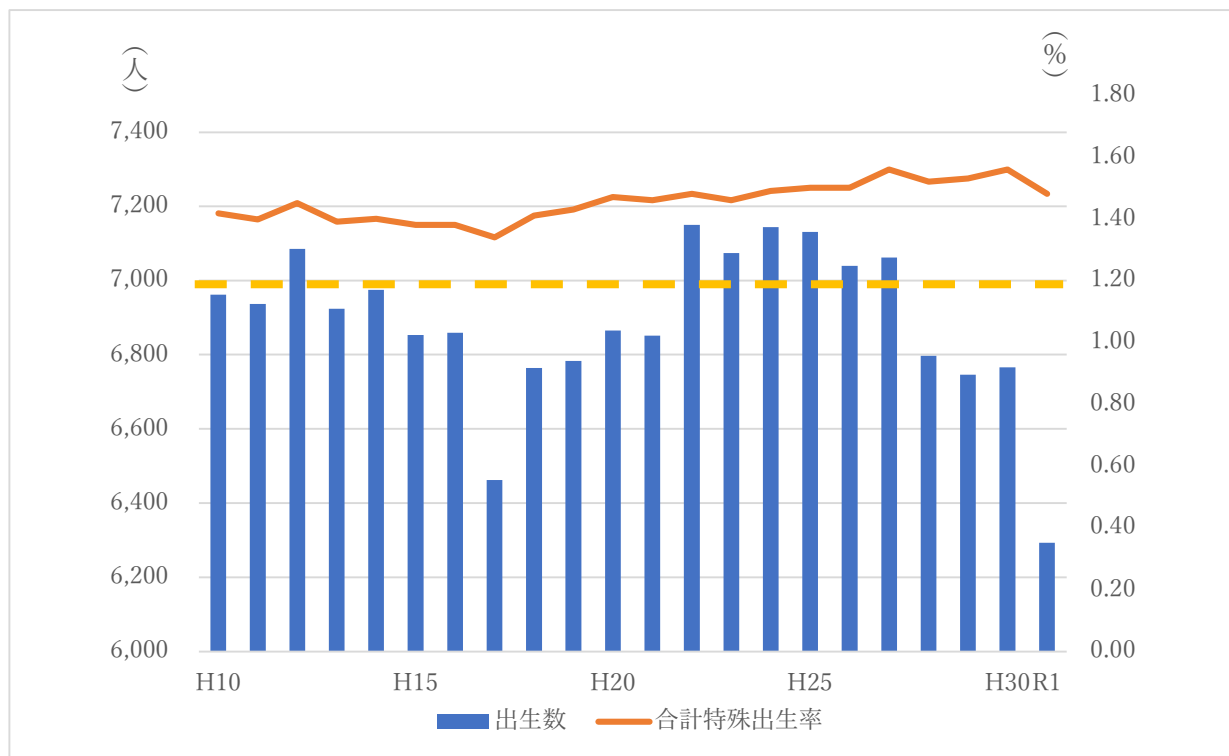
人口構造の割合の推移



総人口及び人口構造の年次推移（平成 10 年から平成 31 年）

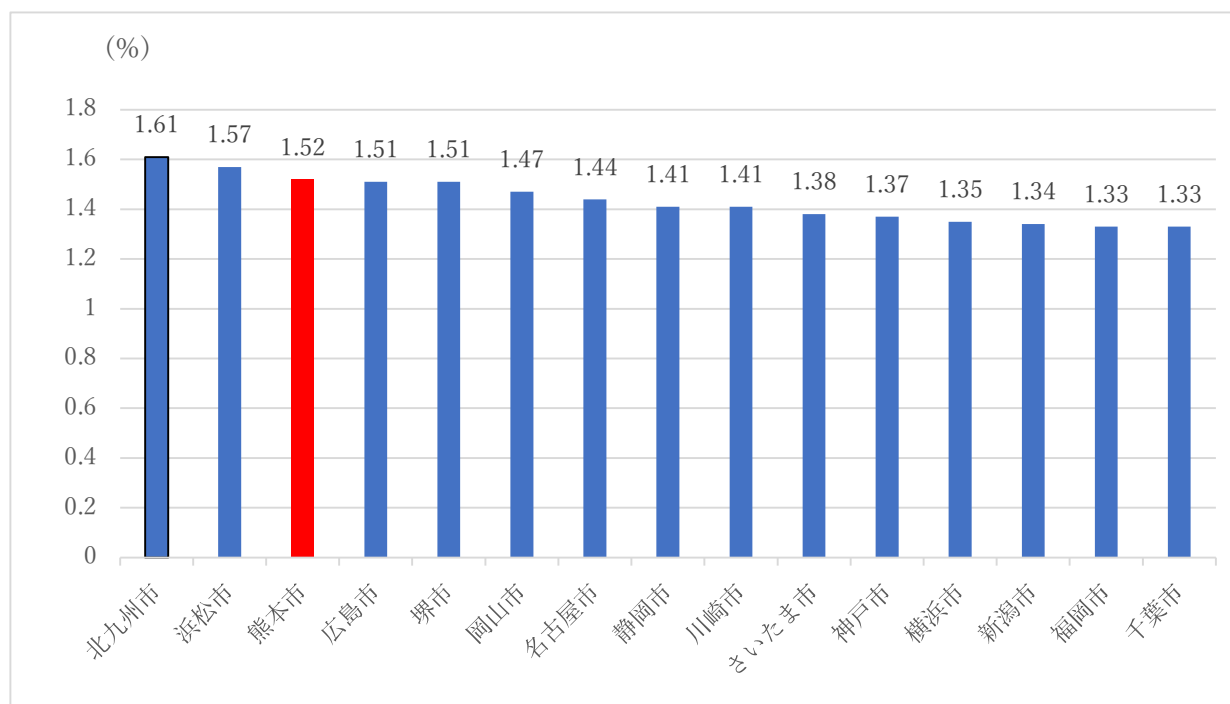


## (2) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



出生数 7,000 人が市の目標値である。

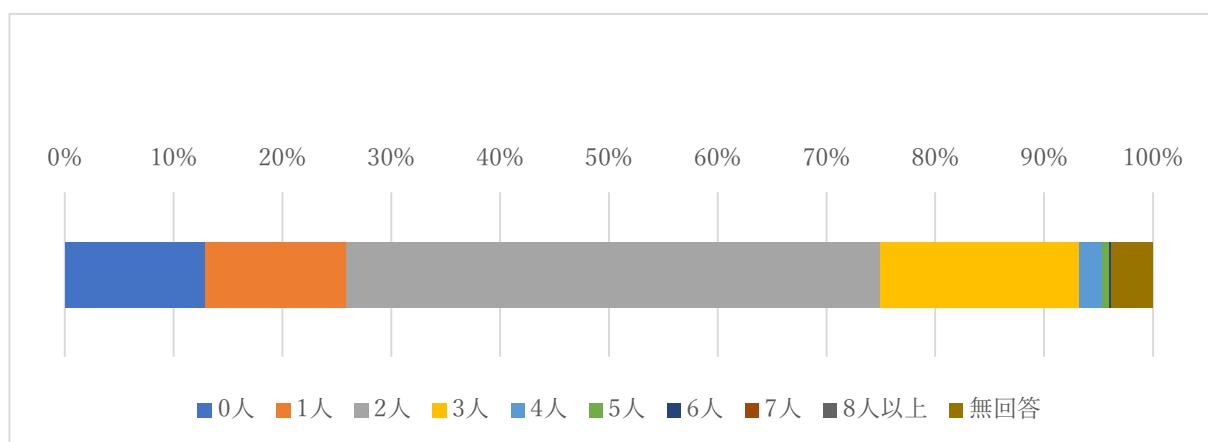
## 合計特殊出生率政令指定都市比較（平成 28 年）（上位 15 市）



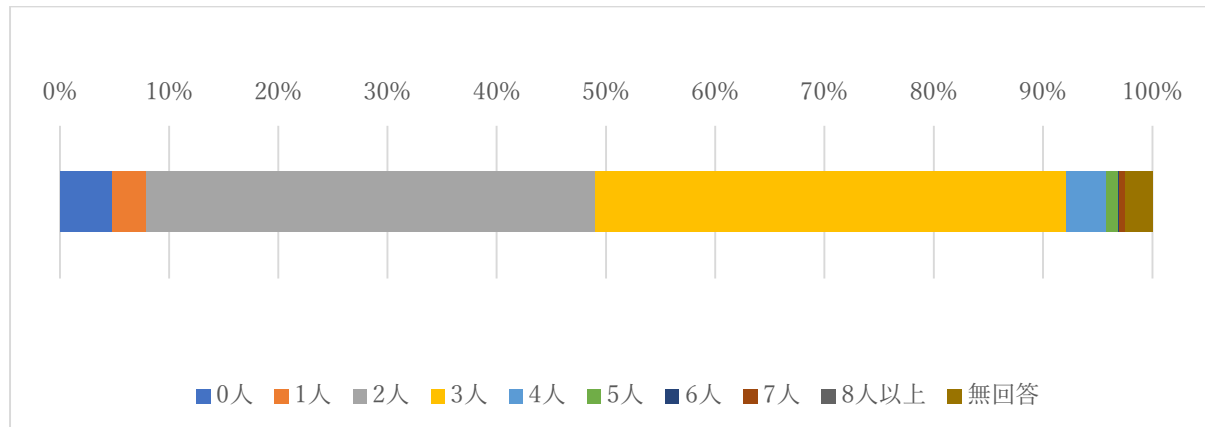
### (3) 出産・子育てに関するアンケート結果

「最終的に持つつもりの子どもの数」の平均は 1.88 人であり、「理想的な子どもの数」の平均は 2.46 人となっている。

最終的に持つつもりの子どもの数（n=2,545 人）



理想的な子どもの数（n=2,545 人）

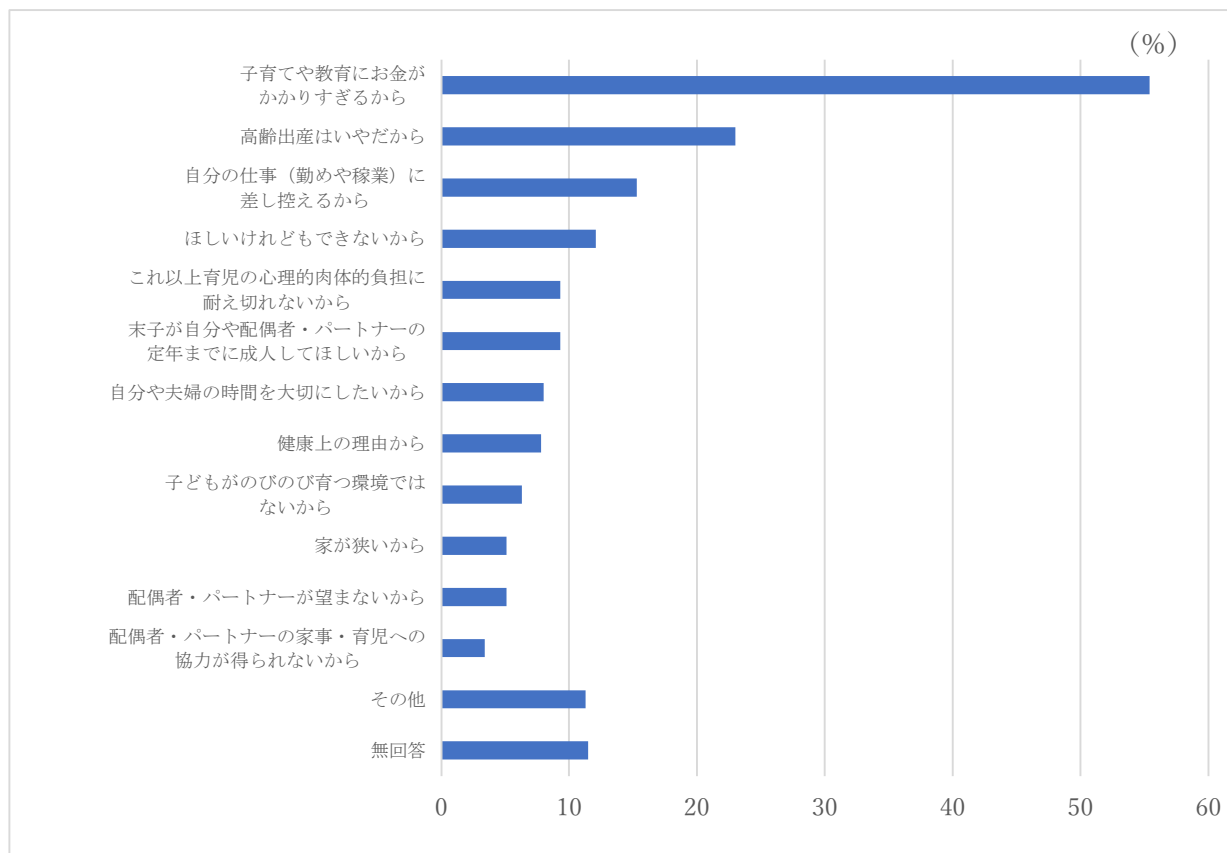


「最終的に持つつもりの子どもの数が理想よりも少ない理由」として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が他と比較して最も高くなっている。

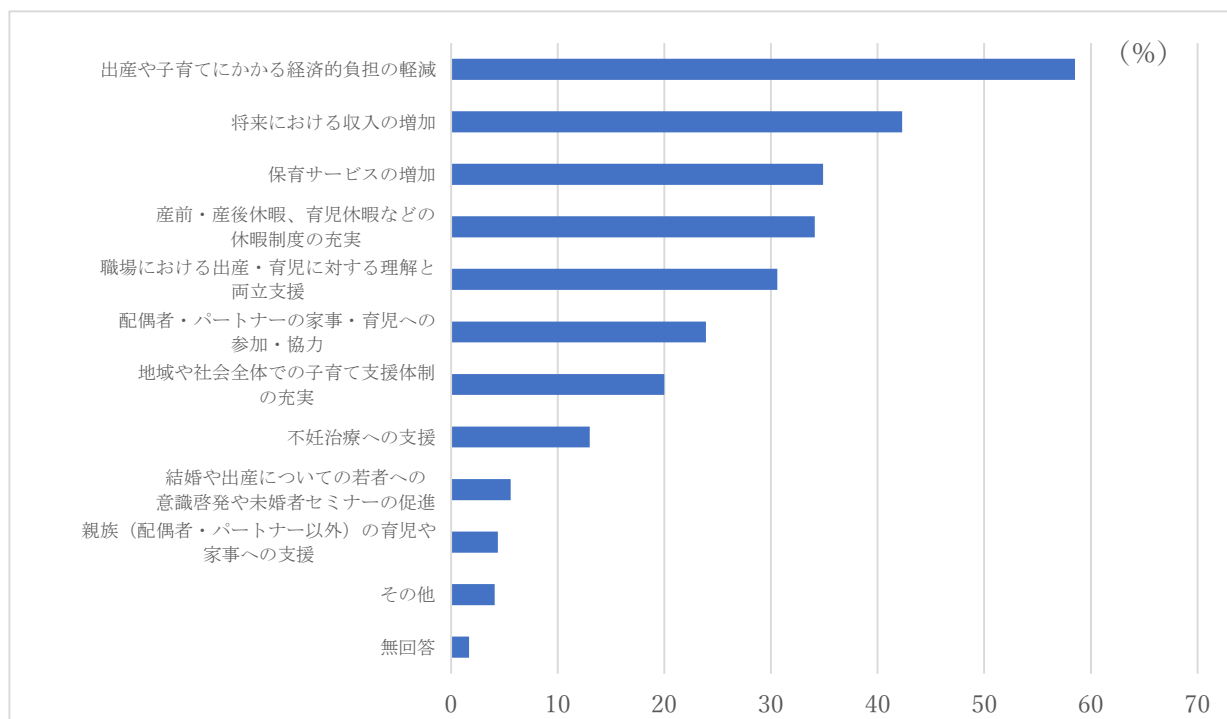
「今後どのようなことがあれば出産が増えてくると思うか」については、「出産や子育てにかかる経済的負担の軽減」、「将来における収入の増加」の経済的な面に加え、「保育サービス」、「産前・産後休暇、育児休暇など休暇制度の充実」、「職場における出産、育児に対する理解と両立支援」が 30%を超えている。

（出典：熊本市結婚・出産・子育てに関する意識調査）

### 最終的に持つつもりの子どもの数が理想より少ない理由



### 今後どのようなことがあれば出産が増えてくると思うか



#### 4. 市における取組

##### (1) 熊本市子ども輝き未来プラン 2015

### 基本理念

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。  
この子どもたちの最善の利益の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力に繋がり、本市の輝く未来へと繋がる。  
このような熊本市の実現のため、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、「子どもが輝くまち くまもと」づくりに取り組む。

基本理念をもとにビジョンとして描く、くまもとの子どもたちの姿

熊本市の子どもたちの姿（ビジョン）

全ての子どもたちの  
一人ひとりの幸福

自らの力で輝いて育つ子どもたち

地域（まち）の大人が見  
守り育てる子どもたち

①一人ひとりの子どもを尊重

安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

⑤子育て・親育ちの過程を支援

②子どもの生存と発達の保障

子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

⑥地域及び社会全体で支援

③地域ニーズに応じた総合的かつ多様な支援

子どもが育つ安心の環境づくり

⑦全ての子ども・子育て家庭の支援

④乳児・幼児・学童期などの発達段階に応じた適切な支援

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない少子化対策

⑧少子化対策としての総合的な支援

基本方針① 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

施策1 地域における子育て支援サービスの充実

- ①地域子育て支援拠点事業 ②子育てほっとステーションなど
- ③地域子育て支援事業 ④親の学びの推進

施策2 保育サービス及び幼児教育の充実

- ①認定こども園の支援 ②保育所の管理・運営及び支援
- ③幼稚園の管理・運営及び支援 ④地域型保育の充実
- ⑤認可外保育施設支援 ⑥保育の質の向上

施策3 放課後児童対策の推進

施策4 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

- ①児童虐待防止対策 ②社会的養護 ③障がい児施策

施策5 母子・父子家庭の自立支援の推進

- ①子育て・生活支援 ②就業支援・養育費の確保 ③経済的支援

施策6 子どもの貧困対策の推進

施策7 子育てにおける経済的支援の適切な実施

- ①児童手当給付 ②子ども医療・その他医療費助成
- ③助産施設入所 ④就園奨励・その他

基本方針② 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

施策1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進

- ①妊産前から妊娠・出産前までの支援 ②乳幼児期における支援
- ③歯科保健推進 ④予防接種 ⑤母子保健相談指導・訪問など

施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進



施策 3 食育の推進

施策 4 小児医療（緊急医療体制）の確保

施策 5 子どもの権利の保障

施策 6 学校教育の推進

施策 7 子ども・青少年の健全育成の推進

### 基本方針③ 子どもが育つ安心の環境づくり

施策 1 地域における子育て支援活動の推進

施策 2 子育てに役立つ情報提供等の推進

施策 3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し

施策 4 地域における子育て支援サービスの充実（再掲）

施策 5 保育サービス及び幼児教育の充実（再掲）

施策 6 放課後児童対策の推進（再掲）

施策 7 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援（再掲）

施策 8 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進（再掲）

施策 9 小児医療（緊急医療体制）の確保（再掲）

施策 10 子ども・青少年の健全育成の推進（再掲）

### 基本方針④ 「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

施策 1 結婚・妊娠・出産支援

施策 2 子育て支援の充実

施策 3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し（再掲）

(2) 各施策の成果指標の達成度

平成 30 年度における各施策の成果指標の達成度の評価は以下のとおりである。

- A 目標値を既に達成している。
- B 目標値は達成していないが、平成 30 年度の実績値は平成 25 年度の基準値よりも目標値に近く、順調に推移している。
- C 平成 30 年度の実績値は目標値よりも基準値に近く、順調に推移していない。
- D 基準値を下回った。

|                    | 計画の総括指標                       | 基準<br>H25 年 | 目標<br>R1 年 | 実績<br>H30 年 | 達成度 |
|--------------------|-------------------------------|-------------|------------|-------------|-----|
| 「子どもが輝くまち くまもと」づくり |                               |             |            |             |     |
|                    | 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (%) | 56.8        | 66.0       | 60.3        | B   |

【基本方針 1】安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

|                         | 政策・成果指標                                  | 基準<br>H25 年 | 目標<br>R1 年 | 実績<br>H30 年 | 達成度 |
|-------------------------|------------------------------------------|-------------|------------|-------------|-----|
| 地域における子育て支援サービスの充実      |                                          |             |            |             |     |
|                         | 地域子育て支援拠点施設利用者数 (人)                      | 111,901     | 123,086    | 117,602     | B   |
| 保育サービス及び幼児教育の充実         |                                          |             |            |             |     |
|                         | 待機児童数 (人) (3 月 1 日現在)                    | 858         | 0          | 590         | B   |
| 放課後児童対策の推進              |                                          |             |            |             |     |
|                         | 児童育成クラブ面積要件を満たさない施設数                     | 28          | 0          | 28          | C   |
| 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援 |                                          |             |            |             |     |
|                         | オレンジリボンサポーター養成講習会参加人数 (人：累計)             | 2,468       | 5,468      | 6,346       | A   |
|                         | 里親委託率 (%)                                | 7.67        | 15.5       | 10.77       | C   |
| 母子・父子家庭の自立支援の推進         |                                          |             |            |             |     |
|                         | 母子・父子家庭の自立支援プログラム策定者のうち就職者に結びついた者の割合 (%) | 67          | 79         | 78.7        | B   |
| 子どもの貧困対策の推進             |                                          |             |            |             |     |
|                         | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等                      | 94.8        | 98.9       | 94.7        | D   |

|                    |    |    |    |   |
|--------------------|----|----|----|---|
| 進学率（％）             |    |    |    |   |
| 子育てにおける経済的支援の適切な実施 |    |    |    |   |
| 給付・助言を適切に行っていく     | 実施 | 実施 | 実施 | A |

（保育サービス及び幼児教育の充実：待機児童数について）

指標については、当該年度の年度末の集計結果を用いているが、保育所等の入所については毎月 1 日付で集計するため、基準日が年度内の最後の集計日である 3 月 1 日となっている。一方、厚生労働省で全国の保育所等の状況を把握するために実施している調査においては基準日が 4 月 1 日となっている。3 月 1 日時点で待機児童となっている多くのものは 4 月 1 日には入所が決定しているため、一般的な公表数値としては 4 月 1 日時点の待機児童数を用いている。基準日を 4 月 1 日とした場合には、待機児童数は平成 28 年度から平成 30 年度はゼロ、令和元年度は 6 人となっている。

（「20. 保育定員・待機児童・保留児童数等について」 参照）

【基本方針 2】子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

| 政策・成果指標                         | 基準<br>H25 年    | 目標<br>R1 年 | 実績<br>H30 年 | 達成度 |
|---------------------------------|----------------|------------|-------------|-----|
| 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進        |                |            |             |     |
| 妊婦健康診査受診率（％）                    | 97.9           | 100        | 99.4        | B   |
| 幼児健康診査受診率（％） 1 歳 6 ヶ月           | 96.3           | 100        | 98.3        | B   |
| 幼児健康診査受診率（％） 3 歳児               | 94.1           | 100        | 97.9        | B   |
| 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進         |                |            |             |     |
| 薬物乱用防止対策を開催している小学校の割合（％）        | 100            | 100        | 100         | A   |
| 食育の推進                           |                |            |             |     |
| 朝食を毎日食べる子どもの割合（乳児）（％）           | 95.3<br>基準 H24 | 100        | 97.3        | B   |
| 小児医療（救急医療体制）の確保                 |                |            |             |     |
| 小児科の、現在の 365 日 24 時間体制の診察体制の維持  | 維持             | 維持         | 維持          | A   |
| 子どもの権利の保障                       |                |            |             |     |
| 熊本市に住む子どもの権利が守られていると感じる市民の割合（％） | 43.2<br>基準 H26 | 47.6       | 53.1        | A   |
| 学校教育の推進                         |                |            |             |     |
| 授業がわかりやすく楽しいと感じる子どもの割合          |                |            |             |     |

|                 |                    |         |         |         |   |
|-----------------|--------------------|---------|---------|---------|---|
|                 | ・小学生               | 88.5    | 92.5    | 90.8    | B |
|                 | ・中学生               | 78.1    | 82.1    | 83.2    | A |
| 子ども・青少年の健全育成の推進 |                    |         |         |         |   |
|                 | 校区青少年健全育成協議会活動参加者数 | 104,061 | 110,000 | 119,191 | A |

【基本方針3】子どもが育つ安心の環境づくり

| 政策・成果指標                                                         | 基準<br>H25 年      | 目標<br>R1 年 | 実績<br>H30 年 | 達成度 |
|-----------------------------------------------------------------|------------------|------------|-------------|-----|
| 地域における子育て支援活動の推進                                                |                  |            |             |     |
| 地域での子育て支援活動に参加した市民の割合（％）                                        | 18.2             | 26         | 12.3        | D   |
| 子育てに役立つ情報提供等の推進 計画当初（H25 年）の基準は市ホームページへのアクセス件数                  |                  |            |             |     |
| ホームページ「子育て」へのアクセス数（人）<br>H28 年から「熊本市結婚・子育て応援サイト<br>へのアクセス件数に変更」 | 108 万件<br>基準 H28 | 300 万件     | 326 万件      | A   |
| ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し                                           |                  |            |             |     |
| 熊本市においてワーク・ライフ・バランスが<br>できていると感じる市民の割合（％）                       | 18.4<br>基準 H28   | 28.8       | 26.8        | B   |
| 地域における子育て支援サービスの充実（再掲）                                          |                  |            |             |     |
| 地域子育て支援拠点施設利用者数（人）                                              | 111,901          | 123,086    | 117,602     | B   |
| 保育サービス及び幼児教育の充実（3 月 1 日現在）                                      |                  |            |             |     |
| 待機児童数（人）                                                        | 858              | 0          | 590         | B   |
| 放課後児童対策の推進（再掲）                                                  |                  |            |             |     |
| 児童育成クラブ面積要件を満たさない施設<br>数                                        | 28               | 0          | 28          | C   |
| 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援（再掲）                                     |                  |            |             |     |
| オレンジリボンサポーター養成講習会参加<br>人数（人：累計）                                 | 2,468            | 5,468      | 6,346       | A   |
| 里親委託率（％）                                                        | 7.67             | 15.5       | 10.77       | C   |
| 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進（再掲）                                    |                  |            |             |     |
| 妊婦健康診査受診率（％）                                                    | 97.9             | 100        | 99.4        | B   |
| 幼児健康診査受診率（％）1 歳 6 ヶ月                                            | 96.3             | 100        | 98.3        | B   |

|                     |                            |         |         |         |   |
|---------------------|----------------------------|---------|---------|---------|---|
|                     | 幼児健康診査受診率（％）3歳児            | 94.1    | 100     | 97.9    | B |
| 小児医療（緊急医療体制）の確保（再掲） |                            |         |         |         |   |
|                     | 小児科の、現在の365日24時間体制の診察体制の維持 | 維持      | 維持      | 維持      | A |
| 子ども・青少年の健全育成の推進（再掲） |                            |         |         |         |   |
|                     | 校区青少年健全育成協議会活動参加者数         | 104,061 | 110,000 | 119,191 | A |

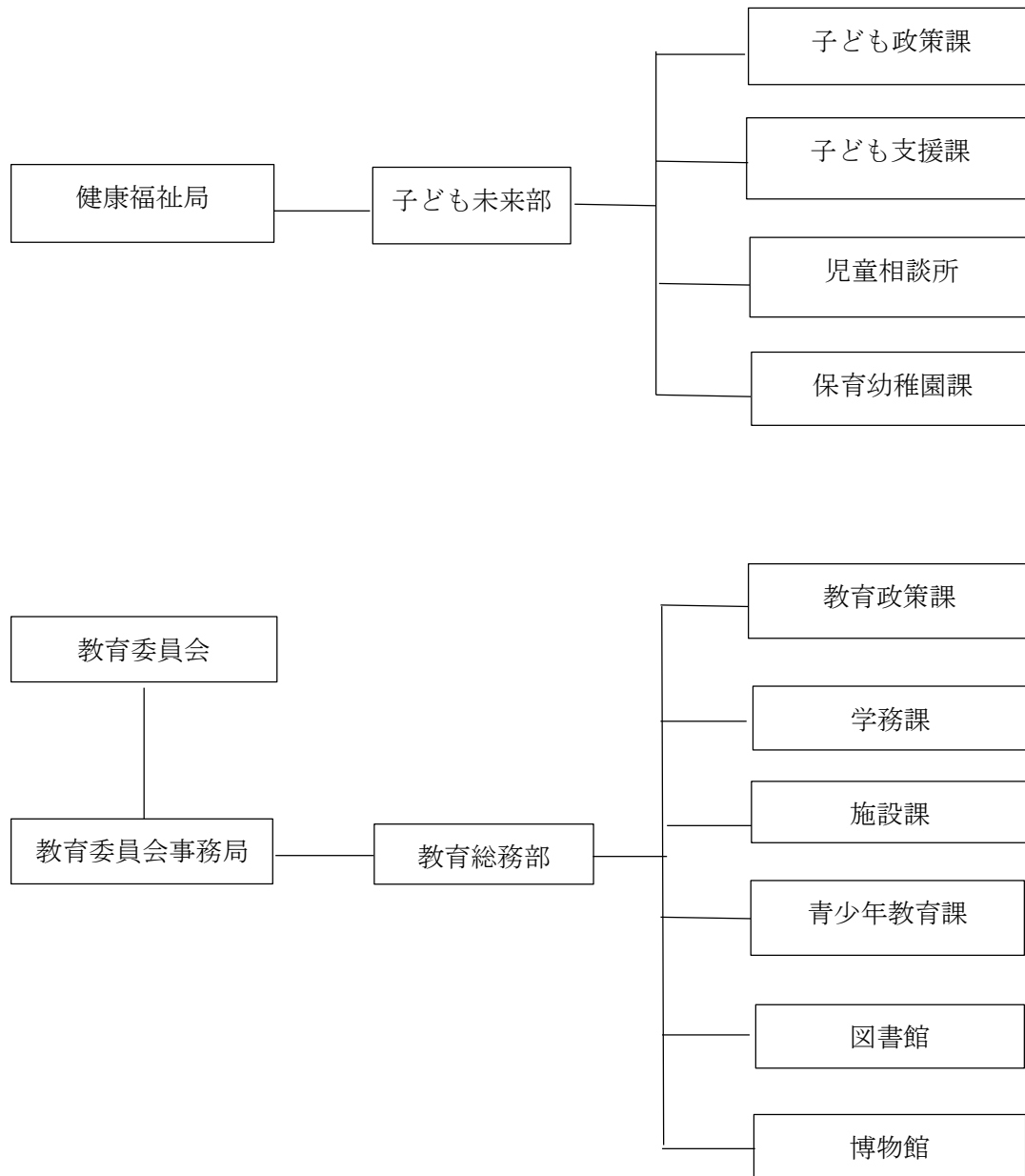
【基本方針4】「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策

| 政策・成果指標                               | 基準<br>H25年     | 目標<br>R1年 | 実績<br>H30年 | 達成度 |
|---------------------------------------|----------------|-----------|------------|-----|
| 結婚・妊娠・出産支援                            |                |           |            |     |
| 出生数 7,000人の維持（人）                      | 7,131          | 7,000人以上  | 6,766      | D   |
| 子育て支援の充実                              |                |           |            |     |
| 現在の子育て支援が楽しいと感じる市民の割合（％）              | 82.4           | 91        | 89.0       | B   |
| ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し（再掲）             |                |           |            |     |
| 熊本市においてワーク・ライフ・バランスができていると感じる市民の割合（％） | 18.4<br>基準 H28 | 28.8      | 26.8       | B   |

## 5. 監査対象部局について

### (1) 組織図

監査対象とした各部署の組織体制は以下のとおりである。(平成 31 年 4 月 1 日現在)



子ども未来部は、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課の4つから構成されている。

教育委員会事務局・教育総務部は教育政策課、学務課、施設課、青少年教育課、図書館、博物館の6つから構成されている。このうち、子ども子育て支援業務に関係するのは青少年教育課である。

## (2) 職員数

| 部局名    | 課名     | 職員数                                         |
|--------|--------|---------------------------------------------|
| 子ども未来部 | 子ども政策課 | 18 人                                        |
|        | 子ども支援課 | 45 人<br>(子ども・若者総合相談センター、西原公園児童館、勤労青少年ホーム含む) |
|        | 児童相談所  | 57 人<br>(一時保護所含む)                           |
|        | 保育幼稚園課 | 258 人<br>(19 保育園、4 児童発達支援ルーム含む)             |

| 部局名   | 課名     | 職員数  |
|-------|--------|------|
| 教育委員会 | 青少年教育課 | 22 人 |

## (3) 事務分掌

| (子ども政策課) |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 1        | 部内事務の連絡調整に関すること。                          |
| 2        | 子ども施策の総合的企画及び調整に関すること。                    |
| 3        | 少子化対策に関する調査研究、総合的企画及び調整に関すること。            |
| 4        | 児童福祉に関すること(他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。)        |
| 5        | 児童福祉施設の設置認可等に関すること(他課の所管に属するものを除く。)       |
| 6        | 社会福祉法人の認可に関すること(他課の所管に属するものを除く。)          |
| 7        | 児童福祉施設の管理、運営及び指導監督に関すること(他課の所管に属するものを除く。) |
| 8        | 児童福祉団体に関すること(他課の所管に属するものを除く。)             |
| 9        | 要保護児童等に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。              |
| 10       | 要保護児童対策地域協議会の総括に関すること。                    |
| 11       | 母子生活支援施設及び助産施設の設置及び廃止に関すること。              |

|                            |                                                                                           |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12                         | 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 51 条第 3 号に規定する助産の実施又は母子保護の実施(次号において「助産等の実施」という。)に要する費用の支弁に関すること。 |
| 13                         | 助産等の実施に係る児童福祉法第 56 条第 2 項の規定に基づく負担金の徴収に関すること。                                             |
| 14                         | 母子保健に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                               |
| 15                         | 母子に係る医療給付に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                          |
| 16                         | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。                                                                   |
| 17                         | 子どもの未来応援基金運営委員会に関すること。                                                                    |
| 18                         | 小児慢性特定疾病審査会に関すること。                                                                        |
| 19                         | いじめ問題再調査委員会に関すること。                                                                        |
| 20                         | 子どもの未来応援基金に関すること。                                                                         |
|                            |                                                                                           |
| (子ども支援課)                   |                                                                                           |
| 1                          | 子育て家庭の支援に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                           |
| 2                          | 児童手当に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                               |
| 3                          | 子ども医療費助成に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                           |
| 4                          | ひとり親家庭支援に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                           |
| 5                          | 母子家庭等自立支援給付金に関すること。                                                                       |
| 6                          | 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。                                                                      |
| 7                          | 就学前家庭教育に関すること。                                                                            |
| 8                          | 児童厚生施設の設置、管理、運営及び廃止に関すること。                                                                |
| 9                          | 児童厚生施設の設置認可等及び指導監督に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                                                 |
| 10                         | 児童館との連絡調整に関すること。                                                                          |
| 11                         | 西原公園児童館(室)に関すること。                                                                         |
| 12                         | 勤労青少年ホーム(室)に関すること。                                                                        |
| 13                         | 子ども・若者総合相談センター(室)に関すること。                                                                  |
| 14                         | 子育て支援センターの管理及び運営に関すること。                                                                   |
| 15                         | 子ども文化会館に関すること。                                                                            |
| 16                         | 城南児童館に関すること。                                                                              |
| 17                         | 児童館運営審議会に関すること。                                                                           |
|                            |                                                                                           |
| (子ども支援課 子ども・若者総合相談センター(室)) |                                                                                           |
| 1                          | 子ども・若者に係る総合的相談に関すること。                                                                     |
| 2                          | 子ども・若者に係る相談の調整に関すること。                                                                     |



|                      |                                                                     |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                      |                                                                     |
| (子ども支援課 西原公園児童館(室))  |                                                                     |
| 1                    | 西原公園児童館の管理及び運営に関する事。                                                |
| 2                    | 西原公園児童館の使用許可に関する事。                                                  |
|                      |                                                                     |
| (子ども支援課 勤労青少年ホーム(室)) |                                                                     |
| 1                    | 勤労青少年ホームの管理及び運営に関する事。                                               |
| 2                    | 勤労青少年ホームの使用許可及び使用料に関する事。                                            |
| 3                    | 勤労青少年ホーム運営委員会に関する事。                                                 |
|                      |                                                                     |
| (児童相談所)              |                                                                     |
| 1                    | 児童相談所の管理及び運営に関する事。                                                  |
| 2                    | 里親の登録に関する事。                                                         |
| 3                    | 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)に基づく施設入所措置児童への接近禁止命令に関する事。           |
| 4                    | 児童福祉法第 24 条の 2 の規定に基づく障害児入所給付費の支給に関する事。                             |
| 5                    | 児童福祉法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 3 に規定する措置の実施に要する費用の支弁に関する事。                |
| 6                    | 児童福祉法第 50 条第 8 号に規定する措置に要する費用の支弁に関する事。                              |
| 7                    | 第 5 号に規定する措置に係る児童福祉法第 56 条第 2 項の規定に基づく負担金の徴収に関する事。                  |
| 8                    | こどもセンターの管理に関する事。                                                    |
| 9                    | 一時保護所(室)に関する事。                                                      |
|                      |                                                                     |
| (保育幼稚園課)             |                                                                     |
| 1                    | 市立保育所の設置及び廃止に関する事。                                                  |
| 2                    | 社会福祉法人の認可に関する事(他課の所管に属するものを除く。)                                     |
| 3                    | 保育所及び認定こども園の設置認可等並びに家庭的保育事業等の認可等に関する事。                              |
| 4                    | 児童厚生施設の設置認可等に関する事(他課の所管に属するものを除く。)                                  |
| 5                    | 市立保育所の管理及び運営に関する事。                                                  |
| 6                    | 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の指導監督に関する事(他課の所管に属するものを除く。)                     |
| 7                    | 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく子どものための教育・保育給付に関する事(他課の所管に属するものを除く。) |
| 8                    | 保育所等の保育料に関する事(他課の所管に属するものを除く。)                                      |

|              |                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| 9            | 認可外保育施設に関すること。                                           |
| 10           | 児童福祉団体に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                            |
| 11           | 私立学校(幼稚園に限る。)の助成に関すること。                                  |
| 12           | 児童発達支援ルームの管理及び運営に関すること。                                  |
|              |                                                          |
| (各区役所保健子ども課) |                                                          |
| 1            | 保健に係る総合的相談に関すること。                                        |
| 2            | 地域保健及び福祉に係る統計及び調査に関すること。                                 |
| 3            | 母子健康手帳の交付に関すること。                                         |
| 4            | 母子保健に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                              |
| 5            | 栄養改善及び食育推進に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                        |
| 6            | 健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する健康手帳の交付に関すること。                   |
| 7            | 各種健康診査に関すること。                                            |
| 8            | 健康教育、健康相談その他健康の保持及び増進に関すること。                             |
| 9            | 生活保護受給者等の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。                          |
| 10           | 成人保健に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                              |
| 11           | 地域における健康づくり活動に関すること。                                     |
| 12           | 歯及び口腔の保健に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                          |
| 13           | 地域における精神保健活動に関すること。                                      |
| 14           | 保健訪問活動に関すること。                                            |
| 15           | 予防接種に関すること。                                              |
| 16           | 要保護児童等に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                            |
| 17           | 要保護児童対策地域協議会に関すること。                                      |
| 18           | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による通告児童等の措置に関すること(福祉事務所の所管に属するものを除く。) |
| 19           | 母子に係る医療給付の申請の受付等に関すること。                                  |
| 20           | 子育て家庭の支援に係る申請の受付、審査及び決定に関すること。                           |
| 21           | 児童手当に係る申請の受付等に関すること。                                     |
| 22           | 子ども医療費の助成に係る申請の受付等に関すること。                                |
| 23           | ひとり親家庭支援に関すること(他課の所管に属するものを除く。)                          |
| 24           | 子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び保育料の決定に関すること。                     |
| 25           | 保育所等の保育料に係る納付相談及び減免の受付に関すること(他課の所管に属するものを除く。)            |
| 26           | 中央区健康センターに関すること(中央区役所に限る。)                               |
| 27           | 東区健康センターに関すること(東区役所に限る。)                                 |

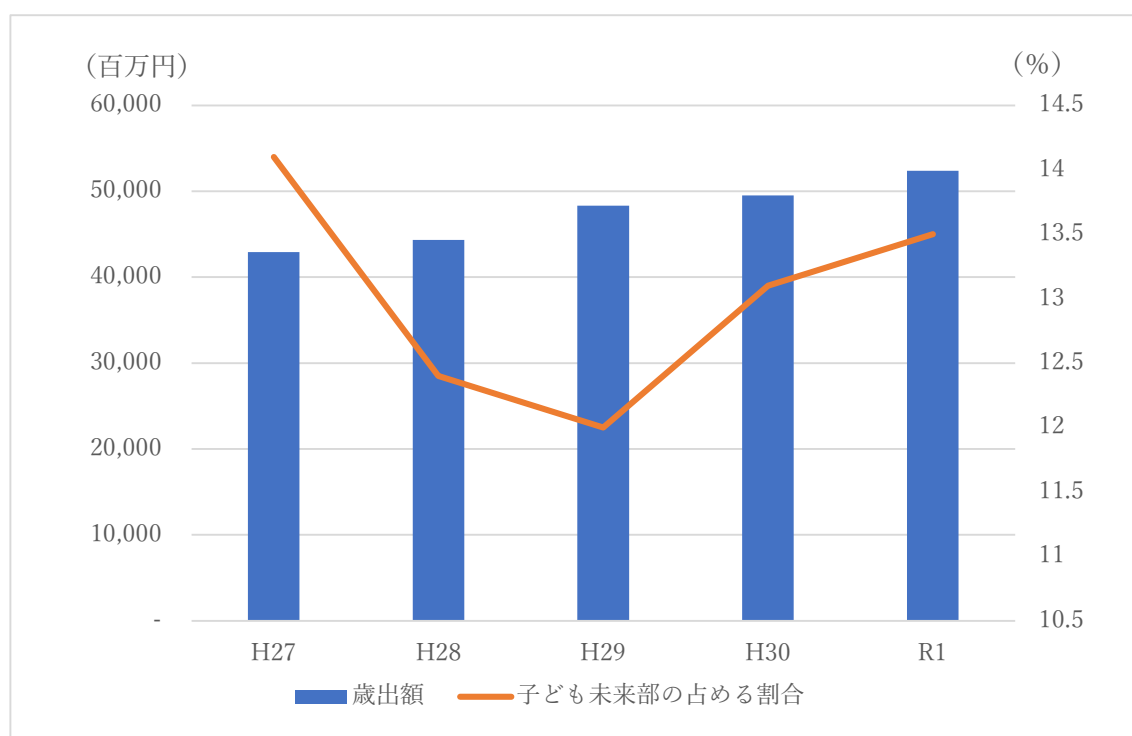
|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 28       | 西区健康センターに関する事(西区役所に限る。)          |
| 29       | 南区健康センターに関する事(南区役所に限る。)          |
| 30       | 北区健康センターに関する事(北区役所に限る。)          |
|          |                                  |
| (青少年教育課) |                                  |
| 1        | 青少年教育に関する事。                      |
| 2        | 青少年の指導及び育成に関する事(他課の所管に属するものを除く。) |
| 3        | 家庭教育に関する事。                       |
| 4        | 金峰山少年自然の家に関する事。                  |
| 5        | 熊本市立野外教育施設運営協議会に関する事。            |
| 6        | 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会に関する事。      |

(4) 一般会計に占める割合

一般会計に対する子ども未来部事業費の割合

(単位：千円)

|                   | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度      | H30 年度      | R 1 年度      |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A 一般会計<br>歳出決算額   | 303,365,369 | 357,338,648 | 402,724,589 | 377,987,522 | 388,346,702 |
| B 子ども未来<br>部歳出決算額 | 42,918,638  | 44,321,388  | 48,333,341  | 49,523,045  | 52,403,999  |
| B/A               | 14.1%       | 12.4%       | 12.0%       | 13.1%       | 13.5%       |



内訳

(単位：千円)

| 区分     | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | R 1 年度     |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 子ども政策課 | —          | —          | —          | 1,604,294  | 1,573,956  |
| 子ども支援課 | 19,500,359 | 19,311,881 | 20,657,766 | 18,945,610 | 19,918,259 |
| 児童相談所  | 2,268,163  | 2,353,105  | 2,442,093  | 2,541,684  | 2,676,629  |
| 保育幼稚園課 | 21,150,116 | 22,656,402 | 25,233,482 | 26,431,457 | 28,235,155 |
| 合計     | 42,918,638 | 44,321,388 | 48,333,341 | 49,523,045 | 52,403,999 |

- ・ 子ども未来部は平成 28 年度に新設されている。平成 27 年度の数値は旧来の各課等数値を集計したもの。
- ・ 子ども政策課は平成 30 年度に子ども支援課から分離している。

上記の数値に青少年教育課（青少年育成課）を加えた場合には以下ようになる。

（単位：千円）

| 区分     | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | R 1 年度     |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 子ども政策課 | —          | —          | —          | 1,604,294  | 1,573,956  |
| 子ども支援課 | 19,500,359 | 19,311,881 | 20,657,766 | 18,945,610 | 19,918,259 |
| 児童相談所  | 2,268,163  | 2,353,105  | 2,442,093  | 2,541,684  | 2,676,629  |
| 保育幼稚園課 | 21,150,116 | 22,656,402 | 25,233,482 | 26,431,457 | 28,235,155 |
| 青少年教育課 | 781,983    | 743,388    | 765,538    | 839,558    | 809,267    |
| 合計     | 43,700,621 | 45,064,776 | 49,098,879 | 50,362,603 | 53,213,266 |

- ・ 青少年教育課は平成 27 年度までは青少年育成課として市長事務部局にあり、平成 28 年度以降は教育委員会事務局教育総務部となっている。
- ・ 青少年教育課の主な事業費は、児童育成クラブ管理運営経費である。  
（令和元年度 715,972 千円）

(5) 事業一覧

子ども未来部（子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）及び青少年教育課の事業一覧は以下のとおりである。

①子ども政策課（予算額、決算額はいずれも令和元年度の数値 単位：千円）

| No | 事業名             | 事業内容                                                                | 予算額      | 決算額      |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1  | 妊婦・乳児健康診査事業     | 妊婦健康診査及び乳児健康診査(3 か月児、7 か月児) を医療機関に委託して実施する。                         | 688, 045 | 655, 655 |
| 2  | こんにちは赤ちゃん事業     | 助産師会や産科医療機関をはじめ、地域組織の協力を得ながら、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に対する訪問を実施する。      | 15, 682  | 13, 496  |
| 3  | 養育支援家庭訪問事業      | 養育支援が特に必要な妊産婦、乳児に対して、助産師、保健師等による訪問支援、産後ホームヘルプサービスを実施する。             | 5, 153   | 3, 455   |
| 4  | 子育て支援短期利用事業     | 保護者が疾病や社会的な理由等で子どもの世話ができなくなった場合に、一時的に児童福祉施設で預り又は保護を行う。              | 7, 100   | 3, 228   |
| 5  | 要保護児童対策事業       | 虐待予防及び早期発見・対応のため、市要保護児童対策地域協議会の運営と各区に児童虐待相談員の配置等を行うとともに、職員の資質向上を図る。 | 13, 201  | 12, 980  |
| 6  | 熊本市子どもの未来応援基金事業 | 子育て支援活動や子ども食堂の運営を行う団体に活動資金の一部を助成する。                                 | 4, 631   | 4, 263   |
| 7  | 小児慢性特定疾病医療支援事業  | 小児慢性特定疾病医療支援に該当する疾病を治療中の 18 歳未満の児童に対して医療費を支給する。                     | 252, 503 | 252, 013 |
| 8  | 助産・母子生活支援施設措置事業 | 助産施設での出産や保護を必要とする母子の、母子生活支援施設への入所措置を行う。                             | 179, 256 | 177, 546 |
| 9  | 不妊治療費助成事業       | 不妊治療のうち、人工授精、体外受精                                                   | 173, 415 | 145, 832 |

|    |                      |                                                                  |         |         |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|    |                      | 及び顕微授精について、その費用の一部を助成する。                                         |         |         |
| 10 | 養育医療・療養援護事業          | 身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が指定医療機関で入院治療を受ける医療費を負担する。                       | 120,900 | 118,398 |
| 11 | 子育て世代包括支援センター管理運営事業  | 妊娠届出を受け、親子（母子）健康手帳の交付を行う。専門職等が面接を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。     | 46,422  | 42,419  |
| 12 | 幼児健康診査事業             | 幼児健診（1歳6か月健診、3歳児健診）の結果、精密検査が必要な者に対して専門の医療機関で検査を実施する。             | 35,437  | 33,080  |
| 13 | 先天性代謝異常等検査事業         | フェニールケトン尿症などの先天性代謝異常や、先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）等、20の病気の検査を行う。           | 26,147  | 23,625  |
| 14 | 育成医療事業               | 身体上の障がい、または将来において障がいを残すと認められる児童であって、確実に治療効果が期待できる者に対して医療費の給付を行う。 | 25,338  | 22,474  |
| 15 | 妊娠・出産包括支援事業          | 切れ目のない支援のため、関係機関との連携会議を行う。また、地域の社会資源と連携し、子育て支援活動を展開する。           | 15,084  | 14,180  |
| 16 | 妊婦・乳児健康診査システム改修事業    | 乳幼児健診等の情報連携を行うため、システム改修を行う。                                      | 10,560  | 10,560  |
| 17 | 産前・産後母子支援事業          | 特定妊婦等への支援の具体的な仕組みの検討、相談支援を行うとともに、予期せぬ妊娠・出産に関する相談に対し、24時間体制で対応する。 | 8,800   | 8,800   |
| 18 | 健康センター管理事業           | 健康センター清水分室・平成分室の管理経費。                                            | 9,330   | 8,094   |
| 19 | 熊本県立清水が丘学園施設整備費負担金事業 | 県が行う清水が丘学園の施設整備に向けた基本計画策定等に対する費用を負担する。                           | 4,786   | 4,403   |

|    |                        |                                                                                        |       |       |
|----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 20 | 児童衛生費<br>一般管理経費事業      | 保健福祉情報システム関係のOCR<br>帳票の作成や母子保健関係の情報収<br>集を行う。                                          | 3,913 | 3,853 |
| 21 | 児童福祉施設等ブロック<br>塀安全改修事業 | 児童福祉施設等のブロック塀を改修<br>するための事業費を助成する。                                                     | 3,296 | 3,296 |
| 22 | 健康センター管理事業             | 健康センター清水分室新館空調設備<br>改修工事。健康センター平成分室建築<br>中規模改修工事。                                      | 6,600 | 2,486 |
| 23 | 妊婦歯科検診事業               | 妊婦を対象として、妊婦歯科検診を歯<br>科医療機関に委託して実施する。                                                   | 2,740 | 2,636 |
| 24 | 子ども・子育て新制度関連<br>事業     | 子ども・子育て支援事業計画(第二期)<br>の策定及び子ども・子育て新制度の円<br>滑な実施のため、熊本市社会福祉審議<br>会児童福祉専門分科会の運営等を行<br>う。 | 2,354 | 1,699 |
| 25 | 子育て支援情報提供事業            | 「結婚・子育て応援サイト」ホームペ<br>ージの運用や、「満1歳おめでとうカ<br>ード」を満1歳時に送るなど、適切な<br>時期に必要な情報提供を実施する。        | 1,519 | 1,469 |
| 26 | 妊婦・乳児健康診査事業            | 各区役所保健子ども課において、発育<br>について経過観察が必要な乳幼児等<br>に対し、経過観察健診を月1回実施す<br>る。                       | 1,105 | 1,000 |
| 27 | 児童養護施設等の生活向<br>上環境改善事業 | 新型コロナウイルス感染防止のため<br>の居室の個室化、改修、及びマスク、<br>消毒液消耗品、空気清浄機等の備品購<br>入費の補助を行う。                | 8,200 | 804   |
| 28 | 少子化対策推進事業              | 結婚から子育てに関する情報提供・意<br>識啓発や仕事と子育ての両立支援等<br>に繋がる取組を行う。                                    | 500   | 500   |
| 29 | 放課後学習教室開催事業            | 教員退職者や地域の協力者の支援に<br>よる空き教室等を活用した「放課後学<br>習教室」を実施する。                                    | 600   | 285   |
| 30 | 児童入所施設活動支援事<br>業       | 児童福祉施設の入所児童を対象とし<br>たスポーツ大会を熊本県等と共催で<br>実施するとともに、年末に児童福祉施                              | 157   | 140   |



|    |                  |                                                          |           |           |
|----|------------------|----------------------------------------------------------|-----------|-----------|
|    |                  | 設を訪問し、児童の激励を行う。                                          |           |           |
| 31 | 団体助成事業           | 熊本県助産師会母親学級協議会が実施する電話相談事業等に対する事業費の助成を行う。                 | 90        | 90        |
| 32 | 児童養護施設等の職員人材確保事業 | 児童養護施設等が、実習を受けた学生を就職前に一定期間非常勤職員として雇用する場合に、施設に対し一定額を支給する。 | 550       | 37        |
| 33 | 一般管理経費           | 子ども政策課の管理経費。                                             | 1,641     | 1,160     |
|    |                  | 合計                                                       | 1,675,055 | 1,573,956 |

事業内容のヒアリングを行い、金額的重要性も考慮して、監査対象を選定している。(1～6)

(1～6)：上記一覧表の左側 No に対応している。

- ・妊婦・乳児健康診査事業（1）とこれに関連すると考えられる事業（2～5）を対象とした。
- ・熊本市子どもの未来応援基金事業（6）には、近年、注目されている「子ども食堂」関連事業が含まれるため対象とした。

## ②子ども支援課

(予算額、決算額はいずれも令和元年度の数値 単位：千円)

| No | 事業名             | 事業内容                                                                        | 予算額        | 決算額        |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 1  | 児童手当給付事業        | 児童手当法に基づき、中学校終了前の児童を養育しているものに対して手当を支給する全国同一の制度。市町村が申請・認定・支給等の事務を行う。         | 12,016,895 | 12,016,195 |
| 2  | 児童扶養手当給付事業      | 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を共にしていない児童を養護している母親等に対して手当を支給する全国同一の制度。                | 4,820,000  | 4,803,526  |
| 3  | 子ども医療費助成事業      | 0歳児から中学修了までの子どもの医療費を助成する制度。                                                 | 1,965,673  | 1,965,293  |
| 4  | 子ども医療費助成事務委託事業  | 子ども医療費助成事業等に伴うデータ入力業務委託。                                                    | 17,074     | 14,875     |
| 5  | ひとり親家庭等医療費助成事業  | 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を共にしていない児童を養護している母子等に対して医療機関等に支払う保険診療分の本人負担額の2/3を助成する。 | 272,885    | 260,333    |
| 6  | 病児・病後児保育事業      | 小学校6年生までの病気や病気回復期の子どもを医療機関等で一時的に預かり、保護者の仕事と育児の両立を支援する。                      | 111,492    | 96,021     |
| 7  | 母子家庭等自立支援給付金事業  | 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付金制度。                                   | 104,000    | 91,643     |
| 8  | 私立地域子育て支援センター事業 | 地域における子育て支援の拠点施設として、子育て相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行うとともに、地域に出向いた活動を実施する。          | 46,548     | 42,048     |
| 9  | 公立地域子育て支援センター事業 | 地域における子育て支援の拠点施設として、子育て相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行                               | 22,100     | 17,407     |

|    |                                    |                                                                                      |        |        |
|----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
|    |                                    | うとともに、地域に出向いた活動を実施する。                                                                |        |        |
| 10 | 総合子育て支援センター事業                      | 子育て支援センターの中核的機能を担うとともに、子育て支援ボランティアの養成を行う。                                            | 9,400  | 8,585  |
| 11 | 街なか子育てひろば事業                        | 街なかの子育て支援の拠点施設として、子育てに係る相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行う。                                     | 5,300  | 4,475  |
| 12 | 熊本市児童館管理運営事業                       | 児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、地域の児童幼児及びその保護者を対象として、様々な事業を企画運営し、また母親クラブ等の地域組織と地域に密着した活動を展開している。 | 41,426 | 40,761 |
| 13 | 城南児童館施設管理事業                        | 熊本市・城南町新市基本計画に基づく城南児童館運営事業。                                                          | 18,679 | 18,672 |
| 14 | 西原公園児童館管理運営事業                      | 児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、地域の児童幼児及びその保護者を対象として、様々な事業を企画運営し、また母親クラブ等の地域組織と地域に密着した活動を展開している。 | 5,196  | 4,859  |
| 15 | 民間児童館活動事業助成事業                      | 地域組織活動の育成助長、自然体験活動事業、年長児等来館促進事業など民間児童館における児童の健全育成に必要な活動の実施について、助成を行う。                | 1,500  | 1,500  |
| 16 | 児童館管理運営事業                          | 熊本市児童館条例及び同施行規則に基づき設置された熊本市児童館運営審議会運営に係る経費。                                          | 241    | 233    |
| 17 | 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 地域における子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(協力会員)の会員組織による相互援助活動を行う。ファミリーサポートセンター事務局が会          | 19,712 | 18,156 |

|    |                           |                                                                                              |         |         |
|----|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|    |                           | 員間の活動調整を行っている。                                                                               |         |         |
| 18 | 子ども・若者総合相談センター運営事業        | 電話やメール、面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に対応し緊急性や専門性の高い相談については専門機関へつなぐ。                                 | 13,397  | 11,388  |
| 19 | 子ども文化会館施設管理事業（指定管理料）      | 子ども支援・子育て支援施設としての、子ども文化会館指定管理者へ支払う指定管理料。                                                     | 178,493 | 178,472 |
| 20 | 児童扶養手当システム改修事業            | 児童扶養手当における福祉系システムの改修に係る経費。                                                                   | 99,900  | 99,689  |
| 21 | 子ども文化会館施設管理事業             | 子ども文化会館の快適な施設維持のための備品の整備、施設修繕の経費。                                                            | 117,967 | 80,802  |
| 22 | 児童手当・児童扶養手当等事務経費事業        | 各区役所保健子ども課における会計年度任用職員雇用に係る経費及び子ども支援課における児童扶養手当給付事務に係る経費。                                    | 41,069  | 39,183  |
| 23 | 母子家庭等就業・自立支援事業            | 母子家庭等や寡婦の将来への希望を育むため、各種の相談や技能習得講座、教養講座、並びに児童健全育成事業、自主事業などを行う。                                | 21,161  | 21,016  |
| 24 | 審査事務集約事業                  | 従来、各区保健子ども課で実施していた業務を集約化し、業務委託及び RPA（入力業務を自動化するソフトウェア）を活用することで、事務処理の効率化及び職員の負担軽減（超過勤務削減）を図る。 | 16,401  | 16,338  |
| 25 | 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業 | 2019 年 10 月から消費税が引き上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対して給付を行う。            | 32,846  | 13,661  |
| 26 | 福祉系システム改修事業               | 税制改正に伴う福祉系システムの改修に係る経費。                                                                      | 15,000  | 12,518  |
| 27 | 児童手当給付事務経費事               | 子ども支援課における児童手当給                                                                              | 12,462  | 11,306  |

|    |                       |                                                                                                                                                                        |       |       |
|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
|    | 業                     | 付事務に係る経費。                                                                                                                                                              |       |       |
| 28 | 母子父子寡婦福祉資金償還促進事業      | 母子父子寡婦福祉資金滞納金の徴収に努め、未収金の解消を図る。                                                                                                                                         | 7,090 | 6,945 |
| 29 | 母子父子自立支援員設置事業         | 母子・寡婦及び父子家庭等の自立に必要な情報提供及び相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付業務並びに母子家庭等の自立支援に関する給付事業の円滑な運営を図る。                                                                                           | 4,729 | 4,718 |
| 30 | 母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業 | 自立、就労意欲のある児童扶養手当受給者に対し、母子家庭等就業・自立支援事業や公共職業安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、自立支援プログラムを策定し継続的な自立・就労支援を行う。                                                                     | 5,131 | 4,701 |
| 31 | 子ども医療費助成事業            | 子ども医療費助成制度拡大分における人件費及び事務費等。                                                                                                                                            | 4,237 | 3,842 |
| 32 | 勤労青少年ホーム一般管理経費事業      | 勤労青少年の福利厚生及び健全育成を図るための施設運営経費。                                                                                                                                          | 4,128 | 3,762 |
| 33 | 養育費相談員設置事業            | 養育費に関する相談希望者に対し、専門知識を有する相談員が面接を行い、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談・調整や情報提供を行う。                                                                                                   | 2,349 | 2,335 |
| 34 | ひとり親家庭等日常生活支援事業       | 母子・寡婦及び父子家庭等の技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣 | 1,000 | 872   |

|    |                |                                                                                                            |            |            |
|----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
|    |                | し、ひとり親家庭の生活の安定を図る。                                                                                         |            |            |
| 35 | 勤労青少年ホーム事業経費事業 | 青少年が意欲を持って社会生活を充実させられるように、また健全な余暇活動の場を提供するため、各種講座等を開催し、青少年の自立と有為な社会人として成長するよう支援する。                         | 910        | 845        |
| 36 | 一般管理経費         | 子ども支援課の業務に係る経費。                                                                                            | 797        | 733        |
| 37 | 各種団体助成事業       | 各種研修会や講演会等の事業、児童の健全育成活動、各種相談事業を実施するほか、就労支援事業の実施を通じて市内母子家庭の母、寡婦等の福祉向上と自立促進に貢献しており公益上の必要性が高いため、本会への事業費補助を行う。 | 551        | 551        |
|    |                | 合計                                                                                                         | 20,057,739 | 19,918,259 |

事業内容のヒアリングを行い、金額的重要性も考慮して、監査対象を選定している。(1～18)

(1～18)：上記一覧表の左側 No に対応している。

以下の事業については、相互に関連性があるため併せて対象としている。

- ・子ども医療費助成事業 (3)
- ・子ども医療費助成事務委託事業 (4)
  
- ・私立地域子育て支援センター事業 (8)
- ・公立地域子育て支援センター事業 (9)
- ・総合子育て支援センター事業 (10)
- ・街なか子育てひろば事業 (11)
  
- ・熊本市児童館管理運営事業 (12)
- ・城南児童館施設管理事業 (13)
- ・西原公園児童館管理運営事業 (14)
- ・民間児童館活動事業助成事業 (15)
- ・児童館管理運営事業 (16)

- ・子ども文化会館については、過年度に複数回、外部監査の対象となっているので、今回、対象外とした。
  - ・子ども文化会館施設管理事業（指定管理料）（19）
  - ・子ども文化会館施設管理事業（21）
- ・システム関連については対象外とした。
  - ・児童扶養手当システム改修事業（20）

この他に、子ども支援課の事業として母子父子寡婦福祉資金貸付金事業(特別会計)がある。

(予算額、決算額はいずれも令和元年度の数値 単位：千円)

| No | 事業名             | 事業内容                                                        | 予算額     | 決算額     |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 38 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 | 母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行う。 | 206,000 | 146,743 |

事業内容のヒアリングを行い、金額的重要性も考慮して、母子父子寡婦福祉資金貸付金事業(特別会計)は監査対象として選定している。

## ③児童相談所

(予算額、決算額はいずれも令和元年度の数値 単位：千円)

| No | 事業名               | 事業内容                                                               | 予算額       | 決算額       |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 1  | 児童入所施設措置事業        | 保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当な児童の養育のため、児童福祉施設入所や里親委託等に要する費用を交付する。      | 2,062,197 | 2,058,865 |
| 2  | 障害児童施設措置・給付事業     | 保護者のいない児童等の養育のため、障害児施設入所等に要する費用を交付する。また、指定知的障害児施設等の支援に要する費用を支給する。  | 475,000   | 472,946   |
| 3  | 児童相談所管理運営事業       | 児童の福祉に関する各種業務を行う。                                                  | 36,418    | 35,287    |
| 4  | 一時保護所管理運営事業       | 児童相談所に附属し、おおむね2歳以上18歳未満の子どもを対象に保護し、必要な援助を行うための管理運営を行う。             | 31,346    | 29,924    |
| 5  | こどもセンター管理運営事業     | 児童相談所・教育相談室・障害者福祉相談所を備えたこどもセンターの管理運営を行う。                           | 29,616    | 27,846    |
| 6  | 児童自立支援施設事務委託事業    | 生活指導等を要する児童を入所させ、社会生活に適應できるよう支援するため、児童自立支援施設に関する事務を熊本県に委託する。       | 46,000    | 23,944    |
| 7  | 夜間・休日子ども・若者総合相談事業 | 夜間・休日等閉庁時における子ども・若者に関する電話相談及び児童相談所の時間外電話対応を行う。                     | 9,829     | 9,670     |
| 8  | 児童虐待防止対策支援事業      | 児童虐待に対して、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な対応を可能とする体制を確保する。     | 8,670     | 8,356     |
| 9  | 里親制度普及・委託推進事業     | NPOへの一部委託による里親研修及び周知広報とともに、里親委託推進員、施設の里親支援専門相談員、NPOが協働で里親委託の推進を図る。 | 6,344     | 5,168     |
| 10 | 児童相談所管理運営事業       | 児童相談所のシステム改修等を行う。                                                  | 9,200     | 3,675     |
| 11 | 障害児施設利用負担助        | 障がい児が障害児施設を利用する場合                                                  | 1,500     | 948       |



|  |     |               |             |             |
|--|-----|---------------|-------------|-------------|
|  | 成事業 | の負担額の一部を助成する。 |             |             |
|  |     | 合計            | 2, 716, 120 | 2, 676, 629 |

児童相談所については、事業内容の概要把握のみ実施している。

ただし、夜間・休日子ども・若者総合相談事業（7）については、子ども支援課の子ども・若者総合相談事業（18）と関連するため、対象とした。

（7）：上記一覧表の左側 No に対応している。

## ④保育幼稚園課

(予算額、決算額はいずれも令和元年度の数値 単位：千円)

| No | 事業名             | 事業内容                                                               | 予算額        | 決算額        |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 1  | 施設型給付費          | 子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園、保育所、認定こども園に対し給付費を支給する。                        | 22,877,600 | 22,784,547 |
| 2  | 地域型保育給付費        | 家庭的保育事業などの地域型保育事業に対し、給付費を支給する。                                     | 2,967,500  | 2,918,073  |
| 3  | 公立保育所管理運営事業     | 公立保育所の運営を行い、質の高い保育サービスを提供する。                                       | 624,621    | 605,270    |
| 4  | 私立幼稚園等利用給付費     | 2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う新制度未移行幼稚園利用者に対する給付費。                | 358,520    | 358,446    |
| 5  | 児童福祉施設整備費助成事業   | 社会福祉法人等が整備する施設及び設備整備に要する費用の一部を助成する。                                | 287,536    | 287,536    |
| 6  | 幼稚園就園奨励費事業      | 入園料及び保育料の一部を助成する。                                                  | 145,500    | 144,031    |
| 7  | 私立保育所延長保育促進事業   | 延長保育を実施する私立保育所に対する助成を行う。                                           | 154,700    | 133,065    |
| 8  | 私立保育所障がい児保育助成事業 | 障がい児保育を実施している私立保育所等に対し、保育士の人件費等の一部を助成する。                           | 132,700    | 132,121    |
| 9  | 認可外保育施設等利用給付費   | 2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等利用者に対する給付費。                 | 207,000    | 70,441     |
| 10 | 保育課一般管理事業       | ・ 非常勤職員にかかる報酬及び共済費<br>・ 臨時職員にかかる賃金及び共済費<br>・ その他（一般需用費、役務費、保育料還付等） | 26,617     | 21,448     |
| 11 | 保育料納入対策システム改修事業 | 保育料のコンビニ収納を行うためのシステム改修等。                                           | 19,300     | 18,814     |
| 12 | 幼稚園預かり保育利用給付費   | 2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育利用者に対する給付費。                | 170,200    | 18,381     |
| 13 | 私立保育所一時預かり      | 保護者の傷病等により一時的に保育が                                                  | 19,500     | 15,473     |

|    |                       |                                                                          |         |         |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|    | 事業助成事業                | 必要となった児童預かり保育に係る費用の一部を助成する。                                              |         |         |
| 14 | 私学助成事業                | 市内に私立幼稚園を設置している学校法人に対して、教職員の研修・研究に係る経費を補助する。                             | 13,500  | 13,494  |
| 15 | 保育士就職支援事業             | 保育士等の就職支援業務委託及びコーディネート配置を実施する。                                           | 4,300   | 4,300   |
| 16 | 保育料納入対策事業             | 保育料滞納対策嘱託員雇用経費及び還付請求書の返送に係る経費。                                           | 2,648   | 2,307   |
| 17 | 実費徴収に係る補足給付事業         | 生活保護世帯を対象として、保育所等において保育料以外に徴収される日用品等の実費を助成し、負担軽減を図る。                     | 2,560   | 1,432   |
| 18 | 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業 | 保育士資格・幼稚園教諭免許状の未併有者に対する資格及び免許状取得にかかる経費の一部を助成する。                          | 3,000   | 1,359   |
| 19 | 私立保育所等災害復旧事業          | 保育サービス等の円滑な運営を確保するため、熊本地震により被災した事業所について、復旧に要する費用を補助し事業再開に向けた支援を行う。       | 302,159 | 301,351 |
| 20 | 幼稚園型一時預かり事業           | 幼稚園等における一時預かり保育にかかる経費の一部を助成する。                                           | 84,900  | 73,577  |
| 21 | 保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業  | 保育所等において、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の購入経費を補助する。                      | 305,000 | 61,006  |
| 22 | 子ども子育て支援システム改修事業      | 幼児教育・保育の無償化を円滑に行うためのシステム改修経費。                                            | 51,302  | 51,260  |
| 23 | 公立保育所延長保育促進事業         | 市立保育所における延長保育を実施する。                                                      | 52,206  | 50,125  |
| 24 | 公立保育所整備事業             | 市立保育所の施設の維持管理・改修等を行う。                                                    | 39,864  | 38,354  |
| 25 | 多子世帯副食費助成事業           | 2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化以前に本市独自施策により保育料が副食費よりも低くなっていた世帯を対象に副食費相当額を助成する。 | 40,300  | 35,140  |
| 26 | 利用者支援専任チーム            | 各区役所に利用者支援員を配置し、特                                                        | 14,570  | 14,436  |

|    |                         |                                                                                              |        |        |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
|    | 関連事業                    | に保育所等への利用斡旋を行う。                                                                              |        |        |
| 27 | 認可外保育施設助成事業             | 認可外保育施設の園児・職員の健康診断や賠償責任保険掛金等にかかる経費に対する助成を行う。                                                 | 16,300 | 11,616 |
| 28 | 保育所入退所関係事務事業            | 各区役所保健子ども課嘱託職員(各区1名)雇用経費及び事務に係る経費。                                                           | 9,958  | 9,846  |
| 29 | 公立児童発達支援事業              | 障がい児の支援として、児童発達支援、保育所等への訪問支援事業、保育所等の保育士を対象とした実践的研修等を実施する。                                    | 9,868  | 8,662  |
| 30 | 多子世帯副食費助成事業             | 2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化以前に本市独自施策により保育料が副食費よりも低くなっていた世帯を対象に副食費相当額を助成する。                     | 8,900  | 8,825  |
| 31 | 「雑草の森」管理運営費助成事業         | 一般社団法人熊本市保育園連盟に対し、野外保育施設「雑草の森」の管理運営にかかる経費の一部補助を行う。                                           | 7,700  | 7,700  |
| 32 | 私立保育所団体助成等事業            | 一般社団法人熊本市保育園連盟に対する団体助成(人材確保事業費補助等)。                                                          | 6,072  | 6,072  |
| 33 | 私立保育所文書配布等事務委託事業        | 保育所の入所に係る通知物(保育料納入通知書・口座振替のお知らせ・入所承諾書・継続届・新規入園申込書)の熊本市保育園連盟加入保育所等への配付委託経費。                   | 5,000  | 4,946  |
| 34 | 認可外保育施設保育環境向上事業         | 運営・手続きに関する相談・助言を行う巡回支援や、児童福祉法第59条に基づく認可外保育施設への立入調査を実施し指導・監督を行うことで、より良好な保育環境の充実と、児童の処遇向上に繋げる。 | 4,532  | 4,511  |
| 35 | 児童福祉施設等ブロック塀安全対策事業費助成事業 | 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等を対象に補助を行う。                                                  | 4,183  | 4,183  |
| 36 | 産休等代替職員経費助成事業           | 児童福祉施設等の職員が、出産等のため長期間にわたって継続する休暇を必                                                           | 5,300  | 3,849  |

|    |                  |                                                                  |            |            |
|----|------------------|------------------------------------------------------------------|------------|------------|
|    |                  | 要とする場合、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に雇用する経費を補助する。                      |            |            |
| 37 | 公立保育所一時預かり事業     | 市立保育所において、保護者の傷病等により一時的に保育が必要となった児童の預かり保育を実施する。                  | 3,200      | 2,947      |
| 38 | 待機児童支援助成事業       | 認可保育所の入所要件を満たすものの入所できず認可外保育施設を利用する保護者に対し、利用料の一部を助成する。            | 3,400      | 2,537      |
| 39 | 私立幼稚園新制度移行支援事業   | 子ども・子育て支援新制度への移行により保育料が増額になる私立幼稚園に対し、保育料の一部を助成する。                | 7,100      | 1,975      |
| 40 | 私立幼稚園等特別支援教育助成事業 | 幼稚園等における特別支援教育を推進するための環境づくりに向けて、特別支援教育に関する理解促進のための研修経費に対して助成を行う。 | 1,500      | 1,237      |
| 41 | 家庭的保育事業          | 家庭的保育事業に従事する家庭的保育者等の研修を行う。                                       | 1,000      | 360        |
| 42 | 一般管理経費           | 事務に関する一般管理経費。                                                    | 116        | 102        |
|    |                  | 合計                                                               | 29,001,732 | 28,235,155 |

事業内容のヒアリングを行い、金額的重要性も考慮して、監査対象を選定している。(1～18)

(1～18)：上記一覧表の左側 No に対応している。

- ・児童福祉施設整備費助成事業（5）を監査対象としたため、事業の類似性を考慮して、私立保育所等災害復旧事業（19）は対象外とした。
- ・幼稚園預かり保育利用給付費（12）を監査対象としたため、事業の類似性を考慮して、幼稚園型一時預かり事業（20）は対象外とした。
- ・施設型給付費（1）等を監査対象としたため、事業の類似性を考慮して、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業（21）は対象外とした。
- ・システム関連については対象外とした。子ども子育て支援システム改修事業（22）

- ・私立保育所延長保育促進事業（7）を監査対象としたため、事業の類似性を考慮して、公立保育所延長保育促進事業（23）は対象外とした。
- ・児童福祉施設整備費助成事業（5）を監査対象としたため、事業の類似性を考慮して、公立保育所整備事業（24）は対象外とした。
- ・施設型給付費（1）等を監査対象としたため、事業の類似性を考慮して、多子世帯副食費助成事業（25）は対象外とした。
- ・保育料納入対策システム改修事業（11）はシステム関連であるが、保育料収納に関連することなので対象とした。
- ・私学助成事業（14）、保育士就職支援事業（15）、保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業（18）は、近年、問題となっている保育士等の人材不足と関連するため対象とした。
- ・保育料納入対策事業（16）は保育料収納に関連することなので対象とした。

## ⑤青少年教育課

(予算額、決算額はいずれも令和元年度の数値 単位：千円)

|    | 事業名             | 事業内容                                                            | 予算額     | 決算額     |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 1  | 児童育成クラブ管理運営事業   | 小学校校区を単位として児童育成クラブを設置し、支援員の下、児童が放課後や長期休業期間を安全安心に過ごせるように管理運営を行う。 | 730,103 | 715,972 |
| 2  | 児童育成クラブ施設整備事業   | 児童育成クラブの環境改善のために適切な施設整備を行うとともに、学校施設の利用等を推進する。                   | 49,908  | 49,878  |
| 3  | 金峰山少年自然の家一般管理経費 | 金峰山少年自然の家の施設維持費や職員人件費                                           | 14,709  | 13,118  |
| 4  | 夏休みプール開放事業      | プール開放事業に係る負担金を支出する。                                             | 8,422   | 8,422   |
| 5  | 青少年センター活動事業     | 青少年指導員による街頭指導や啓発活動を行う。                                          | 9,069   | 8,304   |
| 6  | 青少年国際交流事業       | 国外の姉妹都市との交流活動を行う。                                               | 7,298   | 7,203   |
| 7  | 金峰山少年自然の家受入主催事業 | 小学校の集団宿泊教室や少年団体などの受入れ活動支援を行う。                                   | 3,469   | 2,874   |
| 8  | 青少年国内交流事業       | 国内の姉妹都市との交流活動を行う。                                               | 1,238   | 1,175   |
| 9  | 家庭教育推進事業        | 乳幼児から高校生までの保護者を対象としたセミナー開催等                                     | 1,098   | 740     |
| 10 | 金峰山少年自然の家施設整備事業 | 野外教育施設として、安全確保や利用ニーズに応じた施設の維持補修及び計画的な施設整備を行う。                   | 1,165   | 375     |
| 11 | 一般管理経費          | 青少年教育課の事務消耗品費等                                                  | 1,394   | 1,206   |
|    |                 | 合計                                                              | 827,873 | 809,267 |

事業内容のヒアリングを行い、金額的重要性も考慮して、監査対象を選定している。(1～2)

(1～2)：上記一覧表の左側 No に対応している。

- ・金峰山少年自然の家は、取壊し、現在、使用を中止しているので、対象外とした。

### 第3章 監査の結果及び意見

#### I. 総論

##### 1. 総括的意見

「監査する事件（監査テーマ）を選定した理由」に記載のとおり、全国的に少子化が進み、生産年齢人口の減少、社会保障分野への影響等が懸念されるなか、将来を担う子供たちに、どのような支援を行っていくかは社会全体の大きな問題である。

国は、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、同法に基づいた「子育て支援新制度」が平成27年4月から施行された。

「子育て支援新制度」の下では市町村が実施主体となり、地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施することが求められている。熊本市においても創意工夫を行い、地域の実情に応じた子育て支援を実施する必要がある、熊本市（職員）に寄せられる期待は大きい。

このような観点からすると、今回の監査の過程を通じて、職員レベルでは問題点を把握していたり、改善案を持っていても熊本市（組織）としては実行に至っていない事項が多いという印象を受けた。ともすると、前例に倣ってということになってしまうので、最適な子育て支援制度に向けて熊本市として何ができるかを再度検討することが必要と考える。

また、職員が日常業務に追われ、問題点の改善になかなか取り組めないようにも思われる。今後、職員数が増員するとは考えにくいので、業務の見直しを行い、効率化を図ることにより、よりの確に地域住民の多様なニーズに伝えていくことが必要と考える。

なお、制度の改革が相次いでいるという事情もあり、基本的な事務処理に誤りが見られたので、今後、事務処理の適正化により一層努める必要がある。

##### 2. 監査結果概要

###### (1) 適正な事務処理

基本的な事務処理に誤りが見られたので、今後、事務処理の適正化により一層努める必要がある。

監査結果概要一覧表 No

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 19 | 32 | 33 | 35 | 38 | 39 | 42 | 47 | 48 | 49 | 50 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

###### (2) 要綱に従った手続きの実施

要綱に定められた手続きと実際の手続きが異なるものがあり、保育所が概算払い（年度中途での前払）を受けられない等の問題が生じているため、要綱等への確実な準拠が必要である。

監査結果概要一覧表 No

|    |    |
|----|----|
| 43 | 53 |
|----|----|



(3) 適切な予算の策定

予算額と決算額に大きな差額が生じている事業があるため、より適切な予算策定を行う必要がある。

監査結果概要一覧表 No

|    |    |    |
|----|----|----|
| 45 | 51 | 59 |
|----|----|----|

(4) スピード感を持った取組み

課題事項の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。

監査結果概要一覧表 No

|    |    |
|----|----|
| 61 | 62 |
|----|----|

(5) コスト意識

コスト意識に乏しいと考えられる内容のものがあり、原資が税金との認識のもと、コスト意識を高める必要がある。

監査結果概要一覧表 No

|   |    |
|---|----|
| 1 | 16 |
|---|----|

(6) 収納事務

保育料の収納率は政令指定都市 20 市中 19 位となっており、早急な改善が必要である。

監査結果概要一覧表 No

|    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|
| 60 | 64 | 65 | 66 | 69 |
|----|----|----|----|----|

(7) 不納欠損

保育料について預貯金差押えや給与差押え等の行政処分を実施せずに不納欠損処理を行っているケースが大半である。適切に保育料を支払っている善良な納入義務者と適切に保育料を支払っていない納付義務者（滞納者）の不公平を減らすため、安易に不納欠損処理を行う前に最善の回収努力を行うことが必要である。

監査結果概要一覧表 No

|    |    |
|----|----|
| 63 | 68 |
|----|----|

### 3. 監査結果概要一覧表

#### (1) 子ども政策課

| 項目              | No | 意見<br>種類 | 内容                                                                                                                                                       | ページ |
|-----------------|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 妊婦・乳児健康診査事業     | 1  | 指摘       | 妊婦健康診査受診票の発注枚数と実際の使用枚数に毎年大きな差が生じている。<br>令和元年度 発注枚数 1 万枚 受診者数 6,376 人<br>1 枚の発注単価が 190 円程度のため、単純計算で 68 万円ほどの支出が余計に生じている。予備枚数を考慮した上で必要以上の発注にならないようする必要がある。 | 72  |
|                 | 2  | 意見       | 乳児健康診査の 7 か月受診率が低くなっている。乳児の健康状態を専門家に診てもらい重要性を考えると、7 か月乳児健康診査の受診率を上げる必要がある。                                                                               | 72  |
|                 | 3  | 参考意見     | 政府運営の「マイナポータル」の利便性の向上を図る必要がある。                                                                                                                           | 73  |
| こんにちは赤ちゃん事業     | 4  | 意見       | 他事業との連携を公平かつ適切に行うために従来の人による判断に加えて、数値化し、自動判定されるような客観的な判断ができるようなシステムを構築する必要がある。                                                                            | 76  |
|                 | 5  | 意見       | 養育支援家庭訪問事業などの他事業へ引き継いだ際の連携情報や連携後の経過を抽出・集計できるシステムの構築を検討する必要がある。                                                                                           | 77  |
| 養育支援家庭訪問事業      | 6  | 意見       | 従来の人による判断に加えて、客観的な判断ができるような仕組みを構築する必要がある。                                                                                                                | 81  |
|                 | 7  | 意見       | 他事業と連携する必要性について従来の人による判断に加えて、客観的な判断ができるような仕組みを構築する必要がある。                                                                                                 | 81  |
| 子育て支援短期利用事業     | 8  | 意見       | 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進んでいる近年の状況を勘案すると、受入体制の強化が必要と考える。                                                                                                       | 84  |
| 要保護児童対策事業       | 9  | 意見       | 情報を独立したシステムに入力・管理しているので、情報の秘匿性に注意した上で、他のシステムとの連携を図る必要がある。                                                                                                | 86  |
| 熊本市子どもの未来応援基金事業 | 10 | 意見       | 対象となる活動を実施している子ども会や PTA は多数あると思われるが、申請件数は多くなく、また、同じ団体に偏っている。事業周知のための広報活動などを行うことが必要と考える。                                                                  | 89  |
|                 | 11 | 意見       | 子ども食堂については PC 用サイトのみならずスマートフォン                                                                                                                           | 89  |

|  |    |    |                                                                                               |    |
|--|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|  |    |    | ン用サイトの拡充を図ることが必要と考える。                                                                         |    |
|  | 12 | 意見 | 子ども食堂については地域により設置数に大きなばらつきがある。設置数が少ない地域で事業者の拡充を図り、必要とする子ども達が居住地に関係なくサービスを享受できるようにする必要があると考える。 | 89 |

(2) 子ども支援課

| 項目                     | No | 意見<br>種類 | 内容                                                                                                                                | ページ |
|------------------------|----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 児童扶養手当<br>給付事業         | 13 | 指摘       | 一律に「過払金」として処理するのではなく、内容を検討し、事実婚等の場合には「不正受給」として扱うことが必要である。                                                                         | 94  |
|                        | 14 | 意見       | 児童扶養手当の制度は全国の自治体で一律に行われている制度であるため、昨今大きな改革が行われようとしている行政業務システムの統一化・標準化の流れを早急に取り入れるべきである。                                            | 95  |
| 子ども医療費<br>助成事業         | 15 | 意見       | 自治体ごとに対象年齢や自己負担額に差があるため、国、県単位で同じ制度になることが望ましい。                                                                                     | 98  |
| 子ども医療費<br>助成事務委託<br>事業 | 16 | 意見       | 総合入札方式を採用しており、「技術点」対「価格点」が2:1となっているが、事業内容（データ入力）を勘案すると配点を見直す必要がある。                                                                | 99  |
| 母子家庭等自<br>立支援給付金<br>事業 | 17 | 指摘       | 修了者に対するアンケートは毎年実施されているが、このアンケートの結果を集計し評価する事業の有効性評価は、数年に一度に留まっており、この制度を利用した者の就業割合等の実績確認が適切に実施できていない。                               | 107 |
|                        | 18 | 意見       | 受給者アンケートの回答に「当該事業をなお一層周知したほうがよい」との意見が複数挙げられている。一定の条件を満たせば給付が受けられる制度になっており、制度の公平性を保つためにも、この給付制度を広く周知することが必要である。                    | 108 |
|                        | 19 | 指摘       | 給付管理簿の支給額に記載誤りがあった。                                                                                                               | 108 |
| 私立子育て支<br>援センター事<br>業  | 20 | 指摘       | 認可保育所を運営する社会福祉法人等へ業務を委託し、事業終了後、委託先から決算書等を入手し、委託事業の実施内容の確認及び委託料の精算を行っている。<br>市が入手した決算書について、歳入額と歳出額が一致していない等の不備が見られた。より適切な指導が必要である。 | 112 |
| 街なか子育て<br>ひろば事業事<br>業  | 21 | 参考<br>意見 | 街なか子育てひろばは、中心市街地の熊本市現代美術館内に設置されており、より利便性や特色のある拠点を展開するよう検討することが望まれる。                                                               | 113 |
| 熊本市児童館<br>管理運営事業       | 22 | 意見       | 児童館運営審議会は市全体の児童館のあり方などを検討する場であるが、一部の施設が対象外となっているため、                                                                               | 119 |

|                                    |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |
|------------------------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                                    |    |    | 市に設置されているすべての児童館及び児童室を対象として審議を実施すべきである。                                                                                                                                                                                                                               |     |
| 児童館管理運営事業                          | 23 | 意見 | 市の児童館は地域と連携しながら中学生までを対象として運営を行っている。国の示す「児童館ガイドライン」は18歳未満のすべての子どもを対象としており、高校生に育児体験をしてもらう等、対象年齢を広げることが有益と考える。                                                                                                                                                           | 119 |
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 24 | 指摘 | 委託業者が仕様書で要求されている委託業務の項目は多岐にわたっている。一方で、事業の実績報告としては、仕様書に従い委託業者が市に対して、月に1回「月間活動報告書」を提出しているが、当該報告書では毎月の「年齢別活動人数」「活動内容別件数」「地区別会員数」「新規登録者数」の記載があるのみで、前述の多岐にわたる仕様項目が適切に履行されているか確認できない。                                                                                       | 123 |
|                                    | 25 | 指摘 | 市が業者と契約を行うには、競争入札、随意解約に関わらず、業者登録名簿に登録された業者であることが原則となる。委託業務は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年契約であり、契約の時点で委託業者が業者登録名簿に登録していることを確認したうえで、契約を行っている。その後、契約期間中である令和元年6月に業者登録の更新が漏れていることが判明したため、結果として平成31年4月、令和元年5月、6月は未登録業者と契約を継続していたことになる。                                         | 124 |
|                                    | 26 | 意見 | 活動件数(一般)は減少傾向にあり、委託業者が実施しているアンケート結果の分析を実施するとともに、市と業者が連携して活動件数の増加に努めることが必要である。                                                                                                                                                                                         | 125 |
| 子ども・若者総合相談センター運営事業                 | 27 | 意見 | 子ども・若者総合相談センターでは、平日の夜間及び休日も含め、24時間体制で電話相談に対応している。<br>平日の夜間及び休日については、夜間・休日子ども・若者相談員が1名体制で相談対応にあたるとともに、児童相談所の電話窓口としても対応している。子ども・若者相談センターへの電話対応を行っている中で、児童相談所の電話対応が必要になった場合には、子ども・若者相談センターへの電話対応をいったん中断して、緊急性を要する可能性のある児童相談所の電話対応をすることとなる。<br>平日の夜間及び休日については体制を2名体制にする、ま | 130 |

|                       |    |    |                                                                                                                                                           |     |
|-----------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                       |    |    | たは児童相談所の窓口機能を切り分けて実施するなど、相談者の相談の機会確保に万全を期すことが必要と考える。                                                                                                      |     |
|                       | 28 | 意見 | ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を用いた子ども・若者総合相談センターに関する情報発信を検討することが必要である。                                                                                          | 130 |
|                       | 29 | 意見 | 電話相談等を受けるにあたっては、子ども・若者総合相談センターの存在をどの媒体で知ったか、という質問を（可能な場合に）実施しているが、特段、年間集計をして分類・分析を実施しているわけではない。<br>広報活動の効果を把握し、今後の広報活動への参考とするため、可能な限り紹介元を集計・分類することが必要である。 | 131 |
|                       | 30 | 意見 | 相談対応の効果を適切に把握するために、可能な範囲で相談者のその後の対応状況を把握し、分析することが必要である。                                                                                                   | 131 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業（特別会計） | 31 | 指摘 | 平成 29 年度以降の新規の貸付金については、その回収方法として口座引落しが原則となっているが、それ以前の貸付は現金回収が原則であった。貸付事業であるため、実行時に口座引落しを条件とすることは可能であり、もっと早い時期に口座引落しに移行するべきであった。                           | 134 |

(3) 保育幼稚園課

| 項目              | No | 意見<br>種類 | 内容                                                                                                                                                           | ページ |
|-----------------|----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 施設型給付費          | 32 | 指摘       | 保育園から提出された加算率認定申請書に記載漏れがあった。                                                                                                                                 | 138 |
|                 | 33 | 指摘       | 保育園から提出された非常勤職員一覧表に常勤職員として扱うべき者が含まれていた。                                                                                                                      | 138 |
|                 | 34 | 意見       | 申請書の添付書類として不要な書類を添付している保育園が多数あった。保育園に対し添付書類が必要となる要件を分かりやすく伝えることが必要である。                                                                                       | 138 |
|                 | 35 | 指摘       | 年齢別平均児童数算定表において、市が予め定めた一定の係数を乗じて算定せずに、施設独自で児童数を見込む場合は「理由」の記載が必要だが、記載のないケースが見受けられた。                                                                           | 138 |
|                 | 36 | 意見       | 市外の公立保育園に対する支払データは保育幼稚園課の担当者がデータを作成し、U S Bにデータを入れて会計管理者へデータを提出している。システム上で会計管理者へ支払データを提出できないかどうか、追加のシステム対応費も考慮のうえ検討することが必要である。                                | 139 |
|                 | 37 | 参考<br>意見 | 住民票は熊本市にあるが生活実態としては熊本市外にあり、市外の保育所等を利用している場合であっても熊本市の一般財源が使用されている。熊本市外に転居する住民に対して、住民票の届け出を徹底するなどの対応が必要である。                                                    | 139 |
| 地域型保育給<br>付費    | 38 | 指摘       | エラー等要確認リストに記載されていたが、これを見落とし給付費の支払いを行っていたものがあった。                                                                                                              | 142 |
| 公立保育所管<br>理運営事業 | 39 | 指摘       | ファイルの内に、同じ保育幼稚園課にて行う他事業である「保育課一般管理経費」、「公立保育所一時預かり事業」、「公立児童発達支援事業」及び「公立保育所延長保育促進事業」の文書が綴じられていた。                                                               | 143 |
|                 | 40 | 意見       | 一般需用費、燃料光熱水費、医療材料費以外については全体をひとつとして管理運営を行っており、保育所ごとの状況については保育幼稚園課においても各保育所においても把握できていない。保育所ごとの状況を把握することで、過年度比較分析や私立を含めた同規模保育所比較分析等が可能となる。この様な比較分析を行いその結果を生かすこ | 143 |

|                 |    |    |                                                                                                                                      |     |
|-----------------|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                 |    |    | とにより、保育所運営の経済性・効率性を向上させることが必要である。                                                                                                    |     |
| 児童福祉施設整備費助成事業   | 41 | 意見 | 「熊本市社会福祉施設整備に係る工事契約事務取扱について」で一連の手続きについて厳格に定めているが、市職員が入札に立会った際の報告書が作成されていない。入札立会時のチェックリスト等を作成し、これに基づいた報告書を作成することが必要である。               | 148 |
| 幼稚園就園奨励費事業      | 42 | 指摘 | ファイルに年度又は年、文書ファイル名の記載がなく、必要な整理が行われていないものがあつた。                                                                                        | 150 |
| 私立保育所延長保育促進事業   | 43 | 指摘 | 補助金交付要綱で定められている手続きと実際の手続きが違ふため、保育所が概算払い（年度中途での前払）を受けられないなど、問題が生じている。                                                                 | 152 |
| 私立保育所障がい児保育助成事業 | 44 | 指摘 | 助成対象となる支出に関する支出時期・支出金額・支出内容等を確認できる領収書等を入手しておらず、規定の明文化の検討が必要である。                                                                      | 157 |
| 認可外保育施設等利用給付費   | 45 | 指摘 | 予算額と決算額に多額の差異が生じている。初めて実施する事業であっても適切な予算執行が求められるため、多めに予算を策定しても構わないとは言えず、一定程度の精度を持った予算策定を行うことが必要である。                                   | 158 |
|                 | 46 | 意見 | 例外的な事務手続きを行った場合には、市民（議会）への説明をより丁寧に行う必要がある。                                                                                           | 159 |
| 保育課一般管理事業       | 47 | 指摘 | 支出命令書の内容及び積載根拠欄に記載された、訂正前保育料と訂正後保育料の金額が逆になっているものがあつた。                                                                                | 160 |
|                 | 48 | 指摘 | 支出命令書と伴にとじ込まれている戻出命令書において、正確性を確認する会計総室の担当者による修正依頼のコメントが記載されているにもかかわらず、修正がなされていないものがあつた。                                              | 160 |
|                 | 49 | 指摘 | 一般需用費のファイルの内に、同じ保育幼稚園課にて行う他事業である「公立保育所管理運営経費」の文書が綴じられていた。                                                                            | 161 |
| 幼稚園預かり保育利用給付費   | 50 | 指摘 | 利用者から提出された「施設等利用費請求書（償還払い用）」の記載内容について請求額を多く記載しており、市の担当職員が正しい金額になるよう減額して訂正している事例があるが、当該訂正を電話で説明した記録が残っていなかった。内規上、不備がある場合は電話連絡し、不備の内容を | 164 |



|                       |    |      |                                                                                                                                             |     |
|-----------------------|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                       |    |      | 伝え、電話で不備内容が確認できる場合は、付箋等に不備内容を記載しておくとなっていることから当該内規に従って事務処理を行う必要がある。                                                                          |     |
|                       | 51 | 指摘   | 予算額と決算額に多額の差異が生じている。初めて実施する事業であっても適切な予算執行が求められるため、多めに予算を策定しても構わないとは言えず、一定程度の精度を持った予算策定を行うことが必要である。                                          | 164 |
|                       | 52 | 意見   | 例外的な事務手続きを行った場合には、市民（議会）への説明をより丁寧に行う必要がある。                                                                                                  | 164 |
| 私立保育所一時預かり事業<br>助成事業  | 53 | 指摘   | 補助金交付要綱で定められている手続きと実際の手続きが違うため、保育所が概算払い（年度中途での前払）を受けられないなど、問題が生じている。                                                                        | 166 |
|                       | 54 | 意見   | 事業実施要綱ではある程度の規模を念頭に置いているため、利用児童数が少ない保育所等について、定期的な見直しを行うことが必要である。                                                                            | 169 |
| 私学助成事業                | 55 | 指摘   | 事業の説明会資料では、「補助額は原則、対象経費の 50%以下が基準」との記載がある。しかしながら、要綱上このような規程はなく、補助対象である 15 園のうち 11 園が 50%を超える助成金を受取っている。要綱上でない 50%という基準を説明会資料に記載したことは適切ではない。 | 171 |
|                       | 56 | 意見   | 説明会資料の 50%以下が基準との記載は、財政課から出された「補助金制度の見直し基準」がもとになっているが、この基準を適用するか否かの検討が十分に行われていない。                                                           | 172 |
| 保育士就職支援事業             | 57 | 意見   | 紹介件数、就職件数とも減少しており、事業の必要性について検討する時期が来ていると考える。<br>就職件数 平成 27 年度 176 件 令和元年度 22 件                                                              | 174 |
| 実費徴収に係る補足給付事業         | 58 | 参考意見 | 生活保護世帯等に対する事務手続きの変更は、施設と保護者の負担を軽減することができ、市にとっては補助金交付の適切性を保ちつつ、審査作業を省力化させ保管資料の削減を可能にしたことから妥当な変更であると考ええる。                                     | 177 |
| 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業 | 59 | 指摘   | 過去 4 年間の予算額はすべて 3,000 千円と同額であり、予算執行率は 32%から 45%と低水準である。予算作成について見直す必要がある。                                                                    | 179 |
| 収納率の向上                | 60 | 指摘   | 保育料の収納率は政令指定都市 20 市中 19 位であり、改善                                                                                                             | 185 |

|                       |    |    |                                                                                                                     |     |
|-----------------------|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| について                  |    |    | が必要である。また、問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。                                                                                |     |
| 口座振替について              | 61 | 指摘 | 口座振替率が低いことについては以前から問題とされてきたところであり、改善されてきているが、今後も問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。                                          | 186 |
| コンビニエンスストア納付について      | 62 | 指摘 | コンビニエンスストア納付については、以前から問題とされてきたところであり、令和元年度から開始されている。今後も問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある                                    | 187 |
| 差押えについて               | 63 | 指摘 | 平成 30 年度及び令和元年度は預貯金調査を実施したものの差押え可能な対象がなかったため、差押えを実施していない。<br>滞納率の改善を図るには、悪質な滞納者に対して積極的に預貯金及び給与等の差押えなどの行政処分を行う必要がある。 | 189 |
| 滞 納 管 理 票<br>(簿) について | 64 | 指摘 | 平成 24 年度の包括外部監査報告書で指摘された状況から改善がみられるが、さらに資料の整合性を確認できるようにする等の必要がある。                                                   | 191 |
| 滞納整理マニュアルについて         | 65 | 指摘 | 平成 24 年度の包括外部監査報告書で指摘された状況とほぼ同様であり、改善が必要である。                                                                        | 193 |
| 債権回収の一元化について          | 66 | 指摘 | 平成 24 年度の包括外部監査報告書で指摘された状況とほぼ同様であり、改善が必要である。                                                                        | 194 |
| サービスサーの利用について         | 67 | 意見 | サービスサーの利用について検討する必要があると考える。                                                                                         | 195 |
| 不納欠損処分について            | 68 | 指摘 | 預貯金差押えや給与差押え等の行政処分を実施せずに不納欠損処理を行っているケースが大半である。安易に不納欠損処理を行う前に最善の回収努力を行うことが必要である。                                     | 195 |
| 高額滞納者について             | 69 | 意見 | 高額滞納者上位 10 件の滞納者は、一番収入が少ない者でも 4,000 千円を超える収入があるため支払能力はあるものの支払意思が乏しいことが推察される。厳格な対応が求められる。                            | 196 |
| 延滞金について               | 70 | 意見 | 保育料に関しても税と同様に延滞金に関する条例を制定する是非について検討する必要があると考える。                                                                     | 198 |

|                             |    |      |                                                                            |     |
|-----------------------------|----|------|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 保留通知書について                   | 71 | 意見   | 本来の入所希望者の入所に支障をきたさないよう、保留通知を入手することで勤務先から休業を得ることを意図している者等の把握に努めることが必要と考える。  | 200 |
| 子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施について | 72 | 指摘   | 令和２年度から実施することが想定されている、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査が実施されていない。早急に実施する体制を整備する必要がある。 | 206 |
| 指導監査の種類について                 | 73 | 参考意見 | 複雑な制度は指導監査の実施主体である行政及び指導監査を受ける保育所等の双方に過度の負担となるため、制度の見直しが必要と考える。            | 206 |

(4) 青少年教育課

| 項目            | No | 意見<br>種類 | 内容                                                                                                                                                                                                                  | ページ |
|---------------|----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 児童育成クラブ管理運営事業 | 74 | 指摘       | 児童育成クラブで購入した消耗品等について、適切に検収作業が行われたことを確認可能にするため、納品された現物と納品書の検収を適切に実施し、その証跡を児童育成クラブにおいて残す必要がある。                                                                                                                        | 211 |
| 児童育成クラブ施設整備事業 | 75 | 意見       | おやつ代等の公金外現金の取扱いについて、児童育成クラブに共通した取扱要領を定めるとともに、具体的な運用指針を明示すべきである。                                                                                                                                                     | 212 |
|               | 76 | 指摘       | 提出された実績報告書について、証憑と突合を行ったり現物確認を実施したりするなどの精査を行っていない。(民間児童クラブ)                                                                                                                                                         | 213 |
|               | 77 | 指摘       | 施設基準について、条例においては経過措置として当面の間「児童1人につきおおむね1.125平方メートル」としているが、国の求める「児童1人につきおおむね1.65平方メートル」を可能な限り速やかに達成すべきである。                                                                                                           | 213 |
|               | 78 | 意見       | 児童育成クラブの需要の拡大などにより児童育成クラブの入会児童数は年々増加している。一方で支援員数は減少傾向にあり、支援員の安定的な確保が課題となっており、支援員の処遇改善が望まれる。                                                                                                                         | 215 |
|               | 79 | 意見       | 利用者負担金については、原則として児童1人につき月額4,300円と設定している。この金額は、児童育成クラブ開設当初から変更されていない。当該4,300円の算定根拠について、市は、平成27年10月に保護者の負担割合(受益者負担割合)を1/2として、平成26年度の決算額をベースに試算を行っているが、その後は現在に至るまで利用者負担金の妥当性についての検討は行っていない。利用者負担金について継続的に検討することが必要である。 | 215 |
|               | 80 | 参考意見     | 公設公営のメリット・デメリット、民営化のメリット・デメリットを整理検討したうえで、現状のまま公設公営で事業の質の維持が可能かどうかも含め、今後の「あり方」を検討することが必要である。                                                                                                                         | 216 |

## Ⅱ. 子ども政策課

### 1. 妊婦・乳児健康診査事業

#### (1) 概要

妊婦・乳児健康診査事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 妊婦・乳児健康診査事業                                                                                                                        |
| 事業内容 | 妊婦健康診査（一般 14 回、精密 1 回）及び乳児健康診査（3 か月児、7 か月児）を医療機関に委託して実施する。                                                                         |
| 事業目的 | 妊婦健康診査<br>・妊娠中の健診を助成することにより母子及び胎児の健康管理を図る。<br>乳児健康診査<br>・心身の異常等の発見に適した時期である 1 歳に達するまでの乳幼期に健診を行うことにより、疾病の早期発見や乳児の健康管理等を行い、健全な発育を促す。 |
| 所属課  | 子ども政策課                                                                                                                             |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27 年度   | H28 年度   | H29 年度   | H30 年度   | R1 年度    |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 717, 791 | 742, 900 | 742, 062 | 725, 003 | 688, 045 |
| 決算額 | 713, 247 | 693, 337 | 715, 591 | 685, 939 | 655, 655 |

#### (2) 実施した監査手続

妊婦・乳児健康診査事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

妊婦・乳児健康診査事業は、(i) 妊婦健康診査事業と (ii) 乳児健康診査事業で構成されており、それぞれの事業における主要な指標である対象者数及び受診者数の推移は以下のとおりである。

##### (i) 妊婦健康診査（一般1回目）の対象者数及び受診者数の推移

|                | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊婦健康診査の対象者数（人） | —      | —      | 7,150  | 6,665  | 6,461  |
| 妊婦健康診査の受診者数（人） | —      | —      | 7,098  | 6,625  | 6,376  |
| 受診率（％）         | 98.6   | 98.7   | 99.3   | 99.4   | 98.7   |
| 受診票作成枚数（セット）   | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

妊婦健康診査については、平成27年度及び28年度は市健康づくり推進課が担当であったため、対象者数及び受診者数は確認できなかった。

##### (ii) 乳児健康診査の対象者数及び受診者数の推移

|      |         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 3 か月 | 対象者数（人） | 7,072  | 6,799  | 6,758  | 6,699  | 6,308 |
|      | 受診者数（人） | 6,928  | 6,646  | 6,594  | 6,631  | 6,255 |
|      | 受診率（％）  | 98.0   | 97.7   | 97.6   | 99.0   | 99.2  |
| 7 か月 | 対象者数（人） | 7,026  | 6,917  | 6,602  | 6,753  | 6,507 |
|      | 受診者数（人） | 6,747  | 6,637  | 6,353  | 6,515  | 6,259 |
|      | 受診率（％）  | 96.0   | 96.0   | 96.2   | 96.5   | 96.2  |

近年、全国的に少子化が進展する中、熊本市においても妊婦健康診査対象者数及び乳児健康診査対象者数は減少しており、これに伴い受診者数も減少している。受診率については、妊婦健康診査（1回目）および乳児健康診査の3 か月は高い割合を維持しているが、乳児健康診査の7 か月については若干、低くなっている。

#### ②主な業務の流れ

妊婦・乳児健康診査事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・子ども政策課において妊婦健康診査受診票・乳児健康診査受診票の作成を業務委託する。

↓

- ・市と委託機関との間で契約を締結する。

↓

- ・母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票・乳児健康診査受診票を交付する。

↓

- ・医療機関で妊婦・乳児が受診票を利用する。



- ・医療機関から各区役所へ受診票が郵送される。



- ・健診結果登録後、各区役所から事務委託機関へ受診票が郵送される。



- ・事務委託機関において、医療機関ごとに助成金の額が計算され、市に通知される。



- ・市にて請求審査を行い、事務委託機関へ支払を行う。



- ・事務委託機関から各医療機関へ支払を行う。

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【受診票作成枚数について】(指摘)

妊婦健康診査を受けるための受診票は毎年 1 万枚発注されているが、実際に利用されている枚数は 7000 枚程と発注枚数と利用枚数に大きな差がある。1 枚の発注単価は 190 円程度のため、単純に算出しても 57 万円ほどの予算が必要以上に計上されていることになる。このように必要以上に予算が計上される原因として、実際に受診票が何枚使用されたか確認されていない事が挙げられる。今後も少子化により対象者数が減少し、利用枚数が少なくなると考えられるため、每期、使用枚数を確認し、ある程度の予備枚数を考慮した上で必要以上の発注とならないようにすべきである。

##### 【受診率の低下について】(意見)

妊婦健康診査の 1 回目、乳児健康診査の 3 か月の受診率は高い割合となっているが、乳児健康診査の 7 か月は若干、低くなっている。担当者に質問したところ、生後 6 か月までにほとんどの予防接種が済み、医療機関へ行く機会が減ることも一因ではないかとの回答があった。乳児の健康状態を専門家に診てもらい重要性を考えると、7 か月乳児健康診査の受診率も上げる必要がある。

市のホームページ「乳児（3 か月児・7 か月児）健康診査」で確認したところ、市は受診対象者に対して乳児健康診査直前に個人通知しておらず、自発的な受診が必要な状態である。7 か月の乳児は 3 か月の時と比べ動きが活発で保護者の負担が増加している時期である。さらに職場復帰に向けての準備などで多忙な日々をおくる中で、乳児健康診査を失念し受診機会を逃してしまうこともあると思われる。市は受診対象者の把握ができているため、医療機関と連携し、診査の時期が近づいたら医療機関から受診対象者に通知してもらうなどの対応を検討する必要があると考える。

### 【情報共有の仕組みについて】（参考意見）

妊婦・乳児健康診査の受診履歴などはすべて HAW ネット<sup>4</sup>に登録しデータベース化されており、必要に応じ市役所窓口にて顔写真入りの身分証等で本人確認を行った上で、妊婦、乳幼児健診情報や予防接種の受診状況などを情報照会できる体制となっている。このように HAW ネットに情報を記録するだけでなく、データベースを有効に活用する仕組みが構築されていることは評価できる。また、子どもがマイナナンバーカードを取得していれば乳幼児健診の健診結果や予防接種情報などを閲覧できる「マイナポータル」というオンラインサービスが市役所のホームページで紹介されている。このようにオンライン上で情報を閲覧できる仕組みは、平日の限られた時間帯には市役所の窓口へ行けない市民にも利用できるという点で評価できる。

しかし、実際に利用してみたところ、IC カードリーダーが必要な場合がある、あるいは休日は情報が引き出せず開庁日になってしか閲覧ができない、また視認性や可読性が高いとは言い難い仕様であるなど利便性が十分ではなかった。政府が運営するサービスであり、自治体レベルで対応することは難しいと思われるが、HAW ネットデータベースの意義を高めるためにも、登録されたデータを今以上に有効に活用でき、市民がより利用しやすい仕組みを検討することが必要と考える。さらに、セキュリティ対策を講じた上で医療機関側でも HAW ネットの受診履歴照会を可能にすることも検討する必要があると考える。

---

<sup>4</sup> HAW ネットとは、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的として、平成 19 年度に福祉系行政情報システムとして熊本市に導入されているシステムである。



## 2. こんにちは赤ちゃん事業

### (1) 概要

こんにちは赤ちゃん事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                          |                                             |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 事業名  | こんにちは赤ちゃん事業                                                                                              |                                             |
| 事業内容 | 助産師会や産科医療機関をはじめ、地域組織の協力も得ながら、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に対する訪問を実施する。<br>訪問先の家庭の事情に合わせて、適切な対応が図れるように訪問者を決定している。 |                                             |
|      | 対象家庭                                                                                                     | 訪問者                                         |
|      | 多胎出産、若年出産、育児不安の強い家庭等                                                                                     | 熊本市区役所保健子ども課保健師                             |
|      | 第一子が生まれた家庭                                                                                               | 外部専門職（委託）<br>・ 熊本県助産師会<br>・ 産科医療機関          |
|      | 第二子以降が生まれた家庭                                                                                             | 地域組織（委託）<br>・ 校区民生委員・児童委員協議会<br>・ 校区社会福祉協議会 |
| 事業目的 | 子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図る。                 |                                             |
| 所属課  | 子ども政策課                                                                                                   |                                             |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 20,622 | 20,738 | 16,938 | 15,600 | 15,682 |
| 決算額 | 19,682 | 19,197 | 14,569 | 14,658 | 13,496 |

### (2) 実施した監査手続

こんにちは赤ちゃん事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・ 支出実績について費用科目毎の内訳確認

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

こんにちは赤ちゃん事業における主要な指標である対象件数及び訪問件数の推移は以下のとおりである。

＜対象件数と訪問件数の推移＞

|           | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象件数 (件)  | 7,062  | 6,775  | 6,873  | 6,660  | 6,236  |
| 訪問件数 (件)  | 6,463  | 6,208  | 6,155  | 6,166  | 5,701  |
| 訪問実績率 (%) | 91.5   | 91.6   | 89.6   | 92.6   | 91.4   |

#### ②主な業務の流れ

こんにちは赤ちゃん事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

##### 【各区役所保健子ども課】

対象となるのは多胎妊婦、若年妊婦等、妊娠中から支援している医療機関から情報提供があった育児不安の強い家庭等である。

- ・各区役所保健子ども課の保健師が対象者の家庭を訪問し、状況を HAW ネットシステムに入力する。

##### 【外部専門職との連携】

対象となるのは第一子が生まれた家庭である。

- ・市と外部専門機関との間で契約を締結する。

↓

- ・助産師会等の外部専門職の担当者が対象家庭を訪問し、状況を「産婦および新生児・乳児訪問記録票」に記録する。

↓

- ・外部専門職機関から各区役所保健子ども課へ訪問実績の報告を行う。

↓

- ・各区役所保健子ども課にて「産婦および新生児・乳児訪問記録票」の内容を HAW ネットに登録する。

↓

- ・各区役所保健子ども課から子ども政策課へ訪問実績報告を進達する。

↓

- ・子ども政策課にて実績報告書の審査を行い、外部専門機関へ委託料を支払う。

#### 【地域組織との連携】

対象となるのは第二子以降が生まれた家庭である。

- ・市と地域組織との間で契約を締結する。

↓

- ・地域組織の担当者が対象家庭を訪問し、状況を「こんにちは赤ちゃん事業訪問結果報告書」に記録する。

↓

- ・地域組織から各区役所保健子ども課へ訪問実績の報告を行う。

↓

- ・各区役所保健子ども課にて「こんにちは赤ちゃん事業訪問結果報告書」の内容を HAW ネットシステムに登録する。

↓

- ・各区役所保健子ども課から子ども政策課へ訪問実績の進達を行う。

↓

- ・子ども政策課にて訪問実績の審査を行い、地域組織へ委託料を支払う。

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【他事業と連携する際の仕組みについて】（意見）

訪問結果を HAW ネットに登録し結果の確認が常時可能な体制になっている点は評価できる。しかし、訪問結果は、個人の判断にゆだねられている部分もあるが、要フォロー判定は訪問者からの情報を基に、各区役所保健子ども課でその都度検討している。

個人による判断であると経験則に基づいた判断となりがちであり、ある程度の基準軸は設けられていたとしても常に公平な判断がなされるとは限らない。また主観を基とした人の判断だけに頼ると重大な項目の見落としをしてしまい事業目的を果たすことができなくなる恐れも考えられる。公平かつ適切な事業連携を行うために、従来の人による判断に加えて、客観的な判断ができるように、例えば様々なチェック項目を数値化し、その数値に応じてどの事業に連携すべきかが自動的に判定される仕組みをシステム上構築するという方法も考えられる。それにより判断の偏りやチェック項目の見落とし等が少なくなり、公平かつ適切な事業連携ができる体制になると考える。

### 【他事業と連携した実績管理について】（意見）

訪問の結果、養育支援家庭訪問事業や児童相談所などの他事業へ引き継ぐ必要があった場合、HAW ネット上の備考欄にどのような連携をしたかという情報は記載されているものの、過去の連携情報や連携後の経過がシステム上で抽出、集計できる仕組みとなっていない。

こんにちは赤ちゃん事業において把握した問題点を、他事業と的確に連携できているか否かを確認する意味や、近年の家庭や養育環境の傾向を分析するなどの意味からも、過去に他事業と連携した数やその結果がどのように推移したかなどを統計的に確認する仕組みは重要である。そのためには連携情報や連携後の経過を備考欄に記載するのではなく、事後的に抽出・集計できるようなシステムを構築することが必要と考える。

### 3. 養育支援家庭訪問事業

#### （1）概要

養育支援家庭訪問事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 養育支援家庭訪問事業                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業内容 | 養育支援家庭訪問事業と産後ホームヘルプサービス事業の2つがあり、その内容はそれぞれ次のとおりである。<br>（i）養育支援家庭訪問事業<br>こんにちは赤ちゃん事業及び母子保健事業等の実施結果から養育支援を行うことが特に必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師・ホームヘルパー等がその家庭を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行う。<br>（ii）産後ホームヘルプサービス事業<br>出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行う。 |
| 事業目的 | （i）養育支援家庭訪問事業<br>養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。<br>（ii）産後ホームヘルプサービス事業<br>ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。                                                                                                         |
| 所属課  | 子ども政策課                                                                                                                                                                                                                                                                  |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 5,237 | 6,392 | 5,000 | 4,997 | 5,153 |
| 決算額 | 5,206 | 6,021 | 3,903 | 3,816 | 3,455 |

## (2) 実施した監査手続

養育支援家庭訪問事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①養育支援家庭訪問事業

#### (i) 当事業における主要な指標の推移

養育支援家庭訪問事業における（支援項目ごとの）実人数及び利用延べ回数の推移は以下のとおりである。

（支援項目ごとの）実人数及び利用延べ回数の推移

| 支援項目      |        | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| ①家事及び育児支援 | 実人数（人） | 21    | 26    | 6     | 1     | 0    |
|           | 利用延べ回数 | 210   | 386   | 59    | 9     | 0    |
| ②保健指導及び支援 | 実人数（人） | 20    | 16    | 19    | 22    | 28   |
|           | 利用延べ回数 | 169   | 138   | 163   | 206   | 225  |
| ①と②の両方利用  | 実人数（人） | 6     | 9     | 1     | 2     | 1    |
|           | 利用延べ回数 | 208   | 339   | 4     | 44    | 4    |
| 合計        | 実人数（人） | 47    | 51    | 26    | 25    | 29   |
|           | 利用延べ回数 | 587   | 863   | 226   | 259   | 229  |

(ii) 主な業務の流れ

養育支援家庭訪問事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・市と委託事業者との間で契約を締結する。

↓

- ・各区役所保健子ども課にて、こんにちは赤ちゃん事業の実施結果による保健師又は助産師の報告、相談者からの情報、相談者の健診結果、家庭訪問の状況などから、保健師、助産師又はホームヘルパー等の専門職による養育支援が必要と思われる家庭を抽出する。

↓

- ・各区役所保健子ども課で養育支援の可否を判断する。

↓

- ・特に養育支援が必要と判断された家庭に対し、各区役所保健子ども課でアセスメント・支援スケジュール等の立案を行い、委託事業者への委託及び支援内容について指示をする。

↓

- ・委託事業者が「保健指導及び支援」又は「家事及び育児支援」を実施し、各区役所保健子ども課に対して実施報告書を提出する

↓

- ・子ども政策課で実施報告書の審査を行い、委託事業者へ委託料を支払う。

なお支援内容及び費用負担は以下のとおりである。

- ・保健師・助産師等による保健指導及び支援
- ・ホームヘルパーによる家事及び育児支援

|      |                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭<br>②育児ノイローゼ等の問題により子育てに対し強い不安や孤立感等を抱える家庭<br>③虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭<br>④児童養護施設等の退所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭<br>⑤その他、専門職による養育に関する指導・助言等を行う必要があると認められる家庭 |
| 支援内容 | (保健指導及び支援)<br>保健師・助産師等が家庭を訪問し、授乳の指導・援助といった養育に関する専門的指導及び助言を行う。<br>(家事及び育児支援)<br>ホームヘルパーが家庭を訪問し、調理や掃除等の家事及び育児に関する支援を行う。<br>目安業務時間：1時間/回                                                  |

|      |                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 利用料  | 利用者からの費用徴収はなし                                                                    |
| 委託料  | 保健指導及び支援 4,200 円/回 ※当日キャンセル時：1,000 円/回<br>家事及び育児支援 3,740 円/回 ※当日キャンセル時：1,000 円/回 |
| 支払方法 | 1 か月ごとに市から委託機関へ支払う。                                                              |
| 報告方法 | 必要事項を記載した確認書及び報告書を委託事業者は作成し、当該月分を一括して各区役所保健こども課に報告を行う。                           |

## ②産後ホームヘルプサービス事業

### (i) 当事業における主要な指標の推移

産後ホームヘルパー事業における主要な指標である利用者数及び利用延べ回数の推移は以下のとおりである。

#### <利用者数及び利用延べ回数の推移>

|            | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 (人)   | 129    | 103    | 108    | 98     | 107   |
| 利用延べ回数 (回) | 1,046  | 996    | 1,083  | 1,005  | 836   |

### (ii) 産後ホームヘルプサービス事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・市と委託業者との間で契約を締結する。

↓

- ・サービス利用申請者が各区役所保健子ども課に産後ホームヘルプサービス事業利用に関する相談や登録を行う。

↓

- ・各区役所保健子ども課にて協議を行い、登録決定の場合は登録決定通知を利用申請者・委託事業者・子ども政策課へ送付する。サービス利用が非該当と判断した場合は非該当通知を利用申請者へ送付する。

↓

- ・登録者が直接、委託業者へ電話にてサービス提供依頼を行う。

↓

- ・委託業者はサービスの提供を行い、利用者負担額を利用者本人から直接徴収し領収書等を発行する。

↓

- ・委託事業者は子ども政策課に対して、実施報告書を提出する。

↓

- ・子ども政策課で実施報告書の審査を行い、委託業者へ委託料を支払う。

なおサービス内容及び費用は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 市長がヘルパー派遣を要すると認めた以下の①から③の者<br>①出産後 6 か月以内の乳児を持つ母親であり体調不良等家事、育児が困難でありかつ、昼間に家事や育児を行うものがほかにいない者<br>②多胎出産して 1 年以内の者<br>③その他、市長が対象者とする必要があると認めた者 |
| 援助内容 | 食事の準備・後片付け、衣類の選択・補修、居室等の掃除、生活必需品の買い物等の家事の援助、又は授乳、おむつ交換、沐浴のお手伝いなどの家事・育児支援。1 回につき 2 時間以内（延長は 1 時間まで）で単胎は 20 回、多胎は 40 回利用可能。                   |
| 利用料  | 1,200 円/回（2 時間以内）1,800 円/回（延長利用）<br>※生活保護受給者は免除                                                                                             |
| 委託料  | 2,718 円/回（2 時間以内）4,077 円/回（延長利用）<br>※生活保護受給者利用時は利用者免除額分上乗せ                                                                                  |
| 支払方法 | 利用者：利用者負担額を委託業者へ直接支払う<br>市：市負担額を 1 か月毎にまとめて委託業者へ支払う                                                                                         |
| 報告方法 | 委託業者は業務終了後、利用者から「産後ホームヘルプサービス事業サービス提供カード」に印鑑にて利用の確認を受ける。これを基に産後ホームヘルプサービス事業派遣実施報告書を作成し、当該月分を一括して子ども政策課に報告する。                                |

#### （4）監査の結果及び意見

##### 【養育支援家庭訪問が必要かどうかの判断について】（意見）

市の事業担当課は、「こんにちは赤ちゃん事業」による保健師又は助産師の訪問の報告、相談者からの情報、相談者の健診結果、家庭訪問の状況などから、養育支援の要否について課内専門職の意見を踏まえ総合的に判断を行っている。

養育支援家庭訪問が必要かどうかの判断の偏りを最小限にし、事業の公平性を保つためには、HAW ネットに登録されたチェックリストの結果などをもとに一定の基準を設けて、これにより抽出される仕組みを検討することも必要と考える。

##### 【他事業への連携方法について】（意見）

要支援者が適切な養育の実施を確保するためには、場合によって他事業と連携する必要がある、訪問者や市の担当者のスキルやキャリアに過度に依存しない判断の基準が必要となってくる。現在、養育訪問時に訪問者が毎回報告書を記入し、市へ報告することで要支援者の状況を共有する仕組みとなっていることは評価でき、その報告の内容によって他事業との連携の必要性が検討されている。報告方法として報告事項を文章でまとめる形式がとられており、定性的な状況の確認



はできているが、訪問時のチェックポイントに見落としが起る可能性があり、文章の伝わりやすさや報告を受ける側の捉え方などによって伝わる情報に差が生じる可能性もある。

報告書のフォーマットに虐待の有無のような必ず確認しなければならない項目をチェックリスト形式で追加することや、担当者の判断に加えて HAW ネットを用いた点数評価システムを取り入れることなどを検討する必要があると考える。

#### 4. 子育て支援短期利用事業

##### (1) 概要

子育て支援短期利用事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 子育て支援短期利用事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業内容 | <p>保護者が疾病や社会的な理由等で児童の世話ができなくなった場合に、一時的に児童福祉施設等で預り又は保護を行う事業であり、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業の 2 つがあり、その内容はそれぞれ次のとおりである。</p> <p>(i) ショートステイ事業</p> <p>保護者の疾病、その他の身体上若しくは精神上又は環境上の事由等で、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合又は配偶者等からの暴力その他経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合等に、施設において一時的（原則一週間程度）に、養育・保護を行う。</p> <p>(ii) トワイライトステイ事業</p> <p>保護者が仕事等の事由によって平日の夜間や休日等に不在のため、一時的に家庭での養育が困難となった場合やその他の緊急の場合に、その児童を施設において一時的（日帰り、宿泊なし）に保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p> |
| 事業目的 | 児童福祉施設等において養育・保護することによって、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 所属課  | 子ども政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 9,000  | 4,500  | 5,860  | 8,173  | 7,100 |
| 決算額 | 7,614  | 3,373  | 4,903  | 7,436  | 3,228 |

## (2) 実施した監査手続

子育て支援短期利用事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①当事業における主要な指標の推移

子育て支援短期利用事業における主要な指標である施設ごとの利用日数の推移は以下のとおりである。

#### (i) ショートステイ事業の利用日数の推移

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 乳児院      | 406 日  | 81 日   | 272 日  | 430 日  | 102 日 |
| 児童養護施設   | 552 日  | 428 日  | 418 日  | 492 日  | 279 日 |
| 母子生活支援施設 | 201 日  | 92 日   | 44 日   | 216 日  | 162 日 |
| 合計       | 1159 日 | 601 日  | 734 日  | 1138 日 | 543 日 |

#### (ii) トワイライトステイ事業の利用日数の推移

|        | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 乳児院    | 32 日   | 4 日    | 13 日   | 3 日    | 10 日  |
| 児童養護施設 | 37 日   | 28 日   | 28 日   | 57 日   | 25 日  |
| 合計     | 69 日   | 32 日   | 41 日   | 60 日   | 35 日  |

### ②主な業務の流れ

子育て支援短期利用事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

#### 【通常利用時】

- ・市と施設との間で契約を締結する。

↓

- ・利用希望者は事前に区役所へ登録申請書を提出し、区役所で登録決定審査を実施し、利用者登録を行う。

↓

- ・利用希望時は、登録した利用者が直接契約施設へ空き状況を確認した上で、利用申請書を区役所へ提出する。

↓

- ・区役所で利用可否について審査を行い、利用を決定した際は利用決定通知書を利用者へ交付する。利用者は交付された利用決定通知書を持参し施設へ行き、施設を利用する。

↓

- ・施設は子ども政策課に対して、実績報告書を提出する。

↓

- ・子ども政策課にて審査を行い、施設へ委託料の支払いを行う。

#### 【緊急時】

- ・未登録者は電話で区役所へ利用依頼を行い、区役所から施設へ空き状況を確認し、空いている場合に利用する。その際、登録申請書と利用申請書を施設へ提出し、施設はそのコピーを取っておく。

登録者は直接施設へ空き状況を確認し、区役所へ電話にて利用連絡をした上で、利用する。その際利用申請書を施設へ提出し施設はそのコピーを取っておく。

↓

- ・利用者は利用後、翌開庁日に区役所へ来庁し、登録申請書と利用申請書の提出をもって利用申請を行う。なお利用後に申請書の提出の促しに応じない場合、施設の保管している申請書のコピーを受領する。

↓

- ・区役所は登録決定通知書と利用決定通知書を交付し、原本は利用者へ、そのコピーは施設と子ども政策課へ送付する。

↓

- ・施設は子ども政策課に対して、実施報告書を提出する。

↓

- ・子ども政策課にて審査を行い、施設へ委託料の支払いを行う。

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【施設の拡充について】（意見）

令和元年度のショートステイ事業の利用日数が大幅に減少しているが、近年増加傾向にある児童虐待相談件数等を鑑みると、需要が大きく減少しているとは考えにくい。担当者へ質問したところ、既存の施設は時期や曜日によっては、ほぼ満床のところがあり、当事業利用者の受け入れ

余地が少ないため、事前の電話確認等で断っているケースがあり、利用日数減少の原因の一つとして考えられ、今後、本事業については里親への委託が可能となる予定であることから、里親の活用による受け入れ先の拡大を検討しているとのことであった。

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進んでいる近年の状況からすると、今後この事業を必要とする児童は増えると思われ、受け入れ体制の強化が必要である。セーフティネットの機能をもたせる意味では、十分な受け入れができるよう施設の数を増やしたり、施設側の収益を圧迫しないよう、緊急受入時の委託料を高く設定するなどの対策が必要と考える。

## 5. 要保護児童対策事業

### (1) 概要

要保護児童対策事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 要保護児童対策事業                                                                                            |
| 事業内容 | 虐待予防及び早期発見・対応のため、市要保護児童対策地域協議会の運営と各区に児童虐待相談員の配置等を行うとともに、職員の資質向上を図る。                                  |
| 事業目的 | 市要保護児童対策地域協議会の調整機関職員（運営等にあたる市職員）や構成機関の専門性強化及び構成員相互の連携強化を図るとともに、訪問事業等の連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。 |
| 所属課  | 子ども政策課                                                                                               |

当事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 15,026 | 14,085 | 13,000 | 12,900 | 13,201 |
| 決算額 | 13,669 | 13,240 | 13,325 | 12,229 | 12,980 |

### (2) 実施した監査手続

要保護児童対策事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当該事業における主要な指標の推移

要保護児童対策事業における主要な指標である市要保護児童対策地域協議会における各会議の開催回数の推移は以下のとおりである。

＜市要保護児童対策地域協議会における各会議の開催回数の推移＞ (単位：回)

| 区分          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 区進行管理会議     | 60     | 57     | 60     | 60     | 59    |
| 個別ケース検討会議   | 159    | 107    | 108    | 151    | 167   |
| 区児童虐待防止連絡会議 | 7      | 5      | 5      | 5      | 5     |

#### ②業務の内容

「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・自立支援」を目的とし、以下の業務を行っている。

##### 【発生予防のための業務】

- ・児童虐待への専門性を向上させるための研修受講やスーパーバイザーによる具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導など。

##### 【早期発見・早期対応のための業務】

- ・子どもの状況等の把握をし、訪問事業等との連携・調整、虐待相談員の雇用など。

##### 【保護・自立支援のための業務】

- ・地域で要保護児童を適切に保護できるように、地域住民へ事業の周知を図ること。また、市要保護児童対策地域協議会の開催や家庭復帰に向けた支援、見守り、就労支援など。

### (3) 監査の意見及び結果

#### 【システム間の連携について】(意見)

要保護児童対策事業では様々な部署・部門から情報収集し記録しているが、報告のあった情報を独立したシステムに入力・管理をしている。このため、情報の入力漏れにより必要な情報の共有漏れが発生する恐れがある上、事務作業の負担も大きくなっている。

システムを共通システムにすることはアクセス制限等を設けて情報の秘匿性の観点に注意する必要はあるが、例えば、HAW ネットシステムと虐待関連のシステムにおいて、共通している情報についてはシステム連携をし、それぞれで管理している情報などを更新した際にも常にどこのシステムからでも最新の情報が確認できるような仕組みで運用できないか検討する必要がある。そ

の結果、情報の共有漏れを防止できるだけでなく、入力・更新等の事務作業にかかる負担を大幅に軽減することも可能となり、対応の即時化やより質の良いサービスの提供につなげるために時間を割くことができるようになると思う。

## 6. 熊本市子どもの未来応援基金事業

### (1) 概要

熊本市子どもの未来応援基金事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 熊本市子どもの未来応援基金事業                                                                                                                                                                                                                       |
| 事業内容 | 子育て支援活動や子ども食堂の運営を行う団体に活動資金の一部を助成する。<br>(従来枠)<br>子どもの成長サポートを目的とした事業活動をしている熊本市に住所を有する個人及び団体に対し事業費の補助をする。<br>(子ども食堂枠)<br>食事の提供を通じ、全ての子どもが気軽に立ち寄れる子どもの居場所づくりを行う子ども食堂の立ち上げにかかる経費や運営経費(食材)及び拡充経費(子ども食堂に学習支援を追加)への助成をする。平成31年4月から新たに追加されている。 |
| 事業目的 | 次代を担う子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するため、子育て支援活動等を行う個人・団体に対し、活動資金の一部を助成する。                                                                                                                                                           |
| 所属課  | 子ども政策課                                                                                                                                                                                                                                |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,485 | 3,000 | 2,100 | 2,250 | 4,631 |
| 決算額 | 3,416 | 2,662 | 2,043 | 2,831 | 4,263 |

### (2) 実施した監査手続

熊本市子どもの未来応援基金事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認

- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当該事業における主要な指標の推移

熊本市子どもの未来応援基金事業における主要な指標である申請件数と採択件数の推移は以下のとおりである。

なお、子ども食堂事業は平成 31 年 4 月より助成団体を募集開始し、令和元年 10 月以降を助成期間とする新規事業のため 5 ヶ月分の実績となる。

#### <既存事業における申請件数と採択件数の推移>

|            | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請件数       | 27     | 20     | 21     | 26     | 22     |
| 採択件数       | 27     | 20     | 20     | 23     | 22     |
| 合計補助金額（千円） | 2, 225 | 1, 095 | 1, 393 | 1, 702 | 1, 679 |

#### 子ども食堂事業における申請件数と採択件数

|            | R1 年度  |
|------------|--------|
| 申請件数       | 16     |
| 採択件数       | 16     |
| 合計補助金額（千円） | 1, 167 |

既存事業 1, 679 千円と子ども食堂事業 1, 167 千円の他に「その他の経費」があり、既存事業と子ども食堂事業の合計額と＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞の令和元年度決算額とは一致しない。

#### ②主な業務の流れ

熊本市子どもの未来応援基金事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・市が助成希望団体を募集する

↓

- ・市が選考を行い、交付可否を決定する。

↓

- ・助成団体に交付を行う

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【既存事業の認知について】（意見）

助成対象となる事業は多岐にわたっている。実際に助成金の支給対象となっている活動内容をみると、対象となる活動を実施している子ども会やPTAは多数あると思われるが、過去5年間の平均申請件数は23.2件と多いとはいえない状況である。また過去の助成対象団体や支給回数等を確認すると、同じ団体が複数回助成を受けており、過去5年間の申請件数に対する採択割合の平均が96.6%と高い水準となっている。このことから、当事業を知っている事業者が複数回にわたり助成を受ける状況になっていると思われる。このような状況になる理由として、周知不足や事業目的が大枠で定められていることで、個人や団体が自身の事業が対象になるのかどうか判断しづらくなっていることが挙げられる。助成金対象事業かどうかを判断しやすくするためにも事業の趣旨を明確にし、事業周知のための広報活動などを行うことが必要と考える。

##### 【子ども食堂の情報発信について】（意見）

子ども食堂に関する情報をまとめた専用のホームページを作成し、一覧と地図のどちらからでも所在地を確認できるようなわかりやすい仕組みを整えていることは評価できる。また市民が常に最新の情報を取得できるよう定期的に情報の更新が行われていることは、市民の満足度を高める仕組みといえる。その上でより満足度を高めるためには、現在運用されているPC用サイトのみならずスマートフォン用サイトの拡充を図ることが必要と考える。20代～40代の子育て世代の8割以上はスマートフォンをインターネット接続端末として活用しており<sup>5</sup>、またスマートフォンからPC用サイトは見づらい状況となっているためである。

##### 【子ども食堂の設置場所について】（意見）

子ども食堂は、地域住民や団体等が主体となり取り組んでいる事業であり、地域により設置数に大きくばらつきがある。

このため、設置数が少ない地域で事業者の拡充を図り、必要とする子ども達が居住地に関係なくサービスを楽しむことができるようにする必要があると考える。

---

<sup>5</sup> 参照：総務省発行情報通信白書平成30年度版第1部第4章第2節1の(1)インターネット利用の広がり図表4-2-1-2 インターネット接続端末



### Ⅲ. 子ども支援課

#### 1. 児童手当給付事業

##### (1) 概要

児童手当給付事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 児童手当給付事業                                                                   |
| 事業内容 | 児童手当法に基づき、中学校終了前の児童を養育しているものに対して手当を支給する全国同一の制度。市町村が申請・認定・支給等の事務を行う。        |
| 事業目的 | 児童を養育しているものに手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                     |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | R1 年度      |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 12,473,000 | 12,373,000 | 12,264,000 | 12,152,915 | 12,016,895 |
| 決算額 | 12,431,555 | 12,321,730 | 12,228,780 | 12,152,915 | 12,016,195 |

少子化に伴い、児童手当給付額は減少している。

##### (2) 実施した監査手続

児童手当給付事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

##### (3) 事業の内容

###### ①当事業における重要な指標の推移

指標について担当課に質問したところ、児童手当は支給対象者すべてに支給するものである

ため、指標の設定はしていないとの回答を得た。

また、児童手当給付事業において発生した過払金の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

|      |       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 過払件数 |       | 29 件   | 49 件   | 21 件   | 12 件   | 9 件    |
| 過払額  | 現年度分  | 950    | 1,590  | 630    | 505    | 315    |
|      | 過年度分  | 3,979  | 5,494  | 4,029  | 3,030  | 3,322  |
|      | 合計    | 4,929  | 7,084  | 4,659  | 3,535  | 3,637  |
| 収入済額 | 当年度分  | 695    | 1,425  | 520    | 475    | 265    |
|      | 過年度分  | 575    | 1,731  | 886    | 678    | 1,210  |
|      | 合計    | 1,270  | 3,156  | 1,406  | 1,153  | 1,475  |
| 不納欠損 | 件数    | 0 件    | 7 件    | 10 件   | 3 件    | 1 件    |
|      | 不納欠損額 | -      | 564    | 768    | 270    | 152    |

過払金発生の原因は、必要な手続きをせずに、資格要件を喪失している場合がほとんどのケースである。時効を迎えた債権については適宜、不納欠損処理を実施している。

## ②主な業務の流れ

児童手当給付事業の業務の流れは主に以下のとおりとなっている。

(登録手続き)

- ・ 市民が出産や市内転入等で資格が発生した場合に区役所に登録申請書一式を提出する。
- ↓
- ・ 毎年 6 月に市が児童手当受給者へ現況届を送付し、児童手当受給者は現況届での内容を確認・記載の上、市へ提出する。
- ↓
- ・ 毎年決まった月に、子ども手当の支給を行う。

(喪失手続き)

- ・ 喪失要件に該当した場合、市民が区役所に喪失申請書一式を提出する。
- ↓
- ・ 区役所で申請書を確認し、対象者については子ども手当の支給を停止する。

(督促)

- ・ 過払金が発生している場合は、債務者に対して、毎年一回、督促状を発送している。

#### (4) 監査の意見及び結果

本事業につき、監査の意見及び結果に該当するような検出事項はなかった。

## 2. 児童扶養手当給付事業

### (1) 概要

児童扶養手当給付事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 児童扶養手当給付事業                                                                       |
| 事業内容 | 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を共にしていない児童を養護している母親等に対して手当を支給する全国同一の制度。市町村が申請・認定・支給等の事務を行う。 |
| 事業目的 | 父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。                      |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                           |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | R1年度      |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 3,920,000 | 3,975,700 | 4,108,000 | 4,063,085 | 4,820,000 |
| 決算額 | 3,899,288 | 3,955,368 | 3,974,781 | 3,879,879 | 4,803,526 |

### (2) 実施した監査手続

児童扶養手当給付事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における重要な指標の推移

児童扶養手当給付事業における重要な指標である対象人数と児童扶養手当額の推移は以下のとおりである。

＜児童扶養手当の対象人数と児童扶養手当額の推移＞

|             | H27 年度    | H28 年度    | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 対象人数（人）     | 8,648     | 7,845     | 7,612     | 7,312     | 7,101     |
| 児童扶養手当額（千円） | 3,899,288 | 3,955,368 | 3,974,781 | 3,879,879 | 4,803,526 |

令和元年度の手当額の増加は、支払時期の変更によるものである。H30 年度までは、12 か月分の支出額、令和元年度に年間の支払回数を 3 回（4 か月に一回）から 6 回（2 か月に一回）に変更しているため、15 か月分の支払額となっている。

また、児童扶養手当給付事業において発生した過払金の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

|      |       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 過払件数 |       | 38 件   | 57 件   | 49 件   | 32 件   | 44 件   |
| 過払額  | 現年度分  | 1,441  | 1,855  | 1,036  | 670    | 1,663  |
|      | 過年度分  | 16,684 | 16,824 | 21,184 | 13,761 | 16,968 |
|      | 合計    | 18,126 | 18,680 | 22,221 | 14,432 | 18,631 |
| 収入済額 | 当年度分  | 2,666  | 3,723  | 5,541  | 2,276  | 3,754  |
|      | 過年度分  | 9,277  | 7,015  | 12,840 | 7,803  | 7,623  |
|      | 合計    | 11,943 | 10,739 | 18,382 | 10,080 | 11,378 |
| 不納欠損 | 件数    | 7 件    | 4 件    | 9 件    | 22 件   | 12 件   |
|      | 不納欠損額 | 4,505  | 960    | 3,788  | 3,772  | 9,151  |

過払金となっている主な発生要因は、事実婚の発覚や遺族年金等の公的年金の遡及的受給等である。所得要因や結婚等による受給資格の喪失については、市の他システムと連携することにより発生しないような仕組みとなっている。市は債務者に対して年一回督促状の送付を行うこととしている。令和元年度の不納欠損額が大きく増加しているのは、過払期間が数カ年に渡り、100 万円を超える過払金の不納欠損となったものが 4 件発生しているためである。

#### ②主な業務の流れ

児童扶養手当給付事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

（登録申請）

- ・当該事業の対象となる市民が区役所に登録申請書一式を提出する。

↓

- ・区役所で登録申請書を確認し、対象者については児童扶養手当を支給リストに登録する。

↓

- ・毎年 8 月に市が児童扶養手当受給者へ現況届を送付し、児童扶養手当受給者は現況届での内容を確認・記載の上、市へ提出する。

↓

- ・決められた月に、児童扶養手当の支給を行う。

(喪失申請)

- ・喪失要件に該当した場合、市民が区役所に喪失申請書一式を提出する。

↓

- ・区役所で喪失申請書を確認し、対象者については児童扶養手当の支給を停止する。

(督促)

- ・過払金が発生した場合には、都度過払金発生の通知書を送付している。また、未回収となっている債務者に対しては、毎年一回、督促状を発送している。

(4) 監査の意見及び結果

**【不正受給の取り扱いについて】(指摘)**

市は受給資格が継続しているかを確認するために、毎年児童扶養手当の受給者に対して現況届を郵送するとともに、事実婚状態にあると考えられる世帯については、個別に訪問するなどして事実関係を把握している。このことは過払金の発生を防ぐ方法として評価できる。

これらの確認を行っているものの過払となった債権については、その発生状況によって、「過払金」か「不正受給」かに分けて管理することが必要である。「不正受給」の場合であれば、強制徴収ができるためその回収可能性は高くなる。

|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童扶養手当法 第 23 条 偽りその他の不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

このことを踏まえて過去の事案をみると、数年に渡って事実婚状態にあったにも関わらず手続き遅れによる「過払金」として処理されているケースが一定数あり、この中の一部は時効となり多額の不納欠損として処理されている。一方で、「不正受給」として処理している案件は 0 件となっている。

「児童手当法第 23 条に規定する不正受給の具体例について」では以下のように記載されている。

○児童扶養手当法第 23 条に規定する不正受給の具体例について

(昭和三七年五月七日)

(児企発八九号)

(各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省児童局企画課長通知)

児童扶養手当の過誤払等による返納金債権の取扱いについては、本年四月二五日児発第四八九号各都道府県知事あて厚生省児童局長通達「児童扶養手当の過誤払等による返納金債権の取扱いについて」により通達したところであるが、同通達の 3 でいう児童扶養手当法第二三条に規定する偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合の取扱いの対象となるものは、児童扶養手当受給資格者が積極的に不正を行なった場合にはもちろんのこと、消極的に真実を歪曲し、又はかくすことによって不正を行ない手当の支給を受けた場合をいうものであって、その例をあげれば次のような場合が考えられるので、これが取扱いについて遺憾のないようされたい。

なお、都道府県側の事務処理上の過誤に基づく誤認定等については、不正受給には該当しないものであるから留意されたい。

- 1 受給資格を偽って認定を受けた場合
- 2 他人の名義を盗用して認定請求を行なったことにより手当の支給を受けた場合
- 3 認定請求書に添附すべき戸籍抄本、住民票等を偽造し、又は記載事項を改変した場合
- 4 医師に不実の申立てをして、障害認定診断書に不実の記載をなさしめた場合
- 5 所得、身分関係及び生計維持関係等の事実に関する市町村長等の証明書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は市町村長等の印鑑を偽造し、若しくは不正に使用した場合
- 6 児童扶養手当証書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は拾得・窃盗・横領等の証書によって手当の支払を受けた場合
- 7 受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知っているにもかかわらず届出をしないで手当の支給を受けた場合

(上記 \_\_\_\_\_ は監査人追加)

一律に「過払金」として処理するのではなく、内容を検討し、必要な場合には「不正受給」として扱うことが必要である。

また、市では手当の申請時において、発生事由として多い事実婚等の受給資格の喪失などについて説明しているが、これに加えて、申請者から説明を受けた旨の署名を入手することも必要と考える。

#### 【システム委託費と管理システムの仕様について】(意見)

児童扶養手当の制度は全国の自治体で一律に行われている制度であるため、昨今大きな改革が行われようとしている行政業務システムの統一化・標準化の流れを早急に取り入れるべきである。児童扶養手当の管理システムを市独自の仕様で発注するという進め方にすると、高額な費用が発

生するばかりでなくオリジナル仕様のためメンテナンスや改変等が必要となった際に他の会社が入ることができず、最初に契約した会社との随意契約状態が続いてしまう。このような状態では入札制度自体が意味をなさず、特定の会社の提示する金額で契約をしなくてはならない可能性が高い。「熊本市だけで個別のシステム契約をする」ということを改めて議論し、近隣自治体と共同のシステム活用やオープン仕様のシステムを導入するなどの検討をするべきと考える。

### 3. 子ども医療費助成事業

#### (1) 概要

子ども医療費助成事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 事業名  | 子ども医療費助成事業                                                |
| 事業内容 | 0歳児から中学修了までの子どもの医療費を助成する。                                 |
| 事業目的 | 子どもの医療費を助成することによって、子どもの健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図ることを目的としている。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                    |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | R1年度      |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 1,807,415 | 1,783,844 | 1,805,075 | 1,924,093 | 1,965,673 |
| 決算額 | 1,789,257 | 1,719,226 | 1,709,468 | 1,849,071 | 1,965,293 |

#### (2) 実施した監査手続

子ども医療費助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

平成 30 年及び令和元年度と助成額が増加している理由は、平成 30 年 12 月から制度改正し、小学校 4 年生から 6 年生の外来・調剤の自己負担限度額が 1,200 円から 700 円に軽減されたためである。

また、令和 2 年 4 月時点で近隣自治体における子ども医療費制度をまとめると以下のようになっている。熊本市と隣接する自治体と比較すると子ども医療費の対象となる年齢は同じ中学修了までであるが、自己負担の有無に違いがある。

| 対象年齢 |      | 所得制限 | 自己負担                                                                        | 自治体                             |
|------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 入院   | 通院   |      |                                                                             |                                 |
| 18 歳 | 18 歳 | 無    | 無                                                                           | 山都町、阿蘇市                         |
| 高校修了 | 高校修了 | 無    | 無                                                                           | 八代市、水俣市、天草市、上天草市                |
| 中学修了 | 中学修了 | 無    | 無                                                                           | 合志市、菊陽町、大津町、西原村、益城町、嘉島町、甲佐町、人吉市 |
| 中学修了 | 中学修了 | 有    | 無                                                                           | 玉名市                             |
| 中学修了 | 中学修了 | 無    | 小学校以上<br>入院 2,000 円/月<br>外来 1,000 円/月                                       | 宇土市、宇城市、御船町                     |
| 中学修了 | 中学修了 | 無    | 中学校以上<br>入院 2,000 円/月<br>外来 1,000 円/月                                       | 菊池市                             |
| 中学修了 | 中学修了 | 無    | 入院無料<br>通院時の月負担<br>3 歳未満：無料<br>小学校 6 年生まで<br>700 円<br>中学校 3 年生まで<br>1,200 円 | 熊本市                             |
| 中学修了 | 小学修了 | 無    | 小学校 4 年生以上<br>入院 2,000 円/月<br>外来 500 円/月                                    | 荒尾市                             |

#### ②主な業務の流れ

子ども医療費助成事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・医療機関に健康保険証と受給資格証を提示し、決められた自己負担額を窓口で支払う。



↓

- ・医療機関で自己負担額差額を集計し、熊本市に差額の支払請求を行う。

↓

- ・熊本市は医療機関から請求された助成額の判定を行い、医療機関へ支払を行う。

### (3) 監査の意見及び結果

#### 【近隣自治体との比較】(意見)

子ども医療費助成事業は熊本県内の各自治体で行っているが、自治体ごとに対象年齢や自己負担額に差がある。そのため同じ病院を受診したとしても居住地によって異なるサービスを受けることとなり、特に境界近くに住む住民に不公平感が生じる可能性がある。また境界にある医療機関においては各自治体に合わせた対応が求められ、煩雑な事務作業を強いられている。

近年人口増加が続く「光の森」一帯は熊本市と菊陽町、合志市が隣接しており、本来の目的である「子どもの健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図ること」の実現のために国、県単位で同じ制度になることが望ましいと考える。

## 4. 子ども医療費助成事務委託事業

### (1) 概要

子ども医療費助成事務委託事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 事業名  | 子ども医療費助成事務委託事業                  |
| 事業内容 | 子ども医療費助成事業等に伴うデータ入力業務委託         |
| 事業目的 | データ入力業務を外部に委託することにより、事務の効率化を図る。 |
| 所属課  | 子ども支援課                          |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 22,255 | 15,000 | 15,000 | 18,100 | 17,074 |
| 決算額 | 20,884 | 13,915 | 13,209 | 12,443 | 14,875 |

### (2) 実施した監査手続

子ども医療費助成事務委託事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・入札手続きの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

(3. 子ども医療費助成事業を参照)

### (4) 監査の結果及び意見

#### 【契約事務について】(意見)

市は医療機関への支払情報等をデータ化するための業務を外部の民間事業者に業務委託している。この業務委託はセキュリティ等の要件が求められることから、プロポーザル方式の総合入札方式を採用している。総合入札方式の仕様や選定プロセスについて事前に学識者に意見聴取を行い、指摘事項を改善していることは事業の公平性を担保するという点において評価できる。

今回の入札において学識者2名への意見聴取の際、「技術点と価格点のバランスが悪いため点数配分を再検討されたし」という指摘があっているが、「比率を変更すると価格重視の一般競争入札とあまり変わらない」という理由で点数配分の変更は実施されていなかった。

前述した学識者の指摘事項を確認するために監査人がその評価方法を検討してみると、技術点160と価格点80の合計240点での評価であった。(技術点对価格点 2:1)

技術点は160点あり、1項目の中のA評価とB評価の一段階の差で最大10点差が付く評価方法となっている。この10点は金額に換算すると予定価格1,750万円の場合、約220万円に相当する金額であり、9つの評価項目中の1項目で一段階の差が出た場合には価格で逆転することは実質的に難しい。

実際に今回の入札においても、入札金額はA社とB社とで約70万の差額があったが価格点は80点中3点の差(80点×(1-(入札価格)/(予定価格)))しかなく、技術点で逆転される結果となっている。

総合入札方式を導入する場合は、技術や品質を維持できるかどうかの視点は持ちつつも、財源である税金を効率的に運用するという意識をもち入札の仕組みをよく検討する必要がある。今回の案件については、データ入力業務という比較的単純な作業であることを考えると、技術面における必要条件是担保した上で、価格面の配点を上げて決定することが適切であったと考える。

なお、「令和2年度(2020年度)子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び重度心身障害者(児)医療費助成事業に伴うデータ入力業務委託における総合評価落札方式に係

る総合評価審査会設置要綱」では、落札者決定基準は審査会（子ども未来部長、障がい者支援部長、障がい保健福祉課長、子ども支援課長の４名で構成）で決定するとされている。

（必ずしも学識経験者の意見を取り入れなければならないとはされていない）

（評価項目及び配点）

| 評価項目                             | 評価基準                                                                                                                                                                                                                                 | 採点基準 |    | 配点 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      |      |    |    |
| セキュリティ保持規定及び情報の取扱手順及びセキュリティ教育の実施 | セキュリティ保持のための規程及び情報の取扱手順が設けられ、それを本業務に従事する全従業員に周知及び教育しているか。                                                                                                                                                                            | A    | 20 | 20 |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | B    | 10 |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | C    | 5  |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | D    | 失格 |    |
| 入退出管理の実施                         | データ入力室及びデータ管理室等のセキュリティ管理が必要な区域を入退出管理システム等により管理し、許可された者だけが入退出可能であるか。                                                                                                                                                                  | A    | 20 | 20 |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | B    | 10 |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | C    | 5  |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | D    | 失格 |    |
| セキュリティ強化のための管理策                  | 許可されていない情報資産の持出し、複写・複製、廃棄、目的外の使用及び第三者への提供を防ぐことのできる体制を備えているか（インターネット等の外部のネットワークと接続されていない専用のシステムで業務を行っていること、盗難を防止するための保管施設を備えていること、入力伝票持出防止のための対策が取られていること、納品データの入ったUSBは容易に開けることの出来ないケース等で持ち運ぶことが出来ること、データの廃棄方法及び廃棄の内容等の記録を残していることなど）。 | A    | 30 | 30 |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | B    | 20 |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | C    | 10 |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | D    | 失格 |    |
| データ精度向上のための取組み                   | 入力ミスを低減させる取組みを行っているか。                                                                                                                                                                                                                | A    | 20 | 20 |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | B    | 10 |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | C    | 5  |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | D    | 失格 |    |
| 事件・事故の管理体制                       | 委託された業務に事件・事故があった場合は、委託者に対し迅速に報告を行うことのできる体制を備えているか。                                                                                                                                                                                  | A    | 20 | 20 |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | B    | 10 |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | C    | 5  |    |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | D    | 失格 |    |
| 搬送時の保護体制                         | 搬送するデータ媒体は、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮しているか。                                                                                                                                                                                                 | A    | 10 | 10 |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                      | B    | 6  |    |

|                                       |                                                                 |      |    |     |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------|----|-----|
|                                       |                                                                 | C    | 4  |     |
|                                       |                                                                 | D    | 失格 |     |
| 機密保持体制                                | 個人情報保護の関係法令を遵守するために、必要な体制を備えているか。                               | A    | 10 | 10  |
|                                       |                                                                 | B    | 6  |     |
|                                       |                                                                 | C    | 4  |     |
|                                       |                                                                 | D    | 失格 |     |
| 実施体制                                  | 本業務に従事する全従業員の経歴、データ入力業務の経験、取得している資格、実績等を評価。                     | A    | 20 | 20  |
|                                       |                                                                 | B    | 10 |     |
|                                       |                                                                 | C    | 5  |     |
|                                       |                                                                 | D    | 失格 |     |
| 同種業務の実績                               | 国又は地方公共団体から直接受注した業務として平成27年度以降に履行が完了した、個人情報処理業務に関する業務委託の契約実績を評価 | 5件   | 10 | 10  |
|                                       |                                                                 | 2～4件 | 5  |     |
|                                       |                                                                 | 1件   | 0  |     |
| 技術評価                                  |                                                                 |      |    | 160 |
| 80×（1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格） |                                                                 |      |    | 80  |
| 価格評価                                  |                                                                 |      |    | 80  |
| 技術評価＋価格評価                             |                                                                 |      |    | 240 |

## 5. ひとり親家庭等医療費助成事業

### (1) 概要

ひとり親家庭等医療費助成事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | ひとり親家庭等医療費助成事業                                                                         |
| 事業内容 | 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を共にしていない児童を養護している母子等に対して医療機関等に支払う保険診療分の本人負担額の2/3を助成する。            |
| 事業目的 | ひとり親家庭で一定の条件を満たす受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部を助成することにより、ひとり親家庭等における健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的としている。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                 |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | R1年度    |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 280,402 | 277,293 | 272,404 | 272,507 | 272,885 |
| 決算額 | 276,581 | 264,718 | 265,982 | 270,214 | 260,333 |

## (2) 実施した監査手続

ひとり親家庭等医療費助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①当事業における主要な指標の推移

ひとり親家庭等医療費助成事業における主要な指標である資格者数・資格世帯数・受給世帯数の推移は以下のとおりである。

＜ひとり親家庭等医療費助成事業における資格者数・資格世帯数・受給世帯数の推移＞

|       | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 資格者数  | 22,295 | 23,181 | 22,814 | 22,442 | 21,534 |
| 資格世帯数 | 9,856  | 9,779  | 9,609  | 9,442  | 9,026  |
| 受給世帯数 | 9,042  | 9,160  | 9,000  | 8,730  | 8,281  |

少子化に伴い、この事業の対象となる世帯数も減少傾向にある。

また、ひとり親家庭等医療費助成事業における対象区分（大人、子ども）ごとの助成額の推移は以下のとおりである。

＜対象区分（大人、子ども）ごとの助成額の推移＞

|     |         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度  | H30 年度  | R1 年度   |
|-----|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 大人  | 受診延件数   | —      | —      | 102,704 | 107,866 | 107,182 |
|     | 助成額(千円) | —      | —      | 183,458 | 194,811 | 191,746 |
|     | 助成額割合   | —      | —      | 69.4%   | 72.7%   | 74.3%   |
| 子ども | 受診延件数   | —      | —      | 63,364  | 70,170  | 66,976  |
|     | 助成額(千円) | —      | —      | 80,951  | 73,060  | 66,297  |
|     | 助成額割合   | —      | —      | 30.6%   | 27.3%   | 25.7%   |
| 合計  | 受診延件数   | —      | —      | 166,068 | 178,036 | 174,158 |
|     | 助成額(千円) | —      | —      | 264,410 | 267,872 | 258,043 |

平成 27 年度及び 28 年度は旧システムのため区分できない。

②主な業務の流れ（現物支給の場合）

ひとり親家庭等医療費助成事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・当該事業の対象となる市民が区役所に申請書を提出する。

↓

- ・区役所で申請書を確認し、対象者については資格証を発行する。

↓

- ・対象者が医療機関を受診した場合には、資格証を提出することで、通常、自己負担 3 割であるところ、1 割負担（2/3 を当該事業が補助）となる。ただし、利用者はひまわり医療制度との関係で有利な方を選択できる。

↓

- ・医療機関が市に利用明細・請求書を郵送する。

↓

- ・市で利用明細・請求書等を審査し、医療機関へ支払を行う。

(4) 監査の意見及び結果

本事業につき、監査の意見及び結果に該当するような検出事項はなかった。

## 6. 病児・病後児保育事業

### (1) 概要

病児・病後児保育事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 病児・病後児保育事業                                                                                             |
| 事業内容 | 小学校 6 年生までの病気や病気回復期の子どもを医療機関等で一時的に預かり、保護者の仕事と育児の両立を支援する。                                               |
| 事業目的 | 児童が病気の場合において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に保育することにより、働きながら子どもを育てる家庭を支援するとともに病気の時でも子どもが安心して過ごすことができるようにする。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                                 |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度  | R1 年度   |
|-----|--------|--------|--------|---------|---------|
| 予算額 | 85,400 | 88,600 | 88,910 | 107,685 | 111,492 |
| 決算額 | 83,603 | 83,546 | 87,605 | 95,964  | 96,021  |

### (2) 実施した監査手続

病児・病後児保育事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①病児・病後児保育事業について

本事業は、熊本市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき実施される。

対象児童は次のとおりである。

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 熊本市及び上記連携自治体在住の児童で、かかりつけ医で施設の保育が可能だと診断され、病児・病後児保育連絡票を発行された児童が対象となります。 |
|-----------------------------------------------------------------------|

●病児とは・・・病気回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、当面の急変が認められない児童

●病後児とは・・・病気の回復期であるが、集団保育が困難な児童

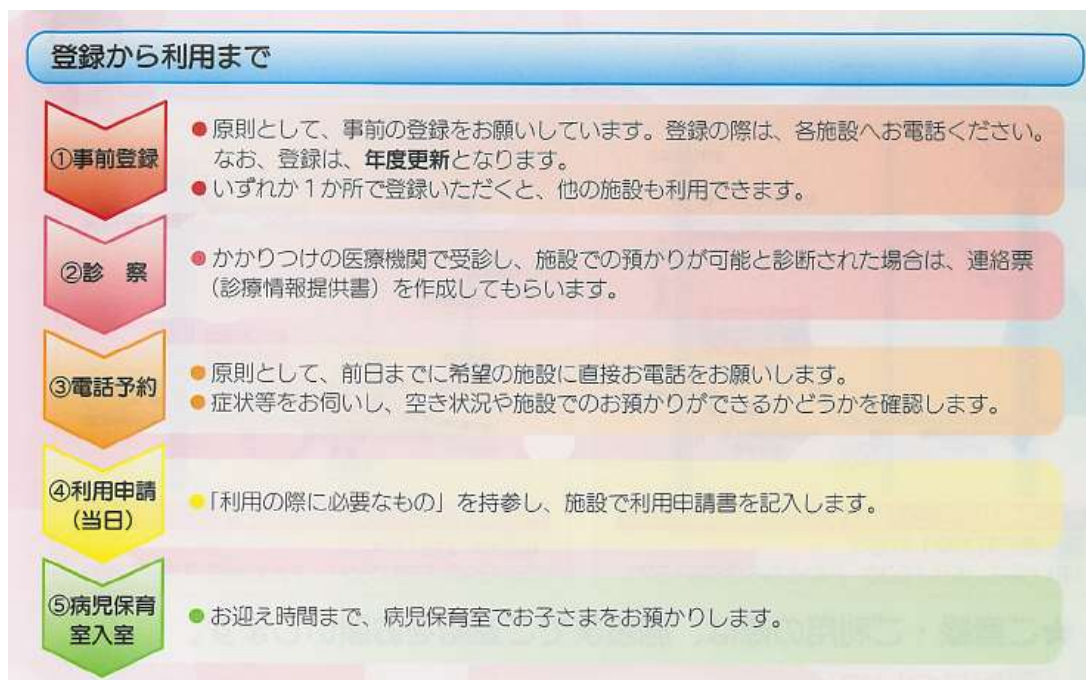
注) 子どもの病態、施設の受け入れ状況によりお断りする場合がありますので、ご了承ください。

はしかの場合はお預かりできません。インフルエンザやRS ウイルス等の場合は、病態で判断されます。

全ての施設で小学校6年生まで受け入れることは出来ませんが、施設の受け入れ状況によりお断りする場合があります。

※出所：「市ホームページ」

病児・病後児保育事業の利用の流れは次のとおりである。



※出所：「パンフレット」

#### (4) 監査の意見及び結果

本事業につき、監査の意見及び結果に該当するような検出事項はなかった。



## 7. 母子家庭等自立支援給付金事業

### (1) 概要

母子家庭等自立支援給付金事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 母子家庭等自立支援給付金事業                                                                               |
| 事業内容 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付金制度であり、以下の2つがある。<br>・ 自立支援教育訓練給付金事業<br>・ 高等職業訓練促進給付金等事業 |
| 事業目的 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進する。                                                                |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                       |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|
| 予算額 | 61,110 | 74,000 | 78,000 | 83,600 | 104,000 |
| 決算額 | 58,111 | 72,208 | 68,542 | 80,051 | 91,643  |

### (2) 実施した監査手続

母子家庭等自立支援給付金事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・ 支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・ 事業で把握している指標の推移の確認
- ・ 業務フローの確認
- ・ 契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・ 業務が効率的に実施されているか
- ・ 契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ① 当事業における主要な指標の推移

母子家庭等自立支援給付金事業における主要な指標である申請件数と交付件数並びに支給額の推移は以下のとおりである。

( i ) 自立支援教育訓練給付金事業

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 申請件数 (件) | 4      | 3      | 8      | 16     | 8     |
| 交付件数 (件) | 4      | 3      | 8      | 16     | 8     |
| 支給額 (千円) | 37     | 316    | 377    | 272    | 334   |

( ii ) 高等職業訓練促進給付金等事業

|              | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請件数 (件)     | 29     | 44     | 21     | 48     | 32     |
| 交付件数 (件)     | 29     | 44     | 21     | 48     | 32     |
| 支給額 (千円)     | 56,922 | 70,891 | 67,013 | 79,027 | 90,284 |
| 修了支援給付金 (千円) | 1,150  | 1,000  | 1,150  | 750    | 1,025  |

②主な業務の流れ

母子家庭等自立支援給付金事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・ 給付受給希望者は講座受講開始前に区役所で事前相談を行い、区役所の相談員は自立支援給付相談票を起票する。

↓

- ・ 給付対象の条件に適合している相談者へ申請書類一式を渡し、区役所で必要書類を受領後、本庁の審査会に上申する。

↓

- ・ 月に一度の審査会で決裁を行う。

↓

- ・ 交付が決定し、かつ講座受講が確定した相談者と契約書を交わす。

↓

- ・ 毎月の提出書類の確認をもって支給対象者へ支払を行う。

(4) 監査の意見及び結果

**【事業の評価について】(指摘)**

この制度の修了者に対するアンケートは毎年実施されているが、このアンケートの結果を集計し評価する事業の有効性評価は、数年に一度に留まっており、この制度を利用した者の就業割合等の実績確認が適切に実施できていない状況である。当該事業の給付を受け資格を活かした職業に就けたかどうか、就職後に経済的自立ができ生活の負担が軽減したかどうかを継続的に検証し事業の有効性を確認していくべきである。

### 【制度の周知について】（意見）

受給者アンケートの回答に「当該事業をなお一層周知したほうがよい」との意見が複数挙げられていたことから、必要としている者の中に当該事業を知らないという者が一定数いると考えられる。現状では一定の条件を満たせば給付が受けられる制度になっており、制度の公平性を保つためにも、この給付制度を広く周知することが必要であるといえる。全国一律の制度であるため、まずは熊本市における認知度を確認するために、人口あたりの利用率など他自治体と比較して検証し、熊本市での認知度が著しく低いと判断された場合はさらなる周知を図るための活動をすべきであるとする。

### 【給付管理簿について】（指摘）

監査人が監査を行った際、令和元年度の高等職業訓練（高等技能訓練）年度別受給者一覧表の中に、支給額が誤って記載されている部分を数ヶ所確認し、その後正しい管理簿に修正された。このような間違いは、引き継ぎが適切に行われていないことや記録したものをチェックする体制が確立されていないことに起因している。統計資料における根拠データとなるような管理簿の作成については、正しく作成、保存ができるようにダブルチェックをするなどの体制を構築する必要がある、

- 8. 私立地域子育て支援センター事業
- 9. 公立地域子育て支援センター事業
- 10. 総合子育て支援センター事業
- 11. 街なか子育てひろば事業

#### （1）概要

##### ①私立地域子育て支援センター事業

私立地域子育て支援センター事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 私立地域子育て支援センター事業                                                                                                                                              |
| 事業内容 | 地域における子育て支援の拠点施設として、子育て相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行うとともに、地域に出向いた活動を実施する。<br>私立保育園内（9ヶ所）に併設され、地域における子育て家庭の育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援を行うとともに地域全体で子育てを支援する基盤を形成する。 |
| 事業目的 | 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を促進する。                                                                                                                |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                                                                                       |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 47,242 | 46,290 | 46,290 | 46,290 | 46,548 |
| 決算額 | 47,216 | 46,290 | 46,290 | 46,290 | 42,048 |

## ②公立地域子育て支援センター事業

公立地域子育て支援センター事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 公立地域子育て支援センター事業                                                                                                                                           |
| 事業内容 | 地域における子育て支援の拠点施設として、子育て相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行うとともに、地域に出向いた活動を実施する。<br>公立保育園内(9ヶ所)に併設され、地域における子育て家庭の育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援を行い、地域全体で子育てを支援する基盤を形成する。 |
| 事業目的 | 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を促進する。                                                                                                             |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                                                                                    |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 21,580 | 16,770 | 17,014 | 13,101 | 22,100 |
| 決算額 | 20,936 | 16,664 | 12,909 | 11,092 | 17,407 |

## ③総合子育て支援センター事業

総合子育て支援センター事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 総合子育て支援センター事業                                                                                                                                                                                         |
| 事業内容 | 子育て支援センターの中核的機能を担うとともに、子育て支援ボランティアの養成を行う。<br>地域全体で子育てを支援する中心的役割を果たすとともに、子育て支援に関する情報の提供、地域における子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の活動を育成支援する。<br>また、市内19箇所の公私立支援センターのとりまとめとして各種イベント、研修会の実施など各支援センターの連携・統一を図る。 |
| 事業目的 | 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を促進する。                                                                                                                                                         |

|     |        |
|-----|--------|
| 所属課 | 子ども支援課 |
|-----|--------|

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|--------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 6,989 | 10,760 | 8,416 | 8,689 | 9,400 |
| 決算額 | 6,761 | 10,190 | 8,167 | 8,541 | 8,585 |

#### ④街なか子育てひろば事業

街なか子育てひろば事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 街なか子育てひろば事業                                                                      |
| 事業内容 | 街なかの子育て支援の拠点施設として、子育てに係る相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行う。<br>また、子育てに関するワークショップを月1回開催している。 |
| 事業目的 | 地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を促進する。                                    |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                           |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 4,677 | 4,594 | 4,545 | 4,703 | 5,300 |
| 決算額 | 4,533 | 4,468 | 4,519 | 4,675 | 4,475 |

#### (2) 実施した監査手続

当事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①熊本市地域子育て支援拠点事業について

熊本市地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法第6条の3第6項、地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）及び熊本市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき実施される。

児童福祉法

第六条の三

- ⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

地域子育て支援拠点事業実施要綱

#### 1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

熊本市地域子育て支援拠点事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を促進することを目的として行う熊本市地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### ②事業の実施主体

事業の実施主体は市であるが、事業の運営を適切に行うことができると認められる場合には、次に掲げる団体等へ事業の実施を委託することができる。

| 類型    | 団体等               | 実施形態                                                                               |
|-------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| センター型 | 認可保育所を運営する社会福祉法人等 | 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワーク、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら |

|      |                         |                                                    |
|------|-------------------------|----------------------------------------------------|
|      |                         | ら地域に出向いた支援活動を実施するもの                                |
| ひろば型 | 社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等 | 就学前の子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、又は、語り合うための相互の交流を図る場を提供するもの |

### ③事業の実施拠点

熊本市地域子育て支援拠点事業を実施するため、センター型として公立の子育て支援センターが10か所、私立の子育て支援センターが9か所設置され、ひろば型として街なか子育てひろばが1か所設置されている。

#### <公立地域子育て支援センター（総合地域子育て支援センター含む）>

|                |              |
|----------------|--------------|
| 熊本市総合子育て支援センター | 西里子育て支援センター  |
| 小島子育て支援センター    | 白山子育て支援センター  |
| 池上子育て支援センター    | 京町台子育て支援センター |
| 京塚子育て支援センター    | 幸田子育て支援センター  |
| 清水子育て支援センター    | 植木子育て支援センター  |

#### <私立地域子育て支援センター>

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| あゆみ子どもセンター     | イルカクラブ              |
| さくらっこ子育て支援センター | ながみね子育て支援センター       |
| だいいち子育て支援センター  | やまなみ子育て支援センター       |
| 画図子育て支援センター    | 植木山東子育て支援センター「え〜とこ」 |
| 城南子育て支援センター    |                     |

#### <街なか子育てひろば>

|                      |
|----------------------|
| 街なか子育てひろば（熊本市現代美術館内） |
|----------------------|

### （4）監査の意見及び結果

#### 【私立地域子育て支援センターの業務委託に関する事業実績の適切な確認について】（指摘）

私立地域子育て支援センター事業については、認可保育所を運営する社会福祉法人等へ業務を委託している。事業終了後、委託先から決算書を入手し、委託事業の実施内容の確認及び委託料の精算を行っている。

市が入手した事業報告書及び決算書について査閲を行ったところ、次のような事項が検出された。

| 項目               | 内容                                                                                                         |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 科目の記載            | 委託業務であるにも関わらず、歳入の科目として「経常経費補助金収入」と記載している。これは、以前は補助事業として実施していたことから、市が示した決算書のひな形が修正されていないため生じている。            |
| 歳入合計と歳出合計        | 歳入合計と歳出合計が一致していない。                                                                                         |
| 決算書と見積書の整合性に係る確認 | 費目によっては決算書の金額が見積書の金額を大きく超過しているものがあるが、その理由を確認していない。                                                         |
| 決算書の精査           | 例えば、<br>・専任の保育士の実際の出勤状況の確認<br>・支出項目が地域子育て支援センター業務にかかる費用かどうか（＝保育園側の経費が混じっていないか）<br>といった視点で、具体的な確認までは行っていない。 |

適切な委託費の執行のため、委託事業にかかる支出内容について、必要に応じて委託先へ照会したり、支出に関する証憑や専任保育士の出勤簿を確認するなど、より具体的に精査を行うべきである。

また、市は委託先に対して、適切な科目等に修正したひな形を提示するとともに、記入方法等を適切に指導する必要がある。

### 【街なか子育てひろばの今後の展開について】（参考意見）

街なか子育てひろばは、地域子育て支援拠点事業において「ひろば型」に位置付けられており、その設置の目的は次のとおりである。

＜街なか子育てひろばの設置目的＞

|                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て中の親子が気軽に集い、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる「街なか子育てひろば」を設置することにより、利便性の向上と、これまで子育て支援センター等を利用できなかった親子の利用拡大を図る。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

街なか子育てひろばの利用者数の推移は以下のとおりである。

＜利用者数の推移＞

|            | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開所日数（日）    | 309    | 284    | 307    | 308    | 282    |
| 利用組数（組）    | 8,639  | 10,448 | 7,820  | 6,083  | 7,219  |
| 利用人数（人）    | 21,896 | 26,880 | 20,661 | 15,644 | 19,186 |
| 1 日平均組数（組） | 27.9   | 36.7   | 25.5   | 19.8   | 34.2   |
| 1 日平均人数（人） | 70.8   | 94.6   | 67.3   | 50.8   | 61.5   |



令和元年度は新型コロナ感染拡大対策のため、一時閉館を余儀なくされたため、開所日数が少なくなっているが、それでも利用者数等は堅調に推移している。なお、市によれば、街なか子育てひろばは熊本市現代美術館内に設置されており、利用者数の推移は当該美術館の展示内容により変化する傾向にあるとのことである。

また、市が把握している街なか子育てひろばの特徴・メリットを整理すると、次のとおりである。

<街なか子育てひろばの特徴・メリット>

| 他所との差別化と思われる点                                                                                                      | 美術館にあることによるメリット                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) オープンスペースで気軽に利用できる<br>(2) 出入りが自由<br>(3) 日祝日も利用できる<br>(4) 父親が利用しやすい<br>(5) 美術館内であること<br>(6) 地理的要素（中心市街地・美術館の受容性） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 美術館利用者の利便性</li> <li>● 美術館を身近に感じる／子どもの感性を刺激する効果</li> <li>● 保護者のリフレッシュ効果</li> <li>● 幅広い世代・利用者との交流</li> </ul> |

（出典：街なか子育てひろば運用の中で見えてきた特徴・メリットについて）

このような現状の街なか子育てひろばにおける利用状況や特徴・メリットに鑑みて、各区からの要望等を踏まえながら、今後、より利便性や特色のある拠点を展開するよう検討することが望まれる。

12. 熊本市児童館管理運営事業（直営）
13. 城南児童館施設管理事業（指定管理）
14. 西原公園児童館管理運営事業（直営）
15. 民間児童館活動事業助成事業
16. 児童館管理運営事業

（1）概要

児童館運営事業の概要は以下のとおりである。

①熊本市児童館管理運営事業（直営）、西原公園児童館管理運営事業（直営）

|      |                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 熊本市児童館管理運営事業（直営）、西原公園児童館管理運営事業（直営）                                                   |
| 事業内容 | 児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、地域の児童幼児及びその保護者を対象として、様々な事業を企画運営し、また母親クラブ等の地域組織と地域に密着した活動を展開している。 |
| 事業目的 | 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情緒を豊かにするとともに母                                                   |

|     |                                                      |
|-----|------------------------------------------------------|
|     | 親クラブ等の地域組織活動の育成を図り、児童の健全育成を推進するための養育の正しい知識と技術を習得させる。 |
| 所属課 | 子ども支援課                                               |

熊本市児童館管理運営事業（直営）及び西原公園児童館管理運営事業（直営）における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

○熊本市児童館管理運営事業（直営）

（単位：千円）

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 47,498 | 45,916 | 42,777 | 41,972 | 41,426 |
| 決算額 | 46,544 | 44,883 | 42,025 | 41,798 | 40,761 |

○西原公園児童館管理運営事業（直営）

（単位：千円）

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 5,965  | 5,787  | 6,183  | 4,982  | 5,196 |
| 決算額 | 5,756  | 5,451  | 6,055  | 4,842  | 4,859 |

②城南児童館施設管理事業（指定管理）

|      |                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 城南児童館施設管理事業（指定管理）                                                                                                       |
| 事業内容 | 熊本市・城南町新市基本計画に基づく城南児童館運営事業であり、子どもたちが伸び伸びと遊び、保護者が仲間とふれあえる交流の場としての役割を果たす。<br>また、地域住民に児童館事業への積極的な参加・参画を促し、地域による子育て支援を推進する。 |
| 事業目的 | 熊本市・城南町新市基本計画に基づき、児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、図書館に併設した小型児童館を整備する。                                           |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                                                  |

城南児童館施設管理事業（指定管理）における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 18,266 | 18,266 | 18,227 | 18,894 | 18,679 |
| 決算額 | 18,137 | 18,266 | 18,227 | 18,888 | 18,672 |

### ③民間児童館活動事業助成事業

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 民間児童館活動事業助成事業                                                            |
| 事業内容 | 地域組織活動の育成助長、自然体験活動事業、年長児童等来館促進事業など民間児童館における児童の健全育成に必要な活動の実施について、助成を行う。   |
| 事業目的 | 民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を活かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るもの。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                   |

民間児童館活動事業助成事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 1,800  | 1,800  | 1,530  | 1,500  | 1,500 |
| 決算額 | 1,800  | 1,800  | 1,500  | 1,500  | 1,500 |

### ④児童館管理運営事業（熊本市児童館運営審議会運営に係る経費）

|      |                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 児童館管理運営事業（熊本市児童館運営審議会運営に係る経費）                                                          |
| 事業内容 | 熊本市児童館条例及び同施行規則に基づき設置された熊本市児童館運営審議会運営に係る経費                                             |
| 事業目的 | 熊本市では、熊本市児童館条例及び同施行規則に基づき熊本市児童館運営審議会を設置し、児童館の運営方針やあり方・使用の普及に関する審議を行い、子どもが主役の児童館を目指すもの。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                 |

児童館管理運営事業（熊本市児童館運営審議会運営に係る経費）における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 290    | 290    | 269    | 245    | 241   |
| 決算額 | 281    | 259    | 212    | 193    | 233   |

#### (2) 実施した監査手続

当事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①児童館について

児童館は児童福祉法の規定に基づき設置させる施設である。

児童福祉法

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

市が直接運営する児童館、児童室（児童館に準じて活動を実施）のほか、指定管理者により管理運営を行う城南児童館（旧城南町）、民間が運営する児童館（旧植木町）がある。

#### ○児童館（室）（直営）・・・13 施設（うち児童室が 3 施設）

|    |         |
|----|---------|
| 1  | 東部児童館   |
| 2  | 龍田児童館   |
| 3  | 託麻児童館   |
| 4  | 幸田児童館   |
| 5  | 清水児童館   |
| 6  | 秋津児童館   |
| 7  | 南部児童館   |
| 8  | 花園児童館   |
| 9  | 西部児童館   |
| 10 | 西原公園児童館 |
| 11 | 大江児童室   |
| 12 | 五福児童室   |
| 13 | 天明児童室   |

○指定管理者が管理運営する児童館・・・1施設

|   |       |
|---|-------|
| 1 | 城南児童館 |
|---|-------|

○民間児童館（補助事業）・・・1施設

|   |        |
|---|--------|
| 1 | 桜ヶ丘児童館 |
|---|--------|

児童館を使用できる者は、次のとおりである。

（使用できる者の範囲）

第4条 児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。
- (2) 子ども会等児童によって組織された団体
- (3) 母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

ただし、桜ヶ丘児童館は、概ね幼児から小学生までの児童と中学生・高校生などの利用が可能である。

②児童館の利用状況の推移について

過去5年間の利用状況の推移は以下のとおりである。

＜利用状況の推移＞

（単位：人）

| 児童館     | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | R1年度    |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 東部児童館   | 38,552  | 36,074  | 36,200  | 35,361  | 28,286  |
| 龍田児童館   | 23,868  | 19,257  | 20,972  | 20,782  | 17,884  |
| 託麻児童館   | 17,400  | 10,229  | 14,830  | 15,632  | 13,384  |
| 幸田児童館   | 26,763  | 23,395  | 22,699  | 21,976  | 20,408  |
| 清水児童館   | 21,056  | 20,669  | 21,736  | 17,260  | 15,730  |
| 秋津児童館   | 27,071  | 13,087  | 25,738  | 27,116  | 20,597  |
| 南部児童館   | 18,240  | 18,013  | 20,086  | 18,589  | 15,885  |
| 花園児童館   | 20,054  | 14,025  | 18,440  | 17,580  | 16,333  |
| 西部児童館   | 21,410  | 15,074  | 22,443  | 22,069  | 20,088  |
| 西原公園児童館 | 14,498  | 13,602  | 14,070  | 13,031  | 9,360   |
| 城南児童館   | 39,907  | 40,974  | 42,538  | 59,122  | 59,966  |
| 児童館計    | 268,819 | 224,499 | 259,752 | 268,518 | 237,921 |
| 大江児童室   | 8,719   | 8,357   | 16,416  | 16,803  | 13,359  |
| 五福児童室   | 7,000   | 4,093   | 9,375   | 9,347   | 6,654   |

|         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 天明児童室   | 4,018   | 2,270   | 5,090   | 3,534   | 3,839   |
| 児童室計    | 19,737  | 14,720  | 30,881  | 29,684  | 23,852  |
| 児童館・室合計 | 288,556 | 239,219 | 290,633 | 298,202 | 261,773 |

| 児童館    | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 桜ヶ丘児童館 | 10,073 | 9,675  | 10,488 | 12,218 | 11,820 |

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【熊本市児童館運営審議会の対象となる児童館について】（意見）

市では、熊本市児童館条例及び同施行規則に基づき熊本市児童館運営審議会を設置し、児童館の運営方針やあり方・使用の普及に関する審議を行っている。

当該審議会の対象施設は、市が直営する 10 児童館のみであり、3 児童室、城南児童館（指定管理施設）、桜ヶ丘児童館（民間）の 5 施設については対象外となっている。

しかし同審議会は、市全体の児童館のあり方などを検討する場であることから、市に設置されているすべての児童館及び児童室を対象として審議を実施すべきと考える。

##### 【児童館の対象児童について】（意見）

国の示す「児童館ガイドライン」によれば、児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とするとしている。

##### <児童館の目的>

##### 2 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

市の児童館は、条例において「おおむね小学校終了までの児童」を対象とするとしており、施設においては、地域と連携しながら中学生までを対象として運営を行っている。

国の示す「児童館ガイドライン」である 18 歳未満のすべての子どもを対象としているわけではなく、対象となる年齢を引き上げることは予算や施設のスペースの関係で難しい部分もあると思われるが、児童館運営のより一層の充実のため対象年齢を広げること検討すべきと考える。

例えば、民生委員や母親クラブ等との連携を行い、乳児と高校生の接点を設けて、育児体験をしてもらうなど、高校生にとって良い経験となるような企画を児童館で実施する方法が考えられる。

＜児童館ガイドラインにおける取組＞

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

市には、直営の児童館、指定管理者の管理運営による児童館、民間児童館など、複数の運営方法が存在している。

現在、直営の児童館に関しては、より効率的かつ効果的な運営を目指し、児童館機能のさらなる拡充を図るべく、例えば指定管理者による管理運営への移行など、児童館の今後のあり方を検討することが必要と考える。

## 17. 子育て援助活動支援事業

### (1) 概要

子育て援助活動支援事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）                                                                                                                                    |
| 事業内容 | 地域における子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）の会員組織による相互援助活動を行う。<br>ファミリーサポートセンター事務局が会員間の活動調整を行っている。                                                                     |
| 事業目的 | 乳幼児や小学生等を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                                                                                            |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 17,142 | 17,142 | 17,152 | 16,800 | 19,712 |
| 決算額 | 16,800 | 17,142 | 16,810 | 16,800 | 18,156 |

## (2) 実施した監査手続

子育て援助活動支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合規性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センターは、熊本市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき、以下の目的により設置されている。

＜設置の目的＞

（趣旨）

第1条 この要綱は、仕事と育児を両立できる環境の整備を図るとともに安心して子育てができる地域環境づくりに資するため、子どもの預かり等の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と子どもの預かり等の援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）からなる会員組織として、ファミリー・サポート・センター＜熊本＞（以下「センター」という。）を設置し、その会員が行う相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援するために必要な事項を定めるものとする。

依頼会員と協力会員の要件は、次のとおりである。

＜会員の要件＞

| 種別 | 依頼会員（子どもを預けたい方）                                                  | 協力会員（子どもを預かりたい方）                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 要件 | ・熊本市内在住、または熊本市内に勤務・通学をしている方<br>・生後3ヶ月（病児は6ヶ月）から小学6年生までの子どもをお持ちの方 | ・熊本市在住で、自宅等で子どもが預かることができる方<br>・成人以上概ね70歳までの健康な方<br>・保育に興味があり、社会参加をしてみたい方 |



|  |                    |                                                               |
|--|--------------------|---------------------------------------------------------------|
|  | ※講習会（2 時間程度）があります。 | ・ 男女は問いません<br><br>※子育て支援の有償ボランティア活動です。<br>※講習会（24 時間程度）があります。 |
|--|--------------------|---------------------------------------------------------------|

センターの利用料金は次のとおりである。

#### <利用料金>

| 利用時間帯                   | 利用料金                   |
|-------------------------|------------------------|
| 平日の午前 7 時～午後 7 時        | 1 時間 600 円（病児 900 円）   |
| 早朝（午前 7 時前）・夜間（午後 7 時後） | 1 時間 700 円（病児 1,000 円） |
| 土・日・祝日・年末年始（病児は土曜のみ）    | 1 時間 700 円（病児 1,000 円） |

センターのしくみ（利用の流れ）は次のとおりである。

#### <しくみ>



（出典：「ファミリー・サポート・センター（熊本）事務局ホームページ」）

#### ②当事業における主要な指標の推移

子育て援助活動支援事業における主要な指標である依頼会員数、協力会員数及び活動件数等の推移は以下のとおりである。

#### <実績の推移>

|       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 依頼会員数 | 2,319  | 2,229  | 2,223  | 2,301  | 2,376 |
| 協力会員数 | 795    | 747    | 772    | 788    | 777   |

|          |       |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 両方会員     | 163   | 129   | 120   | 95    | 86    |
| 活動件数（一般） | 6,046 | 4,650 | 4,138 | 2,717 | 2,270 |
| 活動件数（病児） | 43    | 62    | 35    | 21    | 47    |

依頼会員数及び協力会員数の登録状況は、過去 5 年間でほぼ横ばいである。一方、活動件数（一般）については、令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響もあったとはいえ、年々減少傾向にある。

#### （4）監査の意見及び結果

##### 【仕様書に記載された業務内容の履行の確認について】（指摘）

「熊本市ファミリー・サポート・センター事業委託業務仕様書」によれば、委託業者が実施すべき委託業務の内容は、以下のとおりである。

##### < 委託業務の内容（要約） >

- （1）事業の経理事務等の業務運営
- （2）会則に規定する事業の運営に関する業務及び会員の募集・広報・登録その他会員組織業務
- （3）相互援助活動の受付及び調整、協力会員と依頼会員のマッチング等
- （4）「活動の手引き」の作成及び配布
- （5）チラシの作成と、事業の周知・広報
- （6）広報誌の発行と、会員等への活動状況の報告及び情報提供（年 2 回以上）
- （7）講習会等の開催
  - ・依頼会員向け：月 1 回以上
  - ・協力会員向け：年 4 回以上
  - ・フォローアップ講習会：年 1 回以上
- （8）関係機関との連絡調整
- （9）病児保育アドバイザーの設置
- （10）医療アドバイザー及び協力医療機関の選定
- （11）傷害及び賠償責任保険の加入及び支払手続
- （12）事故防止のための対策や交通法規、緊急時の対応
- （13）事故等が発生した場合の対応
- （14）サブリーダーとの連絡調整会議の実施（月 1 回）及びサブリーダー活動謝礼金の支払い
- （15）全体交流会（年 1 回以上）及び各地区交流会（年 1 回以上）の開催
- （16）協力会員連絡会の開催（年 1 回以上）
- （17）「熊本県ファミリーサポートセンター連絡協議会」への参加
- （18）一般財団法人女性労働協会の「ファミリーサポートセンターネットワーク事業」への

加入

- (19) 女性労働協会が主催する「全国講習会」への参加
- (20) 会員情報及び援助活動実績等の管理
- (21) 会員情報及び活動実績等の提出（半年に1回以上）
- (22) 事業の実績報告（月に1回、月間活動報告書の提出）
- (23) 関係書類の作成と配布
- (24) 援助活動のため必要とするチャイルドシートに係る業務
- (25) 利用者アンケートの実施
- (26) ホームページ予約システム等の活用
- (27) その他

このように、委託業者が仕様書で要求されている委託業務の項目は多岐にわたっている。

一方で、事業の実績報告としては、仕様書に従い委託業者が市に対して、月に1回「月間活動報告書」を提出しているが、当該報告書では毎月の「年齢別活動人数」「活動内容別件数」「地区別会員数」「新規登録者数」の記載があるのみで、前述の多岐にわたる仕様項目が適切に履行されているか確認できない。

また、契約書（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年契約）及び仕様書において、仕様書に基づいてすべての項目を適切に実行したことを記載した事業報告書の提出を求めている。

委託業者の業務の履行状況については、市は委託業者と随時連絡を取っており、その都度事業の履行状況を確認しているとのことである。

しかし、市は仕様書に記載されたすべての項目が「網羅的に」履行されているかどうかについて、契約開始から特段確認してこなかった。

よって市は、委託業者に対して少なくとも年に1度、仕様書に記載された業務内容をすべて実施していること確認するために、事業内容を網羅的に記載した事業報告書の提出を求めるとともに、網羅的な履行状況の確認を適切に行うべきである。

#### 【契約期間中における委託業者の登録漏れの発生について】（指摘）

市が業者と契約を行うには、競争入札、随意契約に関わらず、業者登録名簿に登録された業者であることが原則となる。やむを得ず未登録業者との契約をしなければならない場合には、未登録の業者についての合議が必要となる。

熊本市ファミリー・サポート・センター事業委託業務については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年契約であり、契約の時点で委託業者が業者登録名簿に登録していることを確認したうえで、契約を行った。

その後、契約期間中である令和元年6月に業者登録の更新が漏れていることが判明したため、その段階で市は未登録業者との契約について決裁をとっている。

#### <業者登録手続きの状況>

登録更新に伴う、申請手続きについては、昨年度中に口頭にて申請するように伝えていた。令和元年6月11日、子ども支援課担当者が未登録業者に対し「熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格者等の資格等に関する要綱」について再度説明を行ったところ、昨年度中の申請を失念していて、令和元年6月末までには関係書類を提出すると申し出があり、現在手続中である。

結果的に、平成31年4月、令和元年5月、6月については、合議を得られないまま未登録業者が契約を継続していたことになり、問題である。

市は、再発防止につとめ、特に長期継続契約の場合には、登録の状況を適時に確認すべきである。

なお、熊本市契約政策課に確認したところ、契約時点で3か年の契約を行っており、その契約期間内に業者登録が切れた場合でも、契約上影響は無い旨を確認している。

#### 【活動件数（一般）の減少傾向について】（意見）

依頼会員数及び協会員数の登録状況は、過去5年間でほぼ横ばいである。一方、活動件数（一般）については、令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響もあったとはいえ、年々減少傾向にある。

例えば、委託業者が実施しているアンケート結果の分析を実施するとともに、市と業者が連携して活動件数の増加に努めることが必要と考える。

#### 18. 子ども・若者総合相談センター運営事業

夜間・休日子ども・若者総合相談事業（児童相談所）

##### （1）概要

子ども・若者総合相談センター運営事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 子ども・若者総合相談センター運営事業                                                                                                                                    |
| 事業内容 | 電話やメール、面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に対応し緊急性や専門性の高い相談については専門機関へつなぐ。<br>閉庁時（平日18時以降の夜間及び休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付を行っている。<br>さらに、令和元年度より妊娠期から子育て期にわたる相談を受け付けている。 |
| 事業目的 | 子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う。                                                                                                       |
| 所属課  | 子ども支援課                                                                                                                                                |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 13,170 | 11,232 | 11,112 | 10,859 | 13,397 |
| 決算額 | 12,789 | 10,789 | 10,730 | 10,482 | 11,388 |

夜間・休日子ども・若者総合相談事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 事業名  | 夜間・休日子ども・若者総合相談事業                               |
| 事業内容 | 夜間・休日等閉庁時における子ども・若者に関する電話相談及び児童相談所の時間外電話対応を行う。  |
| 事業目的 | 子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う。 |
| 所属課  | 児童相談所                                           |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 9,729 | 9,827 | 9,740 | 9,812 | 9,829 |
| 決算額 | 9,555 | 9,644 | 9,575 | 9,684 | 9,670 |

## (2) 実施した監査手続

当事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①子ども・若者総合相談センターについて

熊本市子ども・若者総合相談センターは、子ども・若者育成支援推進法及び熊本市子ども・若者総合相談センター規則に基づき、平成 26 年度に設置された。

##### 子ども・若者育成支援推進法

###### (目的)

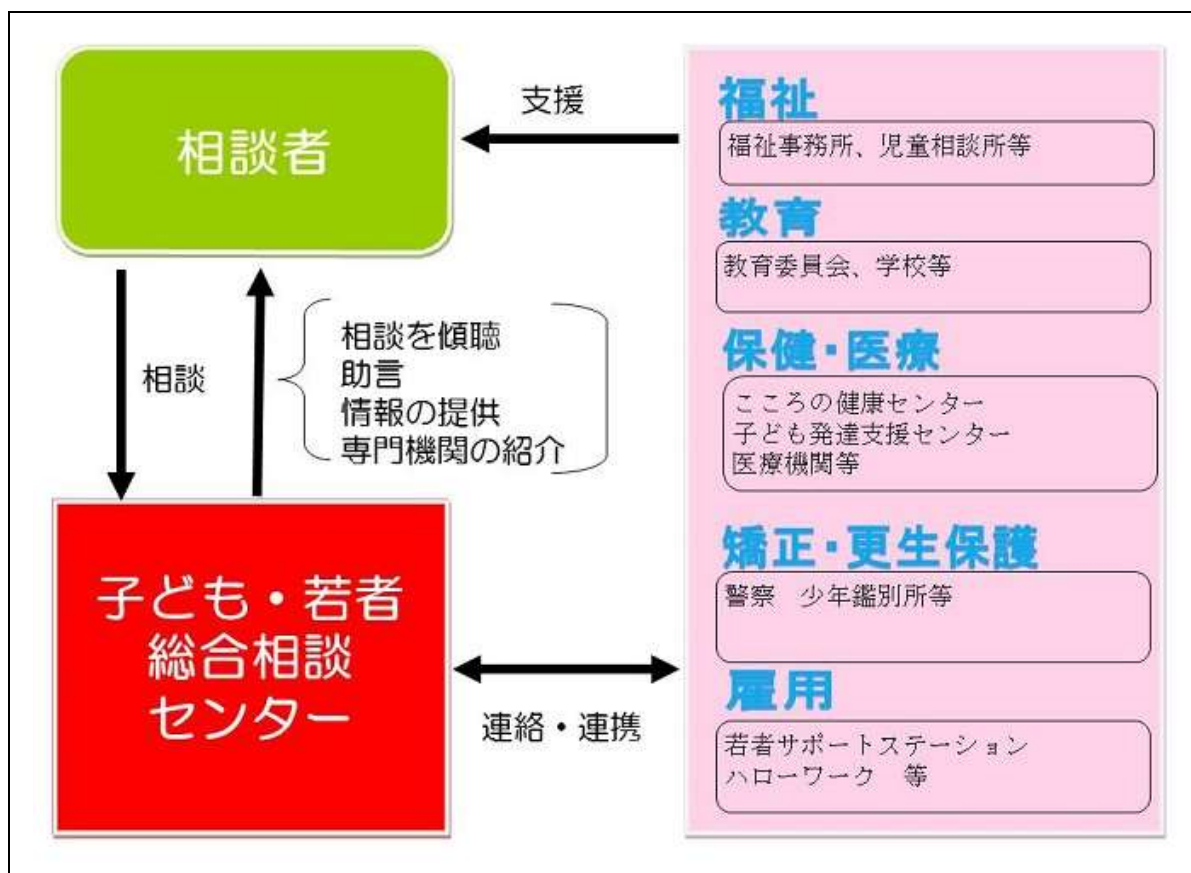
第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

###### (子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

##### 熊本市子ども・若者総合相談センター規則

第 1 条 この規則は、子ども・若者に係る相談業務の円滑な運営及び市民の利便性の向上を図るために設置する熊本市子ども・若者総合相談センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。



(出典：市ホームページ)

相談の対象は次のとおりである。

- ・ 熊本市在住、または熊本市内に通学・通勤する 39 歳までの方を対象

相談の方法は次のとおりである。

- ・ 電話相談  
相談員が昼夜交代制にて、24 時間年中無休で対応
- ・ 面接相談  
電話やメールではなかなか詳細まで伝えることができない、自宅などでは話しづらい時など
- ・ メール、FAX 相談  
電話を家族に聞かれたくない、文章の方が表現しやすい時など

なお、子ども・若者総合相談センターは、熊本市児童相談所の「虐待通告」等の電話窓口（平日の夜間、休日）にもなっている。

②主な相談内容及び相談者数の推移について

令和元年度における主な相談内容及び相談件数は以下のとおりである。

| 相談内容            | 相談件数（件） |
|-----------------|---------|
| 将来不安・生活問題       | 781     |
| 健康・発達障がい        | 746     |
| 家庭内・保護者間        | 536     |
| 職場・労働・就労        | 382     |
| 児童相談所への連絡（通告含む） | 1,519   |
| その他             | 2,072   |
| 合計              | 6,036   |

過去5年間の相談件数の推移は以下のとおりである。

（単位：件）

| 種別  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 初回  | 2,956 | 2,774 | 2,624 | 2,450 | 2,825 |
| 継続  | 3,652 | 4,071 | 4,129 | 4,953 | 3,211 |
| その他 | 15    | 22    | 48    | 30    | 0     |
| 計   | 6,623 | 6,867 | 6,801 | 7,433 | 6,036 |

③相談員の推移について

過去5年間の相談員数の推移は以下のとおりである。

＜相談員数の推移（4月1日現在）＞

（単位：人）

| 種別                   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 子ども・若者相談員            | 4     | 3     | 3     | 3     | 3    |
| 心理相談員                | 1     | 1     | 1     | 1     | 0    |
| 妊娠に関する悩み相談員          |       | 2     | 2     | 2     |      |
| 妊娠期から子育て期にわたる<br>相談員 |       |       |       |       | 0    |
| 夜間・休日子ども・若者相談員       | 6     | 6     | 6     | 6     | 6    |
| 計                    | 11    | 12    | 12    | 12    | 9    |

・妊娠に関する悩み相談員

平成30年度まで実施。令和元年度は熊本乳児院へ事業を引き継いだ。

・妊娠期から子育て期にわたる相談員

令和元年度から事業開始。



令和元年度の相談員定数は12名であり、内訳は、以下のとおりである。

|                  |    |
|------------------|----|
| 子ども・若者相談員        | 3名 |
| 心理相談員            | 1名 |
| 妊娠期から子育て期にわたる相談員 | 2名 |
| 夜間・休日子ども・若者相談員   | 6名 |

令和元年度は、心理相談員は応募がなく0人、妊娠期から子育て期にわたる相談員は4月1日時点で0人であったが、5月に1名、9月に1名採用して定数の2名となっている。

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【平日の夜間及び休日における相談対応の改善について】(意見)

子ども・若者総合相談センターでは、平日の夜間及び休日も含め、24時間体制で電話相談に対応している。

平日の夜間及び休日については、夜間・休日子ども・若者相談員が1名体制で相談対応にあたるとともに、児童相談所の電話窓口としても対応している。また、児童相談所の電話窓口としての対応には、緊急性を要する「通告」にかかわる連絡も含まれている。

そのため、子ども・若者相談センターへの電話対応を行っている中で、児童相談所の電話対応が必要になった場合には、子ども・若者相談センターへの電話対応をいったん中断して、緊急性を要する可能性のある児童相談所の電話対応をすることとなる。なお、平日の夜間及び休日に子ども・若者相談センターの電話相談を受ける場合は、あらかじめ「児童相談所に関する電話が入った場合には、緊急を要するため、相談を中断する場合があります」旨の説明をして、相談者の同意を得ている。

しかし、相談者の立場からすれば、せっかくの相談の機会を逸することにもなりかねず、24時間対応のプラスの側面が損なわれる可能性がある。

よって、平日の夜間及び休日については体制を2名体制にする、または児童相談所の窓口機能を切り分けて実施するなど、相談者の相談の機会確保に万全を期すことが必要と考える。

##### 【子ども・若者総合相談センターにおける情報発信の充実強化について】(意見)

子ども・若者総合相談センターでは、毎年度、啓発カード、ポスター、リーフレットなどを作成し、学校や関係機関へ配布を行っている。また、ホームページの作成やラジオ出演など、さまざまな方法により広報を行っている。

一方で、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を介した子ども・若者総合相談センターに関する情報発信は行っていない。

SNSによる情報発信の方法は、相談者が学校などの関係機関との接点がない場合であっても、誰でも閲覧可能であり、相談したい者が子ども・若者総合相談センターの存在を知るきっかけとなりうると考えられる。

したがって、市は、SNSを用いた子ども・若者総合相談センターに関する情報発信を検討す

ることが必要と考える。

#### 【広報活動の効果の把握について】（意見）

子ども・若者総合相談センターでは、前述のとおり、様々な手段により子ども・若者総合相談センターに関する広報活動を行っている。

電話相談等を受けるにあたっては、子ども・若者総合相談センターの存在をどの媒体で知ったか、という質問を（可能な場合に）実施しているが、特段、年間集計をして分類・分析を実施しているわけではない。

広報活動の効果을把握し、今後の広報活動への参考とするため、可能な限り紹介元を集計・分類することが必要と考える。

#### 【相談後の状況の把握】（意見）

子ども・若者総合相談センターでは、相談者との相談内容をもとに、必要な情報提供を行ったり、可能な場合には専門機関へ相談者を紹介したりしている。

しかし、その後、相談者がどのような対応を行ったか、不明なケースも多い。

相談対応の効果を適切に把握するために、可能な範囲で、相談者のその後の対応状況を把握し、分析することが必要と考える。

### 19. 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業(特別会計)

#### (1) 概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業                                                                                                                              |
| 事業内容 | 資金の使途に応じて以下の貸付を行う。<br>【貸付資金の種類】<br>①事業開始資金<br>②事業継続資金<br>③技能習得資金<br>④修業資金<br>⑤就職支度資金<br>⑥医療介護資金<br>⑦生活資金<br>⑧住宅資金<br>⑨転宅資金<br>⑩結婚資金<br>⑪修学資金 |

|      |                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------|
|      | ⑫就学支度資金                                                     |
| 事業目的 | 母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行う。 |
| 所属課  | 子ども支援課                                                      |

(補足説明)

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金は、地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計（特別会計）として、特定の収入、特定の支出を一般会計と切り離して独立に行っているものであり、財政課と協議の上、不測の事態に備えて、予算を見積もっている。
- ・この会計は貸付金元利収入を貸付財源として繰り返し事業を行う仕組みとなっている。
- ・当該年度の前々年度の特別会計の決算上の剰余金がある場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第 2 項に基づき、その額が、同法施行令第 42 条で定める額を超えるとときに償還義務が生じることとなっており、国への償還を行った年度については、同法第 37 条第 5 項及び同法施行令第 43 条において一般会計への繰り入れを行うこととされている。市においては令和元年度から国への償還や一般会計への繰り入れを行っている。

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度   | H28 年度   | H29 年度   | H30 年度   | R1 年度    |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 228, 198 | 277, 641 | 324, 311 | 344, 246 | 206, 000 |
| 決算額 | 122, 667 | 116, 729 | 121, 819 | 126, 947 | 146, 743 |

## (2) 実施した監査手続

母子父子寡婦福祉資金貸付金事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

母子父子寡婦福祉資金貸付金事業における主要な指標である調定額、償還額、不納欠損額及び滞納額の推移は以下のとおりである。

|        |         | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      | 平成30年度      | 令和元年度       |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 現<br>年 | 調定額（円）  | 163,326,670 | 146,452,923 | 149,241,704 | 134,150,498 | 125,085,718 |
|        | 償還額（円）  | 140,048,513 | 125,779,759 | 129,523,170 | 116,714,356 | 109,919,740 |
|        | 償還率     | 85.7%       | 85.9%       | 86.8%       | 87.0%       | 87.9%       |
|        | 不納欠損（円） | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|        | 滞納額（円）  | 23,278,157  | 20,676,164  | 19,718,534  | 17,349,874  | 15,165,978  |
| 過<br>年 | 調定額（円）  | 225,806,808 | 225,961,964 | 219,578,863 | 212,428,720 | 210,228,279 |
|        | 償還額（円）  | 23,123,001  | 27,059,265  | 26,868,677  | 18,366,765  | 19,739,573  |
|        | 償還率     | 10.2%       | 12.0%       | 12.2%       | 8.6%        | 9.4%        |
|        | 不納欠損（円） | 0           | 0           | 0           | 1,183,550   | 221,700     |
|        | 滞納額（円）  | 202,683,807 | 198,902,699 | 192,710,186 | 192,878,405 | 190,267,006 |
| 合<br>計 | 調定額（円）  | 389,133,478 | 372,414,887 | 368,820,567 | 346,579,218 | 335,313,997 |
|        | 償還額（円）  | 163,171,514 | 152,839,024 | 156,391,847 | 135,081,121 | 129,659,313 |
|        | 償還率     | 41.9%       | 41.0%       | 42.4%       | 39.0%       | 38.7%       |
|        | 不納欠損（円） | -           | -           | -           | 1,183,550   | 221,700     |
|        | 滞納額（円）  | 225,961,964 | 219,578,863 | 212,428,720 | 210,228,279 | 205,432,984 |

また、平成27年度から令和元年までの5年間に於いて審査会上申された件数は1,195件となっており、実際に認可された件数は1,194件となっている。区役所に相談された件数はカウントが難しいこともあり集計されていない。

#### ②主な業務の流れ

母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の業務の流れは主に以下のとおりである。

- ・区役所（区役所保健子ども課または母子父子相談室）で相談を受け相談票を起票し、相談内容を基に貸付額等を決定し申請に必要な書類を相談者へ渡す。

↓

- ・申請に必要な書類不備がないか確認をし、不備がない場合は申請を受け付ける。

↓

- ・申請月翌月の審査会（貸付等委員会1回/月開催）にて貸付可否の審査を行う。

↓

- ・決定通知後、契約書（借用書）を交わして貸付資金を送金。

↓

- ・返済開始1月前に事前に返済日のお知らせをし、返済が滞っている場合償還専門員による償還督促を実施する。

### 【現金回収について】（指摘）

平成 29 年度以降の新規の貸付金については、その回収方法として口座引落しが原則となっているが、それ以前の貸付は現金回収が原則であった。貸付事業であるため、実行時に口座引落しを条件とすることは可能であり、もっと早い時期に口座引落しに移行するべきであった。

市は、過年度の貸付について口座引落しへの移行を進めているが、その移行割合は 7 割～8 割にとどまっている。不正防止と事務効率及び正確性の向上のためにも、返済方法は現金回収をできるだけ廃止し口座引落もしくは払込に移行すべきである。

不正防止において、現在までに償還専門員による不正は発生していないとのことであるが、現金回収の場合は実際の回収金額よりも少ない金額を回収したと報告する不正が容易にできてしまう状況であり判明しづらい。そのため不正額が多額となる恐れも十分に考えられる。不正防止のためにも現金回収から口座引落などに切り替えるなどの対策を早急にとることが必要である。

また、事務の効率及び正確性の向上の観点からも、口座引落もしくは振込とすることで債務者の返済状況は常にデジタルデータで収集できるようになる。その結果、現行の手入力による返済額の記録作業が省けるうえ、誤記録防止のための複数人によるチェックも減らすことができる。これは多くの作業時間の削減にもつながり、今まで作業に費やしていた時間を相談時間に充てる事で、より充実したサービスの提供が可能になると考える。

#### IV. 保育幼稚園課

##### 1. 施設型給付費

###### (1) 概要

施設型給付費の概要は下記のとおりである。

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 事業名  | 施設型給付費                                      |
| 事業内容 | 子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園、保育所、認定こども園に対し給付費を支給する。 |
| 事業目的 | 幼稚園、保育所、認定こども園を対象として財政支援を行う。                |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                      |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は下記のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

| 年度  | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | R1 年度      |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 17,693,405 | 18,713,532 | 20,370,000 | 21,256,000 | 22,877,600 |
| 決算額 | 17,563,100 | 18,712,255 | 20,250,758 | 21,219,575 | 22,784,547 |

共働き世帯の増加等の社会情勢の変化を背景とした子ども・子育て支援新制度、すなわち平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度の普及に伴い保育所数が減少する一方、認定こども園数が増加しており、施設数の増減に比例して入所者も増加した結果、施設型給付費も増加している。

「人事院勧告による給与改定に伴う単価増」による公定価格の上昇、多子世帯子育て支援拡充、入所児童数の増加などの複合的要因により対象施設数の増加割合以上の割合で決算額が増加している。

当該事業における過去5年間の歳入金額の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

|                    | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | R1 年度      |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 国庫補助金              | 6,341,651  | 7,000,819  | 7,640,652  | 8,218,060  | 9,801,890  |
| 県負担金               | 3,170,823  | 3,500,409  | 3,820,326  | 3,813,285  | 4,352,373  |
| 県補助金               | 142,936    | 259,875    | 347,078    | 461,095    | 524,907    |
| 保育料                | 3,087,533  | 2,471,885  | 2,393,865  | 2,068,058  | 1,418,755  |
| 市一般財源 <sup>6</sup> | 4,820,157  | 5,479,267  | 6,048,837  | 6,659,077  | 6,686,622  |
| 合計                 | 17,563,100 | 18,712,255 | 20,250,757 | 21,219,575 | 22,784,547 |

保育料(利用者負担額)は減少基調にある一方、国庫補助金・県負担金・県補助金・市一般財源は増加基調で推移している。特に令和元年度は10月以降「幼児教育・保育の無償化」が開始し

<sup>6</sup> 市一般財源は合計から国庫補助金・県負担金・県補助金・保育料を控除して算定している。

たことから上記の傾向が強まっている。

当該事業における過去 5 年間の歳入の割合の推移は以下のとおりである。

|       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国庫補助金 | 36.1%  | 37.4%  | 37.7%  | 38.7%  | 43.0%  |
| 県負担金  | 18.1%  | 18.7%  | 18.9%  | 18.0%  | 19.1%  |
| 県補助金  | 0.8%   | 1.4%   | 1.7%   | 2.2%   | 2.3%   |
| 保育料   | 17.6%  | 13.2%  | 11.8%  | 9.7%   | 6.2%   |
| 市一般財源 | 27.4%  | 29.3%  | 29.9%  | 31.4%  | 29.3%  |
| 合計    | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

歳入の割合については、国庫補助金が平成 27 年度は 36.1%だったのが令和元年度は 43.0%と増加している一方、保育料は平成 27 年度の 17.6%から令和元年度の 6.2%へ下落している。

## (2) 実施した監査手続

施設型給付費が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①当事業における主要な指標の推移

施設型給付費における主要な指標である対象施設数、定員数及び入所児童数は以下のとおりである。

#### (i) 対象施設

※各年度 4 月 1 日時点

(単位：園)

|        | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 幼稚園    | 0      | 0      | 3      | 7      | 9     |
| 認定こども園 | 24     | 46     | 58     | 69     | 77    |
| 保育所    | 130    | 119    | 110    | 100    | 93    |

|    |     |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 合計 | 154 | 165 | 171 | 176 | 179 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|

施設型給付費の幼稚園は平成 28 年度までは 0 件である。

(ii) 定員数

※各年度 4 月 1 日時点

(単位：人)

|       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 号   | 2,436  | 3,869  | 4,519  | 5,299  | 5,683  |
| 2・3 号 | 16,028 | 16,948 | 17,212 | 17,445 | 17,663 |
| 合計    | 18,464 | 20,817 | 21,731 | 22,744 | 23,346 |

(iii) 入所児童数

※各年度 4 月 1 日時点

(単位：人)

|              | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園 (1 号)    | —      | —      | 347    | 831    | 1,301  |
| 保育所 (2 号)    | 8,370  | 7,200  | 6,695  | 5,874  | 5,430  |
| 保育所 (3 号)    | 5,978  | 5,257  | 4,699  | 4,193  | 3,886  |
| 認定こども園 (1 号) | 1,964  | 3,048  | 2,849  | 2,686  | 3,189  |
| 認定こども園 (2 号) | 1,162  | 2,724  | 2,955  | 3,109  | 5,482  |
| 認定こども園 (3 号) | 793    | 1,962  | 2,044  | 2,093  | 3,737  |
| 合計           | 18,267 | 20,191 | 19,589 | 18,786 | 23,025 |

②主な業務

- ・施設型給付費等の支払い（毎月）
- ・在所者実績報告（毎月）…保育所及び幼保連携型認定こども園のみ
- ・各種加算における加配状況確認書（4 月、10 月及び変更があった月）
- ・人事院勧告等を含む前年度年間精算（4 月、5 月）
- ・処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ前年度実績報告（6 月、7 月）
- ・入所児童処遇特別加算及び施設機能強化推進費加算前年度実績報告（6 月、7 月）
- ・処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ申請（7 月、8 月）
- ・各種加算申請（9 月、10 月）
- ・各種加算認定後精算（12 月）
- ・各種加算申請（3 月分）（12 月、1 月）
- ・次年度概算交付申請（3 月、4 月）
- ・次年度請求委任及び口座振替依頼書提出（3 月、4 月）



#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【加算率認定申請書について】(指摘)

A園の提出した『令和元年度（2019年度）処遇改善加算Ⅰに係る加算率認定申請書』の「昨年度の処遇改善加算率認定申請以降に異動（新規採用・退職）があった職員について、異動内容を記載」の項目に記載漏れがあった。

申請書に記載漏れがあると加算率を誤るおそれがあり、ひいては給付費の金額を誤る事態を惹起しかねないため、市は保育園に対し申請書の記載漏れ等があった場合は適切に指導する必要がある。

なお、『令和元年度（2019年度）対象職員名簿』に記載漏れはなかったため、平均勤続年数の算定は正しく行われており加算率は正確に算定されていた。

##### 【非常勤職員一覧表について】(指摘)

B園の提出した「令和元年度（2019年度）非常勤職員一覧表」に1日の時間数6時間、1月あたりの日数20日の職員が含まれていた。非常勤職員の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員は常勤職員とみなして「令和元年度（2019年度）対象職員名簿」に含めて記載し平均勤続年数を算定すべきである。

なお、当該事案については上記職員を含めて平均勤続年数を算定しても加算率に影響はなかったが、「非常勤職員一覧表」の記載が不正確だと加算率を誤るおそれがあり、ひいては給付費の金額を誤る事態を惹起しかねないため正確な記載が必要である。

##### 【申請書の添付書類について】(意見)

『令和元年度（2019年度）処遇改善加算Ⅰに係る加算率認定申請書』については、昨年度の処遇改善加算率認定申請以降に異動（新規採用・退職）があった職員についてのみ『履歴書』『特定教育・保育施設等雇用証明書』を添付書類として提出すればよいが、異動がなかった職員分についても『履歴書』を添付している保育園が多数あった。

添付が不要な職員についても『履歴書』を提出することは、保育園にとっては不要な書類作成時間を浪費する一方、市においても提出された『履歴書』について本来は不要な検討時間を浪費することから市は保育園に対し添付書類が必要となる要件を分かりやすく伝えることが望まれる。

上記以外の申請書類でも『キャリアパス要件届出書』の提出が不要なケースにおいても同届書を提出している保育園が散見された。

申請書類について、簡素化できるかどうかの検討や保育園に対する説明をより丁寧に実施することが必要である。

##### 【令和元年度（2019年度）年齢別平均児童数算定表について】(指摘)

年齢別平均児童数算定表において昨年度の実績児童数に市が予め定めた一定の係数を乗じて算定せずに、施設独自で児童数を見込む場合は「理由」の記載が必要だが記載がないケースが散見

された。

市は施設独自で児童数を見込む保育園から申請があった場合は、「理由」の記載の有無を確認するとともに合理的な理由に基づいて児童数が見込まれているか検証する必要がある。

#### 【施設型給付費の支払手続きについて】（意見）

私立保育所への施設型給付費の支払はシステムから会計管理者へ支払データが提出されるが、市外の公立保育園に対する支払データは、保育幼稚園課の担当者がデータを作成しUSBにデータを入れて会計管理者へ提出している。

保育幼稚園課の担当者が支払データを作成すると人の手が介在することから誤謬リスクが相対的に高まり、またシステム上で対応できれば業務の効率性も高まることが期待されることから、市外の公立保育園に対する支払データもシステム上で会計管理者へ提出できないかどうか、追加のシステム対応費も考慮のうえ検討することが必要である。

#### 【施設型給付費の給付と負担の関係について】（参考意見）

施設型給付費は熊本市に住民票がある利用者に係る分に対して支給されるが、住民票は熊本市にあるが生活実態としては熊本市外にあり市外の保育所等を利用している場合であっても熊本市の一般財源が使用されており市外の保育所等へ施設型給付費の支払いがなされている。施設型給付費の制度の仕組み上は市の事務手続きに問題ないものの、地方税の応益原則に照らせば熊本市民が納税した税金の一部が熊本市外に居住する利用者に使用されていることになり問題があると考ええる。転勤等により熊本市外に転居する住民に対して、住民票の届け出を徹底するなどの対応が求められる。

## 2. 地域型保育給付費

### （1）概要

地域型保育給付費の概要は以下のとおりである。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 事業名  | 地域型保育給付費                       |
| 事業内容 | 家庭的保育事業などの地域型保育事業に対し、給付費を支給する。 |
| 事業目的 | 地域型保育事業を対象として財政支援を行うもの。        |
| 所属課  | 保育幼稚園課                         |

#### 【補足説明】

3歳未満児を対象にした小規模な保育事業を行う認可事業所に対する給付費である。

#### ① 家庭的保育事業

利用定員5名以下。平成24年11月から委託事業（賃借料補助含む）として実施

#### ② 小規模保育事業

利用定員6名以上19名以下。平成27年1月から補助事業として実施

### ③ 事業所内保育事業

従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもに保育を提供

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度  | H28 年度    | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 548,679 | 1,786,468 | 2,600,000 | 2,884,000 | 2,967,500 |
| 決算額 | 535,232 | 1,757,819 | 2,517,687 | 2,804,272 | 2,918,073 |

共働き世帯の増加等の社会情勢の変化を背景とした子ども・子育て支援新制度、すなわち平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の普及に伴い保育所数が減少する一方、地域型保育事業所数が増加しており施設数の増減に比例して入所者も増加した結果、地域型保育給付費も増加している。

当該事業における過去 5 年間の歳入金額の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

|                    | H27 年度  | H28 年度    | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     |
|--------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国庫補助金              | 259,251 | 843,521   | 1,230,489 | 1,396,115 | 1,517,456 |
| 県負担金               | 129,628 | 421,760   | 615,244   | 622,146   | 615,779   |
| 市一般財源 <sup>7</sup> | 146,352 | 492,538   | 671,954   | 786,011   | 784,838   |
| 合計                 | 535,232 | 1,757,819 | 2,517,687 | 2,804,272 | 2,918,073 |

当該事業における過去 5 年間の歳入の割合の推移は以下のとおりである。

|       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国庫補助金 | 48.4%  | 48.0%  | 48.9%  | 49.8%  | 52.0%  |
| 県負担金  | 24.2%  | 24.0%  | 24.4%  | 22.2%  | 21.1%  |
| 市一般財源 | 27.3%  | 28.0%  | 26.7%  | 28.0%  | 26.9%  |
| 合計    | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

#### (2) 実施した監査手続

地域型保育給付費が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認

<sup>7</sup> 市一般財源は合計から国庫補助金・県負担金・県補助金・保育料を控除して算定している。

- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

地域型保育給付費における主要な指標である対象施設数、定員数及び入所児童数の推移は以下のとおりである。

##### (i) 対象施設数の推移

※各年度 4 月 1 日時点

(単位：園)

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 家庭的保育事業  | 2      | 4      | 4      | 4      | 4     |
| 小規模保育事業  | 7      | 42     | 60     | 60     | 60    |
| 事業所内保育事業 | 3      | 8      | 9      | 9      | 9     |
| 合計       | 12     | 54     | 73     | 73     | 73    |

##### (ii) 定員数の推移

※各年度 4 月 1 日時点

(単位：人)

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 家庭的保育事業  | 10     | 20     | 20     | 20     | 20    |
| 小規模保育事業  | 125    | 720    | 842    | 1,096  | 1,103 |
| 事業所内保育事業 | 78     | 193    | 198    | 228    | 209   |
| 合計       | 213    | 933    | 1,060  | 1,344  | 1,332 |

##### (iii) 入所児童数の推移

※各年度 4 月 1 日時点

(単位：人)

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 家庭的保育事業  | 8      | 16     | 18     | 13     | 19    |
| 小規模保育事業  | 71     | 496    | 623    | 916    | 1,013 |
| 事業所内保育事業 | 31     | 116    | 160    | 170    | 184   |
| 合計       | 110    | 628    | 801    | 1,099  | 1,216 |

(4) 監査の意見及び結果

【地域型保育給付費の過払いについて】(指摘)

地域型保育事業への給付費の支払いについて、市外転出児童（合志市在住）の 2 名の給付費 2 か月分（令和元年 5～6 月分）688,840 円が過払いになっていた。

市外転出児童についてはエラー等要確認リストに記載されるが、これを見落とし給付費の支払いを行っていたものである。

エラー等要確認リストの検証は上席者が実施することや、エラー等要確認リストのエラーが解消されないと給付費の支払いを実施できないようにするなどして再発防止を確実に実施する必要がある。なお、当該過払金については返還されている。

3. 公立保育所管理運営事業

(1) 概要

公立保育所管理運営事業の概要は、以下のとおりである。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 事業名  | 公立保育所管理運営事業                       |
| 事業内容 | 公立保育所の運営を行い、質の高い保育サービスを提供する。      |
| 事業目的 | 公立保育所の安全で安心した施設運営を提供することを目的としている。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                            |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は、以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  | R1 年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 684,723 | 679,371 | 670,405 | 662,788 | 624,621 |
| 決算額 | 675,657 | 651,568 | 654,080 | 626,702 | 605,270 |

(2) 実施した監査手続

公立保育所管理運営事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・支出実績について費用科目毎の内訳の確認
- ・経費の証憑書類等ととじ込んだファイルの閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・ 異常な経費支出はないか
- ・ 承認は適切に行われているか
- ・ 業務が効率的に実施されているか

### (3) 監査の意見及び結果

#### 【資料の管理の見直し】(指摘)

保育幼稚園課にて処理した一般需用費のファイルの内に、同じ保育幼稚園課にて行う他事業である「保育課一般管理経費」、「公立保育所一時預かり事業」、「公立児童発達支援事業」及び「公立保育所延長保育促進経費」の文書が綴じられていた。

#### <熊本市文書に関する訓令(抜粋)>

##### (文書処理の原則)

第3条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその所在並びに処理の経過及び状況を明らかにしておかなければならない。

2 文書は、事務が能率的かつ適正に行われるよう管理しなければならない。

一般需用費のファイルの内に綴じられている「保育課一般管理経費」、「公立保育所一時預かり事業」、「公立児童発達支援事業」及び「公立保育所延長保育促進経費」の文書については、所在の状況が明らかとは言えず熊本市文書に関する訓令に従った適正な処理とは言えない。

#### 【保育所ごとの管理の見直し】(意見)

熊本市に対する平成24年度包括外部監査報告書においては、以下の記載がなされている。

##### 第3 熊本市保育事業の監査結果及び改善意見

##### Ⅲ. 市立保育所の運営状況について

##### 3. 監査の結果

(1) 所管課において、市立保育所の収支状況の把握がなされているか。

##### 《結果：改善意見》

熊本市は、経費節減や業務の効率化のために、市立保育所の業務委託契約や賄い材料などの物資調達は一括契約で行っており、また、職員の給与等の人事管理は人事課で行っている。そのため、保育幼稚園課の担当者は各市立保育所の給食材料費や人件費等の算出は困難であると判断している。

しかし、一括契約している業務委託契約や賄い材料などの物資調達の請求は、各市立保育所別に請求されており、人件費に関しても給与台帳から名寄せをすれば把握できるものと思われる。また、修繕費や小口の物品購入に関しては各市立保育所別に支出管理が行われていることを考慮すると、各市立保育所別の収支管理は十分可能であろう。

市立保育所の経費の削減及び業務の効率的運営を行うためには、市立保育所全体として収支管理を行うことは必要であるが、市立保育所の施設別の収支管理も不可欠である。民間保育所が各保育所の努力により効率的な経営がなされていることを踏まえると、各市立保育所が効率的な運営を行う努力をすることにより、市立保育所全体としての効率的運営の検証ができるものと思われる。また、市立保育所の民営化の効果を検討する場合も市立保育所別の収支管理は必要と考える。

19 園ある公立保育所の管理運営を行うにあたり、一般需用費、燃料光熱水費、医療材料費以外については全体をひとつとして管理運営を行っており、保育所ごとの状況については保育幼稚園課においても各保育所においても把握できていない状況のままである。

保育所ごとの状況を把握することで、過年度比較分析や私立を含めた同規模保育所比較分析等が可能となる。このような比較分析を行いその結果を生かすことにより、保育所運営の経済性・効率性を向上させることが必要と考える。

#### 4. 私立幼稚園等利用給付費

##### (1) 概要

私立幼稚園等利用給付費の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 私立幼稚園等利用給付費                                                               |
| 事業内容 | 2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う新制度未移行幼稚園利用者に対する給付費。                       |
| 事業目的 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園利用者に対し実負担額と給付上限額とを比較しより低い額を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                                                    |

##### 【補足説明】

2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う新制度未移行幼稚園利用者に対する給付費

対象施設：新制度未移行（私学助成）幼稚園

対象児童：3～5 歳の子ども

給付額（上限）：月額 25,700 円

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|
| 予算額 | —      | —      | —      | —      | 358,520 |
| 決算額 | —      | —      | —      | —      | 358,446 |

## (2) 実施した監査手続

私立幼稚園等利用給付費が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続は以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続に関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①当事業における主要な指標の推移

私立幼稚園等利用給付費における主要な指標である対象園数及び対象児童数は以下のとおりである。

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 対象園数(園)  | —      | —      | —      | —      | 11    |
| 対象児童数(人) | —      | —      | —      | —      | 2,634 |

## (4) 監査の意見及び結果

本事業につき、監査の意見及び結果に該当するような検出事項はなかった。

## 5. 児童福祉施設整備費助成事業

### (1) 概要

児童福祉施設整備費助成事業の概要は、以下のとおりである。

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 事業名  | 児童福祉施設整備費助成事業                    |
| 事業内容 | 社会福祉法人等が整備する施設及び設備整備に要する費用の一部を助成 |



|      |                |
|------|----------------|
|      | する。            |
| 事業目的 | 児童福祉施設等の整備を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課         |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | R1年度    |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 822,595 | 110,873 | 370,214 | 624,977 | 287,536 |
| 決算額 | 822,595 | 110,873 | 370,214 | 624,977 | 287,536 |

## (2) 実施した監査手続

児童福祉施設整備費助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。なお、令和元年度に助成を行った2施設（平成30年度採択）を対象としている。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧
- ・対象事業者選定に関する資料の閲覧
- ・補助金交付申請及び実績報告に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか
- ・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか
- ・補助金の交付対象となった法人は、適切に選定されているか
- ・工事入札が適切に行われているか
- ・補助金額は、適切であるか

## (3) 事業の内容

### ①当事業における主要な指標の推移

児童福祉施設整備費助成における主要な指標である施設整備採択件数の推移は以下のとおりである。

＜施設整備採択件数の推移＞

|       | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 新設(件) | 2     | 0     | －     | －     | －    |

|                      |   |   |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|---|---|
| 増改築等(件)              | 2 | 5 | — | — | — |
| 老朽改築(件)              | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 |
| 定員転換(件) <sup>8</sup> | 0 | 1 | — | — | — |
| 計(件)                 | 5 | 6 | 1 | 2 | 4 |

平成 28 年度の熊本地震を機に、平成 29 年度以降は旧耐震基準で建設されている施設への対応を優先し、老朽改築のみ実施している。

## ②主な業務の流れ

児童福祉施設整備費助成事業の業務の流れは主に以下のようになっている。

- ・市が対象施設に対して公募を行う。
- ↓
- ・市が 1 次審査（書面）、2 次審査（書面及びヒアリング）により事前協議採択施設の選定を行う。
- ↓
- ・市が採択施設に対して助成の内示を行う。
- ↓
- ・市が設計審査を行う。
- ↓
- ・採択施設が市に交付申請を行う。
- ↓
- ・採択施設が入札を行う。また、工事請負契約を締結する。
- ↓
- ・市が交付の決定を採択施設に通知する。
- ↓
- ・市が竣工検査を行う。
- ↓
- ・採択施設が市に実績報告を行う。
- ↓
- ・市が交付する補助金額を採択施設に通知する。
- ↓
- ・市が採択施設に対して補助金を交付する。

---

<sup>8</sup>定員転換とは、1・2 号認定定員を減員又は減員を伴わずに、3 号認定定員を増員することをいう。

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【入札の立会に係る報告書の作成】（意見）

「熊本市社会福祉施設整備に係る工事契約事務取扱について」では、公共事業に準じた厳格な取り扱いが以下のように規定されている。

#### 1. 入札の準備

- ・入札は熊本市契約事務取扱規則及び熊本市工事競争入札心得に準じて適正に行うこと
- ・指名業者の選定及び指名業者数  
原則として、設計金額に応じた市のランク以上の指名業者を選定すること  
指名業者数は、発注金額にかかわらず、10社以上とすること  
事前に10社を選定し、市に指名業者候補届出書により届け出ること  
市は届出書を受け、当該業者が適正な業者であるかどうか審査し、法人に助言を行う  
法人は、市の助言を受け、理事会（評議員会）を開催し、指名業者の決定（議事録の作成）を行うこと
- ・指名競争入札通知書の発送
- ・予定価格調書の作成
- ・入札説明会の開催

#### 2. 入札

法人においては、以下に示す例を参考にし、公正な入札の執行に努めること

- ・入札には複数の理事（理事長を除く）、監事、評議員が立会人として同席すること
- ・（熊本市）担当課の職員は入札確認者として同席すること
- ・入札会場配置例
- ・発言例（出欠の確認、入札回数の告知、入札の際の注意事項の説明 等）

#### 入札終了後の作業

- ・入札立会届出書を作成し、市へ届け出ること  
入札立会人に「入札が適正に行われた旨」の署名、押印を求め、市に届け出ること
- ・入札結果を作成し、市へ届け出ること  
市及び法人で入札結果を一般の縦覧に供すること

一連の手続きについて厳格に定めているが、市職員が入札に立会った際の報告書が作成されていない。入札立会時のチェックリスト等を作成し、これに基づいた報告書を作成することが必要と考える。なお、令和2年度からは報告書作成が行われていた。

## 6. 幼稚園就園奨励費事業

### (1) 概要

幼稚園就園奨励費事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 事業名  | 幼稚園就園奨励費事業                                      |
| 事業内容 | 入園料及び保育料の一部を助成する。                               |
| 事業目的 | 世帯の所得に応じて入園料及び保育料の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                          |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | R1年度    |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 760,000 | 592,000 | 501,000 | 410,000 | 145,500 |
| 決算額 | 755,758 | 581,464 | 475,026 | 385,576 | 144,031 |

- ・認定こども園への移行により下落傾向である。
- ・令和元年度は、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い事業が終了したため、対象期間が半年である。

### (2) 実施した監査手続

幼稚園就園奨励費事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続きとしては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧
- ・補助金交付申請及び実績報告に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか
- ・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

幼稚園就園奨励費事業における主要な指標である交付対象園数と交付人数の推移は以下のとおりである。

＜交付対象園数と交付人数の推移＞

|           | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 交付対象園数(園) | 46     | 44     | 32     | 20     | 17    |
| 交付人数(人)   | 5,456  | 4,073  | 3,177  | 2,481  | 1,851 |

令和元年度は、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化に伴い事業が終了したため、対象期間が半年である。

②主な業務の流れ

幼稚園就園奨励費の業務の流れは主に以下のようになっている。

- ・市が就園奨励費説明会を行う。
- ↓
- ・対象施設が市に関係書類を提出する。
- ↓
- ・市が対象施設へ交付通知を行う。
- ↓
- ・対象施設が概算交付申請書を市に提出する。
- ↓
- ・市が対象施設へ概算交付通知書を交付する。
- ↓
- ・市が対象施設へ概算交付を行う。
- ↓
- ・対象施設が市に実績報告書を提出する。
- ↓
- ・市が対象施設の担当者を集めて監査を行う。
- ↓
- ・市が対象施設へ確定通知を送付する。
- ↓
- ・市が対象施設へ交付を行う。

(4) 監査の意見及び結果

【資料の管理の見直し】(指摘)

＜熊本市文書に関する訓令(抜粋)＞

(完結文書の編集)

第 32 条 職員は、完結文書について、総務課長が別に定める文書分類表に従い、文書の分類の照査並びに文書の整理、編集及び製本を次に掲げるところにより行わなければならない。

(6) 表紙及び背表紙に年度又は年、文書ファイル名、保存期間、廃棄予定年月日その他必要

事項を記載し、検出に必要な整備を行うこと。

ファイルに年度又は年、文書ファイル名の記載がなく、検出に必要な整備が行われていないものがあった。

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化に伴い事業が終了し、当時の担当者が異動しているため事実上担当者がいない状況ではあるものの、文書の保存については、熊本市文書に関する訓令に従い適切に管理する必要がある。

## 7. 私立保育所延長保育促進事業

### (1) 概要

私立保育所延長保育促進事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 事業名  | 私立保育所延長保育促進事業                                      |
| 事業内容 | 延長保育を実施する私立保育所等に対する助成を行う。                          |
| 事業目的 | 就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長し安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                             |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  | R1 年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 127,400 | 142,800 | 153,600 | 140,000 | 154,700 |
| 決算額 | 103,948 | 118,208 | 122,024 | 125,199 | 133,065 |

### (2) 実施した監査手続

私立保育所延長保育促進事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧
- ・補助金交付申請及び実績報告に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか
- ・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

私立保育所延長保育促進事業は、保育標準時間認定児に対する延長保育事業と保育短時間認定児に対する延長保育事業とで構成されており、それぞれの事業における主要な指標である補助施設数の推移は以下のとおりである。

#### <補助施設数の推移>

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 標準時間(箇所) | 147    | 171    | 167    | 170    | 168   |
| 短時間(箇所)  | 19     | 20     | 42     | 46     | 39    |
| 計(箇所)    | 166    | 191    | 209    | 216    | 207   |

#### ②業務の流れ

##### (4) 監査の意見及び結果 【交付手続きの見直し】参照

##### (4) 監査の意見及び結果

##### 【交付手続きの見直し】(指摘)

熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱では、補助金交付に関する手続きを以下のように規定している。

#### <熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱(抜粋)>

##### (交付申請)

第 5 条 補助金の申請をしようとする保育所等の代表者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、毎年度、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

##### (決定通知)

第 6 条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

##### (交付)

第 7 条 交付金の交付にあたっては、実績報告書に基づき確定交付する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、必要に応じて事前に概算額を交付することができるものとし、概算額の交付を受けようとする保育所等の代表者は、補助金概算交付申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

##### (実績報告)

第 8 条 補助事業を行う保育所等の代表者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

##### (確定通知)

第 9 条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、補助金交付確定通知書(様式第 8 号)によ

り申請者に通知するものとする。

〈補助金交付要綱の手続きの流れ〉

- ・ 保育所等が市に補助金の交付申請を行う。(補助金交付申請書)
- ↓
- ・ 市が保育所等に交付決定を通知する。(補助金交付決定通知書)
- ↓
- ・ 必要に応じて、保育所等が市に概算額の交付申請を行う。(補助金概算交付申請書)
- ↓
- ・ 市が保育所等に概算交付決定を通知する。(補助金概算交付決定通知書)
- ↓
- ・ 市が保育所等に補助金概算額を交付する。
- ↓
- ・ 保育所等が市に実績報告書を提出する。(実績報告書)
- ↓
- ・ 市が保育所等に交付確定を通知する。(補助金交付確定通知書)
- ↓
- ・ 市が保育所等に補助金確定額を交付する。

〈実際の補助金交付に関する手続きの流れ〉

令和2年3月19日

市が、保育所等に関係書類の提出を依頼する。(提出期限 令和2年4月17日)

補助金交付申請書

実績報告書

予算書（延長保育促進事業分）

決算見込書

補助基準額算出基礎 等

令和2年4月17日

保育所等が、市に補助金交付申請書、実績報告書、予算書（延長保育促進事業分）、決算見込書、補助基準額算出基礎等の書類提出を行う。

実績報告書や補助基準額算出基礎等も必要なため、保育所等から市への提出は、期限の4月17日近くになる。



#### 令和 2 年 4 月 18 日以降

市が提出書類の審査を行い、3 月 31 日付で保育所等に補助金交付決定と補助金交付確定を同時に通知する。

#### 令和 2 年 5 月 20 日

市が保育所等に対して補助金の交付を行う。

補助金交付要綱で定められている手続きと実際の手続きが違うため、以下のような問題が発生している。

1. 市から保育所等に対する補助金交付申請書の提出依頼が 3 月 19 日に行われているため、保育所等は補助金の概算払いを受けることができない。(補助金交付申請書の提出依頼は、もっと早い時期におこなうべきものである)
2. 補助金交付通知と補助金確定決定が同一日付で行われており、「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」が順守されていない。
3. 補助金交付決定通知書には「請求の際には、本書の写しを添付すること」(請求の際とは実績報告書提出時)との記載があるが、保育所等が市に実績報告書を提出する際には、補助金交付決定通知書は受け取っておらず、この規定は順守されていない。
4. 補助金確定通知が 5 月中旬以降にされているため、3 月 31 日を決算日とする保育所等の会計処理に支障を及ぼしている可能性がある。(確定通知はもっと早い時期に行うべきである)

また、補助金交付申請書と実績報告書の提出を保育所等に同時に依頼するのであれば、実績報告書で補助金交付確定を行うため、補助金交付申請書添付とされている予算書(延長保育促進事業分)は不要であったと考えられる。

このため、不要な資料の作成を行うこととなった対象施設、不要な資料の確認を行うこととなった市の双方にとって不要な事務負担が生じていたことになる。

なお、令和 3 年度からは補助金交付申請書の提出依頼を早い時期に行い、補助金交付に関する手続きが「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」に沿った形で行われるようになることである。

## 8. 私立保育所障がい児保育助成事業

### (1) 概要

私立保育所障がい児保育助成事業の概要は下記のとおりである。

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 事業名  | 私立保育所障がい児保育助成事業                           |
| 事業内容 | 障がい児保育を実施している私立保育所等に対し、保育士の人件費等の一部を助成する。  |
| 事業目的 | 障がい児保育を行う保育士に対し補助することにより、障がい児の保育環境を向上させる。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                    |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  | R1 年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 106,000 | 107,000 | 108,000 | 119,900 | 132,700 |
| 決算額 | 97,993  | 105,787 | 111,010 | 120,972 | 132,121 |

### 【補足説明】

#### ① 私立保育所等における障がい児保育にかかる保育士の雇用経費に対する助成 (2・3 号)

| 区分             | 対象となる障がいの等級等                                                                                                                                                                    | 補助基準額<br>(月額)  | 対象経費                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------|
| 中度<br>より<br>重い | (1) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の 1 級の交付を受けた障害児<br>(2) 熊本県療育手帳制度実施要綱又は熊本市療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の A1・A2 の交付を受けた障がい児<br>(3) 中度区分各号に該当する障がい児のうち、集団保育を実施する上で特段の配慮を要すると市長が認めた児童              | 月額<br>90,600 円 | 補助を受ける年度中 (第 5 条の規定による交付決定前の期間を含む。) の事業に要する経費で |
| 中度             | (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給対象児 (所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)<br>(2) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の 2 級の交付を受けた障がい児<br>(3) 熊本県療育手帳制度実施要綱又は熊本市療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の B1 の交付を受けた障がい児 | 月額<br>70,600 円 | 人件費又は障がい児保育に必要なと認められる施設整備費、補助具等の購入費。           |

|        |                                                                                                                                                                                                                           |                |  |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--|
| 軽<br>度 | (1) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の 3 級～6 級の交付を受けた障がい児<br>(2) 熊本県療育手帳制度実施要綱又は熊本市療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の B2 の交付を受けた障がい児<br>(3) その他子ども発達支援センター等の療育専門機関又は医師、各区役所保健子ども課の心理相談員、熊本市にあらかじめ登録した臨床心理士等が発行する意見書等の内容により、市長が前 2 号に準ずる障がい児と認めた児童 | 月額<br>40,100 円 |  |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--|

② 学校法人立以外の幼保連携型認定こども園に通園する 1 号認定子どもで支援を要する子に対して補助を行う

## (2) 実施した監査手続

私立保育所障がい児保育助成事業が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ① 当事業における主要な指標の推移

私立保育所障がい児保育助成事業における主要な指標である延べ利用者数及び障がい児保育を行う保育士数の推移は以下のとおりである。

＜延べ利用者数＞

(単位：人)

|        | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 中度より重い | 187    | 200    | 213    | 211    | 223   |
| 中度     | 390    | 346    | 243    | 325    | 473   |
| 軽度     | 1,431  | 1,601  | 1,903  | 1,934  | 1,881 |

|    |       |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 2,008 | 2,147 | 2,359 | 2,470 | 2,577 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|

＜障がい児保育を行う保育士数＞

(単位：人)

|      | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 保育士数 | —      | —      | —      | 141    | 141   |

- ・障がい区分ごとの保育士数は、補助対象が児童であるためカウントしていない。
- ・平成 27 年度から平成 29 年度は保育士の配置基準を満たしているかどうかのチェックのみで、障がい児保育を行う保育士数をカウントしていない。

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【補助金支出明細書について】(指摘)

保育所等から市に提出された「補助金支出明細書」に研修費・保育材料費と記載があるが、当該支出に関する支出時期・支出金額・支出内容等を確認できる領収書等を入手していない。また、補助金支出明細書の提出に際して疎明資料の要否に関する明文規定はない。

補助金支出の支出時期・支出金額・支出内容等の妥当性を検証するため領収書等を入手することが必要である。また、補助金支出明細書の提出に際して疎明資料の要否に関する明文規定の必要性について検討することも必要と考える。

## 9. 認可外保育施設等利用給付費

### (1) 概要

認可外保育施設等利用給付費の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 認可外保育施設等利用給付費                                                                |
| 事業内容 | 2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等利用者に対する給付費。                           |
| 事業目的 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等利用者に対し実負担額と給付上限額とを比較しより低い額を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                                                       |

#### 【補足説明】

2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等利用者に対する給付費

対象施設：認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）、病児・病後児保育事業等

対象児童：3～5 歳の保育の必要性があると認定された子ども

（非課税世帯に限り 0～2 歳児も含む）

給付額（上限）：月額 37,000 円（非課税世帯の 0～2 歳児は月額 42,000 円）

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|
| 予算額 | —      | —      | —      | —      | 207,000 |
| 決算額 | —      | —      | —      | —      | 70,441  |

認可外保育施設等利用者の市に対する請求が 4 月だったため、令和 2 年度で支払いを実施したので予算額と決算額に多額の差異が生じている。

## (2) 実施した監査手続

認可外保育施設等利用給付費が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続は以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続に関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ① 当事業における主要な指標の推移

認可外保育施設等利用給付費における主要な指標である支給実績は以下のとおりである。

(単位：人)

|       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 2 号認定 | —      | —      | —      | —      | 699   |
| 3 号認定 | —      | —      | —      | —      | 43    |
| 合計    | —      | —      | —      | —      | 742   |

## (4) 監査の意見及び結果

### 【予算額について】(指摘)

予算額には年度末の認可外保育施設等利用給付費が含まれているが、決算額に含まれていないため予算額 207,000 千円に対し決算額 70,441 千円となり、136,559 千円と多額の差異が生じている。次年度に支出した金額は 72,687 千円でありこれを考慮しても 63,872 千円と多額の差異が生じていることになる。担当者に質問したところ、当該事業の実施が初めてであったことから対象

児童数を多めに見込んでいたこと、及び給付額も満額で見込んでいたため多額の差異が生じたとのことであった。

予算策定時には適切な予算執行を行うため一定程度の精度を持って予算を策定する必要がある。また、年度末の認可外保育施設等利用給付費を翌年度に支出することが予め見込まれる場合は、これを予算策定時に考慮することが必要である。

初めて実施する事業であっても適切な予算執行が求められるため、多めに予算を策定しても構わないとは言えず、一定程度の精度を持った予算策定を行うことが必要である。

### 【決算額について】（意見）

決算額に次年度に支出した金額を含めないことは内閣府が策定した『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け FAQ【2020 年 3 月 5 日版】（以下、自治体向け FAQ）』に準拠した事務手続きであり問題はないものの、あくまで例外的な事務手続きであることから市民（議会）への説明をより丁寧に行う観点からは、予算額には年度末の認可外保育施設等利用給付費が含まれているが決算額には年度末の認可外保育施設等利用給付費が含まれていないことを補足説明するなどの工夫が望まれる。

#### 自治体向け FAQ

##### 5-36 過年度支出について

Q：年度末（2・3 月頃）の特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る施設等利用費の請求が 4 月や 5 月にあった場合、出納整理期間内に施設利用費の支払いが出来ないと考えられます。この場合、施設等利用費は翌年度で支払うことは差し支えないでしょうか。

A：施設等利用費は、利用した年度の予算で執行することが原則ですが、年度末の利用に係る施設等利用費の請求については、施設等利用給付認定保護者や施設・事業者が請求書や添付資料を作成しなければならないことや、市町村における月額上限額の管理や領収書等の確認など、双方に一定程度の作業が必要なことから、翌年度予算での支払いとなっても差し支えありません。

（上記 \_\_\_\_\_ は監査人追加）

## 10. 保育課一般管理事業

### （1）概要

保育課一般管理事業の概要は、以下のとおりである。

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 保育課一般管理事業                                                        |
| 事業内容 | ・ 非常勤職員に係る報酬及び共済費<br>・ 臨時職員に係る賃金及び共済費<br>・ その他（一般需用費、役務費、保育料還付等） |

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 事業目的 | 保育幼稚園課所管の事務を円滑に行うことを目的としている。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                       |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 12,156 | 21,454 | 26,274 | 15,167 | 26,617 |
| 決算額 | 11,713 | 20,046 | 25,173 | 13,424 | 21,448 |

- ・平成 28 年度は、火災が生じたことにより多額の備品等を購入している。
- ・平成 29 年度は、熊本地震に伴う平成 28 年度保育料減額分還付約 9,000 千円とシステムの更改費用約 7,000 千円が発生している。
- ・令和元年度は、幼児教育・保育の無償化に伴う事務の増加により、臨時職員に対する賃金等が増加している。

## (2) 実施した監査手続

保育課一般管理事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳の確認
- ・経費の証憑書類等をとじ込んだファイルの閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・異常な経費支出はないか
- ・承認は適切に行われているか
- ・業務が効率的に実施されているか

## (3) 監査の意見及び結果

### 【支出命令書の金額相違について】(指摘)

支出命令書の内容及び積算根拠欄に記載された、更訂前保育料と更訂後保育料の金額が、逆になっているものが 1 件あった。文書の作成は正確に行う必要がある。

### 【修正依頼に対する対応について】(指摘)

支出命令書と伴にとじ込まれている戻出命令書において、正確性を確認する会計総室の担当者による修正依頼のコメントが記載されているにもかかわらず、修正がなされていない事例が 1 件あった。修正依頼が実行されなければ、ダブルチェックの意味合いがなくなり、業務の適正性を

担保することができなくなる。ダブルチェックの結果生じた修正はもれなく行う必要がある。

### 【資料の管理の見直し】（指摘）

保育幼稚園課にて処理した一般需用費のファイルの内に、同じ保育幼稚園課にて行う他事業である「公立保育所管理運営経費」の文書が綴じられていた。

＜熊本市文書に関する訓令（抜粋）＞

（文書処理の原則）

第 3 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその所在並びに処理の経過及び状況を明らかにしておかなければならない。

2 文書は、事務が能率的かつ適正に行われるよう管理しなければならない。

一般需用費のファイル内に含まれている公立保育所管理運営経費の文書については、所在の状況が明らかとは言えず熊本市文書に関する訓令に従った適正な処理とは言えない。

## 11. 保育料納入対策システム改修事業

### （1）概要

保育料納入対策システム改修事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 事業名  | 保育料納入対策システム改修事業                         |
| 事業内容 | 保育料のコンビニエンスストア収納（令和元年度開始）を行うためのシステム改修等。 |
| 事業目的 | 保育料の納付機会を増やし、収納率の向上につなげる。               |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                  |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | —      | —      | —      | —      | 19,300 |
| 決算額 | —      | —      | —      | —      | 18,814 |

### （2）実施した監査手続

保育料納入対策システム改修事業が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。



具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

保育料納入対策システム改修事業における主要な指標である収納率は以下のとおりである。

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 現年度分     | 98.0%  | 98.5%  | 98.6%  | 98.7%  | 98.8% |
| 過年度分     | 14.4%  | 17.0%  | 15.2%  | 18.6%  | 15.5% |
| 現年度過年度合計 | 90.6%  | 90.3%  | 91.2%  | 91.5%  | 89.8% |

### (4) 監査の意見及び結果

本事業につき、監査の意見及び結果に該当するような検出事項はなかった。

なお、コンビニエンスストア収納については（19. 保育料の収納事務及び滞納管理）参照

## 12. 幼稚園預かり保育利用給付費

### (1) 概要

幼稚園預かり保育利用給付費の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 幼稚園預かり保育利用給付費                                                             |
| 事業内容 | 2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育利用者に対する給付費。                       |
| 事業目的 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育利用者に対し実負担額と給付上限額とを比較しより低い額を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                                                    |

### 【補足説明】

2019 年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育利用者に対する

## 給付費

対象事業：幼稚園の預かり保育事業

対象児童：満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの子ども

給付額（上限）：月額11,300円（一日当たり450円）

住民税非課税世帯については、満3歳から対象

その場合、満3歳となった日から次の3月末までの間は、月額16,300円まで。

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度    |
|-----|-------|-------|-------|-------|---------|
| 予算額 | —     | —     | —     | —     | 170,200 |
| 決算額 | —     | —     | —     | —     | 18,381  |

認可外保育施設等利用者の市に対する請求が4月だったため、令和2年度で支払いを実施したので予算額と決算額に多額の差異が生じている。

### （2）実施した監査手続

幼稚園預かり保育利用給付費が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### （3）事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

幼稚園預かり保育利用給付費の支給実績は以下のとおりである。

（単位：人）

|      | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2号認定 | —     | —     | —     | —     | 1,576 |
| 3号認定 | —     | —     | —     | —     | 7     |
| 合計   | —     | —     | —     | —     | 1,583 |

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【施設等利用費請求書（償還払い用）について】（指摘）

幼稚園の預かり保育利用者から提出された『施設等利用費請求書（償還払い用）』の記載内容について請求額を多く記載しており、市の担当職員が正しい金額になるよう減額して訂正している事例があるが、当該訂正を電話で説明した記録が残っていなかった。

保育幼稚園課の事務処理の内規上、不備がある場合は電話連絡し、不備の内容を伝え、電話で不備内容が確認できる場合は、付箋等に不備内容を記載しておくとなっていることから当該内規に従って事務処理を行う必要がある。

本来は、郵便等で不備のある請求書を返却し、幼稚園の預かり保育利用者に訂正を依頼したうえで再提出を求めるべきである。

なお、郵便等での再提出を求めることは幼稚園の預かり保育利用者及び市の担当者の双方にとって事務負担があることからシステムを用いて処理する方法、メールで訂正依頼や請求書の再提出を求める方法等の是非を検討し双方の事務負担が荷重にならない配慮も必要であるとする。また、Q&Aを作成するなどして不備のある請求書の提出を減らすことも有益であるとする。

##### 【予算額について】（指摘）

予算額には年度末の幼稚園預かり保育利用給付費が含まれているが、決算額に含まれていないため予算額170,200千円に対し決算額18,381千円となり、151,819千円と多額の差異が生じている。次年度に支出した金額は17,305千円でありこれを考慮しても134,514千円と多額の差異が生じていることになる。担当者にヒアリングしたところ、当該事業の実施が初めてであったことから対象児童数を多めに見込んでいたこと、及び給付額も満額で見込んでいたため多額の差異が生じたとのことであった。

予算策定時には適切な予算執行を行うため一定程度の精度を持って予算を策定する必要がある。また、年度末の幼稚園預かり保育利用給付費を翌年度に支出することが予め見込まれる場合は、これを予算策定時に考慮することが必要である。

初めて実施する事業であっても適切な予算執行が求められるため、多めに予算を策定しても構わないとは言えず、一定程度の精度を持った予算策定を行うことが必要である。

##### 【決算額について】（意見）

決算額に次年度に支出した金額を含めないことは内閣府が策定した『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年3月5日版】（以下、自治体向けFAQ）』に準拠した事務手続きであり問題はないものの、あくまで例外的な事務手続きであることから市民（議会）への説明をより丁寧に行う観点からは、予算額には年度末の幼稚園預かり保育利用給付費が含まれているが決算額には年度末の幼稚園預かり保育利用給付費が含まれていないことを補足説明するなどの工夫が望まれる。

自治体向け FAQ

5-36 過年度支出について

Q：年度末（2・3月頃）の特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る施設等利用費の請求が4月や5月にあった場合、出納整理期間内に施設利用費の支払いが出来ないと考えられます。この場合、施設等利用費は翌年度で支払うことは差し支えないでしょうか。

A：施設等利用費は、利用した年度で執行することが原則ですが、年度末の利用に係る施設等利用費の請求については、施設等利用給付認定保護者や施設・事業者が請求書や添付資料を作成しなければならないことや、市町村における月額上限額の管理や領収書等の確認など、双方に一定程度の作業が必要なことから、翌年度予算での支払いとなっても差し支えありません。

（上記 \_\_\_\_\_ は監査人追加）

13. 私立保育所一時預かり事業助成事業

（1）概要

私立保育所一時預かり事業助成事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 事業名  | 私立保育所一時預かり事業助成事業                              |
| 事業内容 | 保護者の傷病等により一時的に保育が必要となった児童の預かり保育に係る費用の一部を助成する。 |
| 事業目的 | 一時的に家庭での保育が困難な場合に保育所等へ預けることで保護者の負担を軽減する。      |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                        |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

（単位：千円）

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 24,000 | 27,000 | 20,000 | 18,000 | 19,500 |
| 決算額 | 25,935 | 24,585 | 18,512 | 16,012 | 15,473 |

（2）実施した監査手続

私立保育所一時預かり事業助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続きとしては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業の実施要綱の閲覧
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧

- ・補助金交付申請及び実績報告に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか
- ・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

私立保育所一時預かり事業助成事業における主要な指標である延べ利用者数の推移は以下のとおりである。

＜延べ利用者数の推移＞

|           | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  | R1 年度   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 4 時間以内(人) | 2, 859  | 2, 679  | 2, 095  | 1, 713  | 2, 158  |
| 4 時間超(人)  | 15, 269 | 14, 026 | 11, 155 | 9, 665  | 8, 151  |
| 計(人)      | 18, 128 | 16, 705 | 13, 250 | 11, 378 | 10, 309 |

#### ②業務の流れ

(4) 監査の意見及び結果 【交付手続きの見直し】参照

#### (4) 監査の意見及び結果

##### 【交付手続きの見直し】(指摘)

熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱では、補助金交付に関する手続きを以下のように規定している。

＜熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱(抜粋)＞

(交付の申請)

第 6 条 補助金の申請をしようとする保育所等の代表者は、熊本市私立保育所等一時 預かり事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、毎年度、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(交付の通知)

第 7 条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第 8 条 補助金の交付は実績報告書に基づき確定交付する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、必要に応じて事前に概算額を交付することができるものとし、概算額の交付を受けようとする保育所等の代表者は、補助金概算交付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業を行う保育所等の代表者は、補助事業が完了したときは、熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第 10 条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付要綱の事業の流れ)

- ・ 保育所等が市に補助金の交付申請を行う。（補助金交付申請書）
- ↓
- ・ 市が保育所等に交付決定を通知する。（補助金交付決定通知書）
- ↓
- ・ 必要に応じて、保育所等が市に概算額の交付申請を行う。（補助金概算交付申請書）
- ↓
- ・ 市が保育所等に概算交付決定を通知する。（補助金概算交付決定通知書）
- ↓
- ・ 市が保育所等に補助金概算額を交付する。
- ↓
- ・ 対象施設が市に実績報告書を提出する。（実績報告書）
- ↓
- ・ 市が保育所等に交付確定を通知する。（補助金交付確定通知書）
- ↓
- ・ 市が保育所等に補助金確定額を交付する。

(実際の補助金交付に関する手続きの流れ)

令和 2 年 3 月 13 日

市が、保育所等に関係書類の提出を依頼する。(提出期限 令和 2 年 4 月 10 日)

補助金交付申請書

実績報告書

予算書（一時預かり保育促進事業分）

決算見込書

補助基準額算出基礎 等

#### 令和 2 年 4 月 10 日

保育所等が、市に補助金交付申請書、実績報告書、予算書（一時預かり保育促進事業分）、決算見込書、補助基準額算出基礎等の書類提出を行う。

実績報告書や補助基準額算出基礎等も必要なため、保育所等から市への提出は、期限の 4 月 10 日近くとなる。

#### 令和 2 年 4 月 11 日以降

市が提出書類の審査を行い、3 月 31 日付で保育所等に補助金交付決定と補助金交付確定を同時に通知する。

#### 令和 2 年 5 月 20 日

市が保育所等に対して補助金の交付を行う。

補助金交付要綱で定められている手続きと実際の手続きが違うため、以下のような問題が発生している。

1. 市から保育所等に対する補助金交付申請書の提出依頼が 3 月 13 日に行われているため、保育所等は補助金の概算払いを受けることができない。（補助金交付申請書の提出依頼は、もっと早い時期におこなうべきものである）
2. 補助金交付通知と補助金確定決定が同一日付で行われており、「熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱」が順守されていない。
3. 補助金交付決定通知書には「請求の際には、本書の写しを添付すること」（請求の際とは実績報告書提出時）との記載があるが、保育所等が市に実績報告書を提出する際には、補助金交付決定通知書は受け取っておらず、この規定は順守されていない。
4. 補助金確定通知が 5 月中旬以降にされているため、3 月 31 日を決算日とする保育所等の会計処理にも支障を及ぼしている可能性がある。（確定通知はもっと早い時期に行うべきである）

また、補助金交付申請書と実績報告書の提出を保育所等に同時に依頼するのであれば、実績報告書で補助金交付確定を行うため、補助金交付申請書添付とされている予算書（延長保育促進事業分）は不要であったと考えられる。

このため、不要な資料の作成を行うこととなった対象施設、不要な資料の確認を行うこととなった市の双方にとって不要な事務負担が生じていたことになる。

なお、令和 3 年度からは補助金交付申請書の提出依頼を早い時期に行い、補助金交付に関する

手続きが「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」に沿った形で行われるよう  
するとのことである。

### 【補助金交付対象の見直し】（意見）

熊本市私立保育所等一時預かり事業実施要綱事業では、ある程度の規模を念頭に置いていると  
考えられる。

＜熊本市私立保育所等一時預かり事業実施要綱（抜粋）＞

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、予算の範囲内において、熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要  
綱（平成 10 年 4 月 1 日制定）の定めるところにより、私立の実施保育所等に対し補助す  
るものとする。ただし、年間の延べ利用児童数が 300 人に満たないときは補助の対象とし  
ない。

附則

2 第 12 条のただし書きの規定にかかわらず、当分の間、年間の延べ利用児童数が 25 人以上  
300 人未満の場合については、補助の対象とする。

令和元年度に対象となっている 10 施設のうち本則上補助の対象となる年間延べ 300 人以上の利  
用児童数がある施設は 6 施設であり、これに満たない施設が 4 施設である。このうち、年間延べ  
利用児童数が最少の施設は補助対象となる最少人数と同数の 25 人である。

ある程度の規模を念頭においた事業実施要綱の趣旨からは、補助金対象施設の定期的な見直し  
を行うことが必要であるとする。

＜施設別補助金額及び延べ利用者数（令和元年度）＞

|          | 補助金額（円）    | 4 時間以内<br>（人） | 4 時間超（人） | 合計（人）  |
|----------|------------|---------------|----------|--------|
| たつだ保育園   | 4,834,400  | 899           | 2,572    | 3,471  |
| エンゼル保育園  | 4,345,600  | 142           | 2,645    | 2,787  |
| やまなみ     | 1,504,800  | 471           | 705      | 1,176  |
| 帯山保育園    | 1,463,200  | 157           | 836      | 993    |
| ひかり幼児園   | 924,000    | 155           | 500      | 655    |
| 出仲間こども園  | 846,400    | 146           | 456      | 602    |
| ひでみ保育園   | 420,800    | 56            | 235      | 291    |
| 日吉保育園    | 311,200    | 111           | 139      | 250    |
| 城南ふたば保育園 | 86,400     | 10            | 49       | 59     |
| まんごく保育園  | 31,200     | 11            | 14       | 25     |
| 合計       | 14,768,000 | 2,158         | 8,151    | 10,309 |



別途、改元に伴う連休の対応に関する費用等があるため、合計額は＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞の金額と一致しない。

#### 14. 私学助成事業

##### (1) 概要

私学助成事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                              |
|------|----------------------------------------------|
| 事業名  | 私学助成事業                                       |
| 事業内容 | 市内に私立幼稚園を設置している学校法人に対して、教職員の研修・研究に係る経費を補助する。 |
| 事業目的 | 熊本市の私学の振興・教育内容の充実を図る。                        |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                       |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 32,000 | 24,700 | 19,200 | 15,500 | 13,500 |
| 決算額 | 31,679 | 24,434 | 18,912 | 15,334 | 13,494 |

##### (2) 実施した監査手続

私学助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続きとしては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧
- ・補助金交付申請及び実績報告に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか
- ・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか

##### (3) 事業の内容

###### ①当事業における主要な指標の推移

私学助成事業における主要な指標である補助園数の推移は以下のとおりである。

＜補助園数の推移＞

|      | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 補助園数 | 33     | 27     | 21     | 17     | 15    |

- ・認定こども園への移行に伴い、補助対象園が減少している。

②業務の流れ

当事業の業務の流れは主に以下のようになっている。

- ・市がすべての対象施設へ連絡を行い、説明会を実施する。

↓

- ・対象施設が市に交付申請を行う。

↓

- ・市が対象施設へ交付の決定を通知する。

↓

- ・対象施設が市に実績報告を行う。

↓

- ・市が実績報告を審査し、対象施設へ交付する補助金額を通知する。

↓

- ・市が対象施設に対して補助金の交付を行う。

(4) 監査の意見及び結果

【説明会資料の見直し】(指摘)

当該事業の説明会資料である「令和元年度(2019年度)熊本市私立学校(幼稚園)補助金について」では、「補助額は原則、対象経費の50%以下が基準」との記載がある。しかしながら、要綱上このような記載はなく、補助対象である15園のうち11園が50%を超える助成金を受取っている。要綱上にない50%という基準を説明会資料に記載したことは適切ではない。

説明会資料の記載をうけて交付申請額を対象経費の50%以下とした園があれば、公平性の観点からも問題がある。

＜熊本市私立学校（幼稚園）補助金交付要綱(抜粋)＞

（補助対象経費）

第2条 補助の対象となる経費は、補助を受ける年度中（第5条による交付決定前の期間を含む。）の次に掲げる経費とする。

- (1) 教職員の研究又は研修に要する物品の購入経費
- (2) 教職員の研究又は研修に要する旅費
- (3) 教職員が参加する研究会又は研修会への負担金
- (4) 前各号に掲げるもののほか教職員の研究又は研修に要する経費

（補助額の上限）

第3条 前条に定める補助対象経費における学校法人ごとの補助額は、当該年度の私立学校補助金に係る当初予算に基づき、次の各号により算定した額の合計額を上限とする。ただし、合計額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げ、又は切り捨てた額を上限とする。

- (1) 教職員割額 歳出予算に10分の4を乗じて得た額に交付決定を受ける学校法人の教職員数の総数で除して得た額にそれぞれの幼稚園の教職員数を乗じて得た額
- (2) 均等割額 歳出予算に10分の6を乗じて得た額を交付決定を受ける幼稚園の数で除して得た額

【補助率の見直しについて】（意見）

説明会資料である「令和元年度(2019年度)熊本市私立学校(幼稚園)補助金について」における「補助額は原則、対象経費の50%以下が基準」との記載は、市財政課から出された「熊本市補助金制度の見直し基準」に配慮して加えられたものである。

＜熊本市補助金制度の見直し基準（抜粋）＞

2. (3) 補助率のあり方

補助金は、自主的に公益的な事業を行うことに対する支援であるとの考え方に基づき、補助率については、原則として2分の1以下とする。

なお、政策的な判断等によって2分の1を超える助成が必要と判断される場合もあると考えられるが、これについては、補助事業として行うことの必要性・妥当性についても十分な検討を行う。また、著しく少額の補助金についても十分に検討する。

説明会資料の当該記載は、この見直し基準に沿った対応を保育幼稚園課が図った結果と考えられる。補助金が50%を超えることについて、その必要性・妥当性について十分な検討を行い、必要性が認められるのであれば説明会資料の50%の記載は不要であった。また、50%を超える必要性が認められないのであれば、この見直し基準に沿った要綱に改正する必要がある。

## 15. 保育士就職支援事業

### (1) 概要

保育士就職支援事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 事業名  | 保育士就職支援事業                                     |
| 事業内容 | 保育士等の就職支援業務委託及びコーディネーター配置を実施する。               |
| 事業目的 | 保育士の専門性向上と質の高い人材の確保を実現し、安心して子育てができる体制を整備すること。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                        |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 4,000 | 4,000 | 4,300 | 4,300 | 4,300 |
| 決算額 | 3,980 | 3,800 | 4,300 | 4,300 | 4,300 |

### (2) 実施した監査手続

保育士就職支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続きとしては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・委託先との契約、実績報告に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・委託先との契約は適切に行われているか
- ・事業の有効性は確保されているか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

保育士就職支援事業における主要な指標である就職支援実績の推移は以下のとおりである。

＜就職支援実績の推移＞

|        | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 求職登録者数 | 205名  | 121名  | 105名  | 126名  | 62名  |
| 紹介件数   | 248件  | 66件   | 58件   | 26件   | 25件  |
| 就職件数   | 176件  | 60件   | 46件   | 23件   | 22件  |

## ②業務の流れ

保育士就職支援事業の業務の流れは主に以下のようになっている。

- ・市が、委託先である社会福祉法人熊本県社会福祉協議会と随意契約を行う。

↓

- ・市職員が、イベント時に業務の遂行状況の確認等を行う。

↓

- ・市が、委託先から提出された事業実績報告書の確認を行う。

## (4) 監査の意見及び結果

### 【事業の必要性の検討】（意見）

熊本市は、待機児童解消のため保育所等の整備によって量的拡大を図ったことに加え、保育の担い手である保育士の確保が課題となっていることから、効率的な就職支援を期待して外部委託を行っている。しかしながら、平成 27 年度に紹介件数 248 件、就職件数 176 件であった実績は、令和元年度には紹介件数 25 件、就職件数 22 件となっている。これに関して保育幼稚園課では、紹介件数・就職件数が落ち込んでいる理由を委託先と伴に分析し、件数増加の必要性を認識しているものの、事業自体の必要性の検討までは踏み込んでいない。事業開始から 5 年以上が経過し、潜在保育士の掘り起こしが進んでいることや、就職希望者は、委託先のみではなくインターネット等を通じて複数の就職斡旋業者に登録していることを考慮すると、事業の必要性について検討する時期が来ていると考える。

## 16. 保育料納入対策事業

### (1) 概要

保育料納入対策事業の概要は以下のとおりである。

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 事業名  | 保育料納入対策事業                     |
| 事業内容 | 保育料滞納対策嘱託員雇用経費及び還付請求書の返送に係る経費 |
| 事業目的 | 滞納初期段階での対策を行うことで収納率の向上につなげる。  |
| 所属課  | 保育幼稚園課                        |

当該事業における過去 5 年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去 5 年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 3, 411 | 2, 449 | 2, 428 | 2, 442 | 2, 648 |
| 決算額 | 3, 409 | 2, 225 | 2, 040 | 2, 220 | 2, 307 |

## (2) 実施した監査手続

保育料納入対策事業が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

## (3) 事業の内容

### ①当事業における主要な指標の推移

保育料納入対策事業における主要な指標である、保育料滞納対策嘱託員が滞納者を訪問し、実際に回収した件数及び金額は以下のとおりである。

(納付書送付や電話催告等を行い収納になったものは含まない)

|         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 件数 (件)  | —      | —      | —      | 130    | 11    |
| 金額 (千円) | —      | —      | —      | 447    | 41    |

- ・保育の個人ごとの集計は平成 30 年度から行っているため、それ以前は未集計である。
- ・令和元年度からコンビニエンスストア納付が開始され、これによる納付勧奨を進めたため、令和元年度は件数及び金額とも減少している。
- ・本事業は令和元年度をもって終了している。

## (4) 監査の意見及び結果

本事業につき、監査の結果及び意見に該当するような検出事項はなかった。

## 17. 実費徴収に係る補足給付事業

### (1) 概要

実費徴収に係る補足給付事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 実費徴収に係る補足給付事業                                                         |
| 事業内容 | 生活保護世帯を対象として、保育所等において保育料以外に徴収される日用品等の実費を助成し、負担軽減を図る。                  |
| 事業目的 | 保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等に対し補助金を交付することにより、保護者の負担軽減を図る。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                                                |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 8,400 | 4,439 | 2,700 | 2,700 | 2,560 |
| 決算額 | 1,340 | 1,774 | 1,978 | 2,067 | 1,432 |

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により1号認定の生活保護世帯等の副食費は公定価格にて給付されるようになったため、助成が不要となっている。

### (2) 実施した監査手続

実費徴収に係る補足給付事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧
- ・補助金交付申請に係わる書類の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか。

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

実費徴収に係る補足給付事業における主要な指標である対象者数の推移は以下のとおりである。

＜対象者数の推移＞

|  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|------|
|--|-------|-------|-------|-------|------|

|         |     |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 対象者数(人) | 141 | 157 | 172 | 147 | 129 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|

## ②業務の流れ

実費徴収に係る補足給付事業の業務の流れは主に以下のようになっている。

なお、私立の施設に在園する生活保護世帯等を前提とする。

- ・市が対象となり得る保護者に対し、補助金代理請求等同意書の提出を依頼する。

↓

- ・対象保護者が補助金代理請求等同意書を在園する施設に提出する。

↓

- ・市が各施設に対し関係書類の提出を依頼する。

↓

- ・各施設が市に交付申請を行う。

↓

- ・市が交付の決定を各施設に通知する。

↓

- ・市が各施設に対して補助金を支払う。

↓

- ・各施設が対象保護者に対し補助金を支払う。

↓

- ・対象保護者が在園する施設に領収書を提出する。

## (4) 監査の意見及び結果

### 【交付申請書類の見直し】(参考意見)

保護者が受け取る補助金を施設の代表者名にて申請する、私立の施設を利用する生活保護世帯等に対する補助金交付について、保護者から実費徴収補足給付補助金代理請求等同意書を年度ごとに徴収することに加え、令和元年 9 月以前については特定教育・保育等施設の実費徴収額内訳確認書にて毎月、補足給付額についての保護者の同意を求めていた。しかし、令和元年 10 月以降についてはこれを廃止した。この変更は、施設による保護者からの毎月の実費徴収額内訳確認書の入手が施設、保護者双方にとって負担であること、保護者が施設から受け取った領収書等を施設に提出していることから保護者は金額の把握が可能であり、保護者が施設から市の補助金を受け取った際の領収書は、園を通して市に提出することから毎月の実費徴収額内訳確認書の入手は必要ではないためである。

令和元年 10 月からの生活保護世帯等に対する事務手続きの変更は、施設と保護者の負担を軽減することができ、市にとっては補助金交付の適切性を保ちつつ、審査作業を省力化させ保管資料の削減を可能にしたことから妥当な変更であると考える。



## 18. 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業

### (1) 概要

保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業                                                                          |
| 事業内容 | 保育士資格・幼稚園教諭免許状の未併有者に対する資格および免許状取得にかかる経費の一部を助成する。                                               |
| 事業目的 | 保育資格・幼稚園教諭免許状の未併有者に対する資格及び免許状取得を支援することにより、幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てられる環境を整備する。 |
| 所属課  | 保育幼稚園課                                                                                         |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|         | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額     | -     | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 決算額(千円) | -     | 1,178 | 1,183 | 962   | 1,359 |

平成27年度から事業開始しており、平成27年度は実施計画書の受付のみ行った。

### (2) 実施した監査手続

保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続きとしては以下のとおり。

- ・業務フローの確認
- ・事業に係る補助金交付要綱の閲覧
- ・補助金申請及び実績報告に係わる書類の閲覧
- ・予算に係る事業費積算資料の閲覧

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・要綱に沿って適正に交付申請が行われているか
- ・要綱に沿って適正に実績報告が行われているか
- ・予算に係る事業費積算は適切に行われているか

### (3) 事業の内容

#### ①当事業における主要な指標の推移

保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業における指標である利用者数の推移は以下のと

おりである。

＜利用者数の推移＞

|      | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | -      | 31     | 30     | 19     | 33     |

②業務の流れ

保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業の業務の流れは主に以下のようになっている。

- ・市が対象となり得る施設に案内書面を送付し、ホームページにも掲載する。

↓

- ・対象施設が市に実施計画書を提出する。

↓

- ・対象施設が市に交付申請を行う。

↓

- ・市が交付の決定を対象施設に通知する。

↓

- ・対象施設が市に実績報告を行う。

↓

- ・市が交付する補助金額を対象施設に通知する。

↓

- ・市が対象施設に対して補助金を支払う。

(4) 監査の意見及び結果

【予算に係る事業費積算方法の見直し】(指摘)

上記の過去 5 年間の予算額と決算額の推移表のとおり、平成 28 年度から令和元年度の 4 年間、予算額はすべて 3,000 千円と同額であり、予算執行率は 32%から 45%と低水準である。

令和元年度の事業費の積算は、平成 30 年事業計画書提出件数×補助平均額としている。

ここで平成 30 年事業計画書提出件数は、平成 30 年 10 月までの実申請件数に 11 月以降の申請見込み数を加えたものであり、補助平均額は上限額の 1/2 である 50 千円である。令和元年度予算においては、平成 30 年事業計画書提出件数を 60 件と見積もっており、60 件×50 千円＝3,000 千円と算定している。

これと比較して令和元年度の実績は、補助金交付件数が 33 件で補助平均額は 41 千円である。補助金交付件数が予算積算時の 55%、補助平均額が予算積算時の 82%であり、双方とも実績が積算根拠を下回っている。また、過年度についても同様の見積りを行っており、結果としてすべての年度で 60 件×50 千円＝3,000 千円と算定している。

適正な予算を作成するためには、予算と実績に大きな乖離がある場合、事業費積算方法の見直しの必要性につき検討する必要がある。

幼保連携型認定こども園の職員配置における資格要件の特例措置として特例期間が令和元年度末から 5 年延長され令和 6 年度末までとなった。今後も保育施設等から幼保連携型認定こども園へ移行した施設における保育士資格及び幼稚園教諭免許状を併有した保育教諭の確保および保育の担い手確保の為に保育士の増加を図ることにより、子どもを安心して育てることが出来る体制整備をすすめていく必要があるが、延長された期間中の特例制度を活用した資格取得者の補助申請の動向を予測しながら適正な事業費積算方法を検討することが必要である。

なお、熊本市に対する平成 24 年度包括外部監査報告書においては、以下の記載がなされている。

### 第 3 熊本市保育事業の監査結果及び改善意見

#### VII. 民間保育所等に対する補助金交付の状況について

##### 3. 監査の結果

(3) 予算額と決算額とに著しい差異がある補助金（執行率の低い補助金）について、予算の積算方法、補助内容及び周知活動等が適切であるか。

③ 予算額の積算方法に問題はないか（そもそも予算計上額が過大になっているのではないか）。

平成 23 年度について、認可外保育施設補助金の予算額は 17,500,000 円であり、これは前年度（平成 22 年度）と同額である

また、「認可外保育施設助成事業 平成 23 年度予算要求用積算資料」によれば、実際の単価に基準となる施設数、人数等乗じて算定しているものの、基準となる施設数や人数等が実績から乖離していた数値を用いているため、予算額が必要以上に大きくなっているものと思われる。

ただし、平成 24 年度に関しては、「認可外保育施設助成事業 平成 24 年度予算要求用積算資料」によれば、補助金算定の基準となる施設数、人数等について、過去 3 年の実績の平均値をとり、当該平均値に基準単価を乗じることで予算要求額を積算しており、より実態に近い予算要求（積算）がなされるように改善されている。

## 19. 保育料の収納事務及び滞納管理

### (1) 概要

#### 保育料について

保育料は、市が管理対象とする債権のうち公法上の原因（法令等の規程に基づき行政庁が行う処分や決定など）により発生し、地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる強制徴収債権であり、地方自治法第 224 条に規定する分担金に属している。

「熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則〔保育幼稚園課〕」第 8 条によれば、利用者負担額は、その月分を当該月の末日までに納入しなければならない。また、納入方法は、原則として口座振替であるが、納入通知書による振り込みもできるとされている。保育幼稚園課の保育料収納担当者が金額を確認し口座振替手続または納入通知書発送を行っている。

また、保育料の収納未済分については、保育幼稚園課では、『収納担当マニュアル（2020 年 7 月版）』及び『熊本市税滞納処分執行停止に係る運用マニュアル（平成 25 年度）』を参考に滞納整理を行っている。

- (i) 督促 納入期限までに利用者負担額が完納されない場合は、当該納入期限の翌日から起算して 30 日以内に督促状を発付する（『熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則〔保育幼稚園課〕』第 9 条）。保育幼稚園課では、保育料納付確認を翌月 20 日頃までに行い、不納付者には 25 日をめどに督促状を送付する。
- (ii) 電話催告 令和元年度までは非常勤職員が対応していたが、令和 2 年度より民間企業に業務委託を行っている。
- (iii) 戸別訪問 滞納事務担当者が自宅訪問により利用者負担額の戸別徴収を行う。滞納事務担当者は、滞納整理票、訪問予定表、収納日報等を作成し個別管理を行う。
- (iv) 書面催告 毎年 12 月（令和 2 年度は 11 月実施）に滞納者全員に対し催告書を発送する。
- (v) 行政処分 悪質な滞納者に対して預金の差し押さえを行う。
- (vi) 不納欠損 滞納は 5 年経過した時点で債権が消滅（分納の場合は最終納付日から 5 年経過）するため、超過した事業年度末に不納欠損処分が行われる（「熊本市会計規則」第 23 条）。

### (2) 実施した監査手続

保育料の収納事務及び滞納整理が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な手続きとしては以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

なお、上記の手続きに関する主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の合规性に問題はないか

### (3) 事業の内容

保育料納入対策事業の主要な指標は以下のとおりである。

#### (i) 収納率の推移

| 年度   | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 現年度分 | 98.0%  | 98.5%  | 98.6%  | 98.7%  | 98.8% |
| 過年度分 | 14.4%  | 17.0%  | 15.2%  | 18.6%  | 15.5% |
| 合計   | 90.6%  | 90.3%  | 91.2%  | 91.5%  | 89.8% |

政令指定都市の収納率は以下のとおりである。(平成 30 年度)

|       | 現年度分   |    | 過年度分   |    | 合計     |    |
|-------|--------|----|--------|----|--------|----|
|       | 収納率    | 順位 | 収納率    | 順位 | 収納率    | 順位 |
| 川崎市   | 99.59% | 2  | 34.95% | 3  | 98.87% | 1  |
| 浜松市   | 99.72% | 1  | 21.66% | 12 | 98.72% | 2  |
| 名古屋市  | 99.53% | 3  | 37.41% | 1  | 98.61% | 3  |
| 横浜市   | 99.39% | 4  | 35.73% | 2  | 98.53% | 4  |
| 北九州市  | 99.24% | 9  | 26.72% | 8  | 97.04% | 5  |
| さいたま市 | 99.27% | 8  | 9.73%  | 20 | 96.75% | 6  |
| 大阪市   | 99.80% | 15 | 33.25% | 4  | 96.73% | 7  |
| 千葉市   | 98.60% | 19 | 31.82% | 6  | 96.48% | 8  |
| 広島市   | 98.96% | 14 | 32.17% | 5  | 96.48% | 8  |
| 仙台市   | 98.98% | 13 | 19.05% | 15 | 96.33% | 10 |
| 京都市   | 99.30% | 5  | 20.66% | 13 | 96.11% | 11 |
| 札幌市   | 98.85% | 16 | 25.78% | 9  | 95.10% | 12 |
| 新潟市   | 99.29% | 7  | 11.08% | 19 | 95.07% | 13 |
| 静岡市   | 99.10% | 11 | 20.00% | 14 | 94.91% | 14 |
| 神戸市   | 99.30% | 5  | 30.98% | 7  | 94.55% | 15 |

|      |        |    |        |    |        |    |
|------|--------|----|--------|----|--------|----|
| 相模原市 | 98.82% | 17 | 22.11% | 11 | 94.45% | 16 |
| 岡山市  | 99.02% | 12 | 25.11% | 10 | 93.62% | 17 |
| 福岡市  | 98.37% | 20 | 13.34% | 18 | 92.16% | 18 |
| 熊本市  | 98.67% | 18 | 18.64% | 16 | 91.51% | 19 |
| 堺市   | 99.18% | 10 | 15.38% | 17 | 83.46% | 20 |

政令指定都市 20 市中、熊本市の収納率は、現年度分が 98.67%で 18 位、過年度分が 18.64%で 16 位、現年度分と過年度分の合計が 91.51%で 19 位となっている。

(ii) 調定額の推移

(単位：千円)

|         | H27 年度    | H28 年度    | H29 年度    | H30 年度    | R1 年度     |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公立（現年度） | 403,385   | 342,113   | 360,858   | 335,189   | 230,544   |
| 私立（現年度） | 3,087,533 | 2,471,885 | 2,393,865 | 2,068,058 | 1,418,755 |
| 小計      | 3,490,918 | 2,813,998 | 2,754,723 | 2,403,248 | 1,649,298 |
| 公立（過年度） | 27,793    | 23,145    | 20,430    | 19,887    | 17,743    |
| 私立（過年度） | 310,738   | 293,804   | 248,702   | 216,333   | 181,652   |
| 小計      | 338,531   | 316,950   | 269,133   | 236,220   | 199,395   |
| 公立（合計）  | 431,178   | 365,258   | 381,288   | 355,077   | 248,287   |
| 私立（合計）  | 3,398,271 | 2,765,690 | 2,642,567 | 2,284,391 | 1,600,406 |
| 合計      | 3,829,449 | 3,130,948 | 3,023,855 | 2,639,468 | 1,848,693 |

保育料納入義務者の負担が軽減されたことに伴い調定額は減少基調にある。

(iii) 収納未済額（不納欠損額含む）の推移

(単位：千円)

|         | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  | R1 年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公立（現年度） | 5,625   | 4,049   | 5,376   | 2,794   | 2,461   |
| 私立（現年度） | 62,890  | 38,079  | 33,012  | 29,222  | 17,045  |
| 小計      | 68,514  | 42,128  | 38,388  | 32,016  | 19,506  |
| 公立（過年度） | 21,754  | 18,255  | 16,837  | 17,192  | 13,832  |
| 私立（過年度） | 267,938 | 244,789 | 211,399 | 174,994 | 154,691 |
| 小計      | 289,693 | 263,044 | 228,236 | 192,186 | 168,523 |
| 公立（合計）  | 27,379  | 22,305  | 22,213  | 19,986  | 16,294  |
| 私立（合計）  | 330,828 | 282,868 | 244,411 | 204,216 | 171,735 |
| 合計      | 358,207 | 305,173 | 266,625 | 224,202 | 188,029 |

調定額の減少に伴い収納未済額（不納欠損額含む）も減少している。

(iv) 調定額に占める収納未済額（不納欠損額含む）の割合の推移

|         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 公立（現年度） | 1.4%   | 1.2%   | 1.5%   | 0.8%   | 1.1%  |
| 私立（現年度） | 2.0%   | 1.5%   | 1.4%   | 1.4%   | 1.2%  |
| 小計      | 2.0%   | 1.5%   | 1.4%   | 1.3%   | 1.2%  |
| 公立（過年度） | 78.3%  | 78.9%  | 82.4%  | 86.4%  | 78.0% |
| 私立（過年度） | 86.2%  | 83.3%  | 85.0%  | 80.9%  | 85.2% |
| 小計      | 85.6%  | 83.0%  | 84.8%  | 81.4%  | 84.5% |
| 公立（合計）  | 6.3%   | 6.1%   | 5.8%   | 5.6%   | 6.6%  |
| 私立（合計）  | 9.7%   | 10.2%  | 9.2%   | 8.9%   | 10.7% |
| 合計      | 9.4%   | 9.7%   | 8.8%   | 8.5%   | 10.2% |

合計では平成 27 年度の 9.4%から平成 30 年度の 8.5%に減少傾向にあったが、令和元年度においては過年度の割合が悪化したため 10.2%と増加に転じている。

(v) 不納欠損額の推移

(単位：千円)

|         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立（現年度） | —      | —      | —      | —      | —      |
| 私立（現年度） | —      | —      | —      | —      | 2      |
| 小計      | —      | —      | —      | —      | 2      |
| 公立（過年度） | 4,233  | 1,818  | 2,290  | 2,122  | 1,616  |
| 私立（過年度） | 36,706 | 33,570 | 27,269 | 22,027 | 19,385 |
| 小計      | 40,940 | 35,388 | 29,559 | 24,149 | 21,001 |
| 公立（合計）  | 4,233  | 1,818  | 2,290  | 2,122  | 1,616  |
| 私立（合計）  | 36,706 | 33,570 | 27,269 | 22,027 | 19,388 |
| 合計      | 40,940 | 35,388 | 29,559 | 24,149 | 21,003 |

調定額の減少に伴い不納欠損額も減少している。

(vi) 調停額に占める不納欠損額の割合の推移

|         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 公立（現年度） | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  |
| 私立（現年度） | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  |
| 小計      | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  |
| 公立（過年度） | 15.2%  | 7.9%   | 11.2%  | 10.7%  | 9.1%  |
| 私立（過年度） | 11.8%  | 11.4%  | 11.0%  | 10.2%  | 10.7% |
| 小計      | 12.1%  | 11.2%  | 11.0%  | 10.2%  | 10.5% |

|        |      |      |      |      |      |
|--------|------|------|------|------|------|
| 公立（合計） | 1.0% | 0.5% | 0.6% | 0.6% | 0.7% |
| 私立（合計） | 1.1% | 1.2% | 1.0% | 1.0% | 1.2% |
| 合計     | 1.1% | 1.1% | 1.0% | 0.9% | 1.1% |

合計では平成 27 年度の 1.1%から平成 30 年度の 0.9%に減少傾向にあったが、令和元年度においては 1.1%と増加に転じている。

#### （4）監査の意見及び結果

##### 【収納率の向上について】（指摘）

保育料納入対策事業の重要な指標である収納率は以下のとおりである。（再掲）

|      | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 現年度分 | 98.0%  | 98.5%  | 98.6%  | 98.7%  | 98.8% |
| 過年度分 | 14.4%  | 17.0%  | 15.2%  | 18.6%  | 15.5% |
| 合計   | 90.6%  | 90.3%  | 91.2%  | 91.5%  | 89.8% |

保育料の収納率は平成 27 年度が 90.6%、平成 28 年度が 90.3%、平成 29 年度が 91.2%、平成 30 年度が 91.5%と改善傾向にあったが、令和元年度は 89.8%と低下している。

また、前述のように保育料の収納率は政令指定都市 20 市の中でも下位に属し（平成 30 年度は 19 位）、収納率の向上は喫緊の課題である。

この点、閲覧した「市税・保育料に係る調査分析プロジェクト報告書」（平成 30 年 10 月）では以下のように分析されている。（監査人要約）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>保育料の収納率は他の政令指定都市と比較した場合下位に位置し、口座振替利用率の著しい低さと、納付場所が金融機関に限定されることが要因であると考えられる。</p> <p>また、過年度分の収納率の低さも全体の収納率に影響を与えている。</p> <p>さらに、債権管理を担当する職員は、他の業務を兼ねて債権回収を行っているため、現状では債権回収を行うための十分な時間を確保することが困難である。</p> <p>このように、収納率が低い原因として</p> <p>① 他の政令指定都市に比べて、口座振替利用率が著しく低いこと</p> <p>② コンビニ納付ができないなど納付機会が少ないこと</p> <p>③ 納付しないことへのデメリットがないため支払優先度が低いこと</p> <p>などが考えられる。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

①、②、③についての市の対応状況は以下のとおりである。

- ①については改善が図られてきている。（参照 下記【口座振替について】）
- ②については改善が図られてきている。（参照 下記【コンビニエンスストア納付について】）
- ③については改善が必要である。（参照 下記【差押えについて】）

この他、

- ・滞納整理票（簿）の適切な運用



- ・滞納整理マニュアルの整備
- ・債権回収の一元化
- ・サービスサーの利用
- ・延滞金の検討      が収納率の向上に必要と考える。

また、以下でも触れることになるが、問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。

### 【口座振替について】（指摘）

熊本市の口座振替率は、平成 30 年度では 81.77%であり、政令指定都市 20 市の中では、最下位である。令和元年度の口座振替率は 93.64%へと 1 年間で 10%以上上昇し、政令指定都市 20 市の中で中位まで改善されている。これは、口座振替の勧奨を電話等で積極的に行ったことによるものであり、このこと自体は評価することができる。

#### <保育料口座振替率政令指定都市比較>

| 都市名   | H30 年度 | 順位 | R1 年度  | 順位 | 増減     |
|-------|--------|----|--------|----|--------|
| 京都市   | 97.46% | 1  | 97.48% | 1  | 0.02%  |
| 新潟市   | 96.41% | 2  | 96.00% | 4  | -0.41% |
| 名古屋市  | 96.35% | 3  | 96.01% | 3  | -0.34% |
| 千葉市   | 95.61% | 4  | 94.36% | 8  | -1.25% |
| 堺市    | 95.15% | 5  | 96.09% | 2  | 0.94%  |
| 岡山市   | 94.95% | 6  | 95.47% | 5  | 0.52%  |
| 横浜市   | 94.50% | 7  | 94.52% | 7  | 0.02%  |
| 浜松市   | 94.40% | 8  | 93.58% | 11 | -0.82% |
| 神戸市   | 94.31% | 9  | 95.16% | 6  | 0.85%  |
| 仙台市   | 94.02% | 10 | 94.00% | 9  | -0.02% |
| 大阪市   | 93.50% | 11 | 91.40% | 15 | -2.10% |
| さいたま市 | 92.89% | 12 | 93.13% | 13 | 0.24%  |
| 川崎市   | 92.84% | 13 | 90.23% | 17 | -2.61% |
| 静岡市   | 92.16% | 14 | 90.84% | 16 | -1.32% |
| 相模原市  | 91.87% | 15 | 92.43% | 14 | 0.56%  |
| 北九州市  | 91.36% | 16 | 93.17% | 12 | 1.81%  |
| 札幌市   | 90.70% | 17 | 89.80% | 18 | -0.90% |
| 広島市   | 90.12% | 18 | 85.89% | 20 | -4.23% |
| 福岡市   | 87.50% | 19 | 85.90% | 19 | -1.60% |
| 熊本市   | 81.77% | 20 | 93.64% | 10 | 11.87% |

口座振替率の改善は滞納対策に有効であり、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋  
「保育料を口座振替にすることにより、滞納者を早期に把握し滞納整理事務を迅速に行うことができ、その結果滞納件数の減少が期待できるほか、滞納件数の減少が滞納整理事務の軽減につながることを考えると、滞納整理事務の強化と同時に、口座振替利用率を高めるなどの滞納を発生させないような対策を考えることが必要と思われる。」

口座振替率が低いことについては以前から問題とされてきたところであり、改善されてきているが、今後も問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。

なお、口座振替率の改善が滞納対策に有効なことは、市においても検証されている。

＜当初支払期限までの納付手段別収納率＞

(平成 28 年度)

| (A) 納付書 |         |        | (B) 口座振替  |           |        |
|---------|---------|--------|-----------|-----------|--------|
| 調定額     | 収入額     | 収納率    | 調定額       | 収入額       | 収納率    |
| 382,649 | 264,804 | 69.20% | 2,450,129 | 2,372,573 | 96.83% |

平成 28 年度実績では、納付書による収納率は 69.20%、口座振替による収納率は 96.83%と 30%近い差が生じている。

(出典：市税・保育料に係る調査分析プロジェクト報告書)

### 【コンビニエンスストア納付について】(指摘)

口座振替率の改善と同様にコンビニエンスストア納付は滞納対策に有効であり、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書『熊本市の保育事業の執行について』より一部抜粋

《監査結果：改善意見》

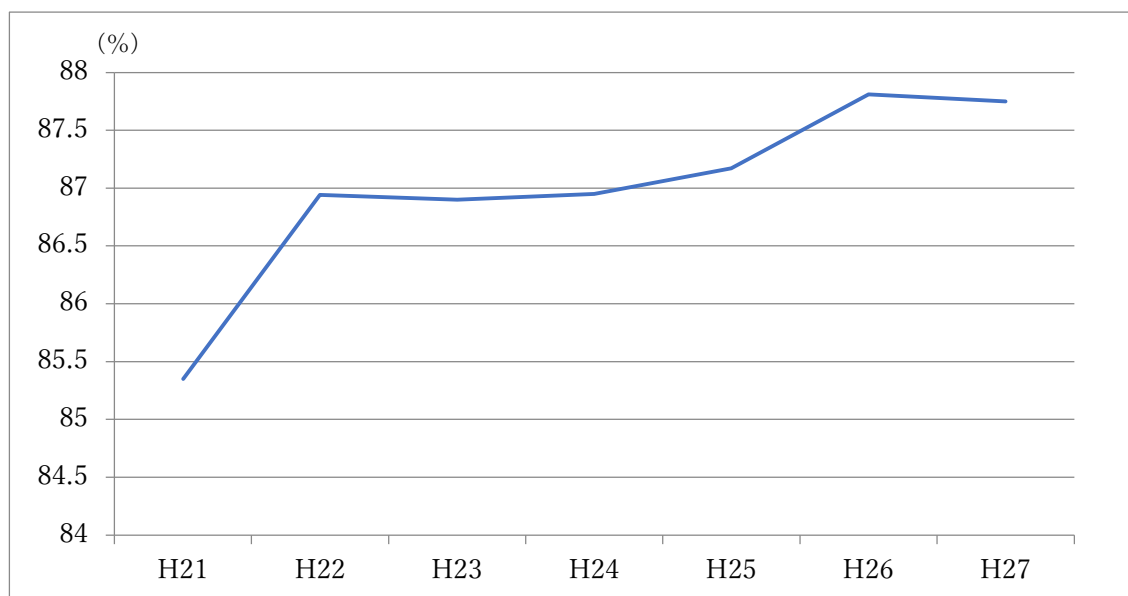
滞納者の利便性に考慮した納付制度の拡充について

保育料について、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付ができるようになっていない。保育料については、未だ金融機関での納付又は直接市役所（区役所）の窓口で納付する方法しかない。

コンビニエンスストア納付については、以前から問題とされてきたところであり、令和元年度から開始されている。今後も問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。

なお、コンビニエンスストア納付が滞納対策に有効なことは、市においても検証されている。

＜熊本市における国民健康保険料現年度分収納率の推移＞



平成 21 年 6 月からコンビニエンスストア納付を導入した国民健康保険料現年度分収納率の推移は上記のとおりであり、導入により収納率が向上していることが分かる。

また、国民健康保険料におけるコンビニエンスストア納付占有率は以下のとおりであり、コンビニエンスストア納付占有率が増加していったことが分かる。

＜熊本市における国民健康保険料におけるコンビニエンスストア納付占有率＞

| 年度     | 納付占有率  |
|--------|--------|
| H21 年度 | 7.22%  |
| H22 年度 | 9.01%  |
| H23 年度 | 10.28% |
| H24 年度 | 11.23% |
| H25 年度 | 12.11% |
| H26 年度 | 12.92% |
| H27 年度 | 13.72% |

（出典：市税・保育料に係る調査分析プロジェクト報告書）

### 【差押えについて】（指摘）

差押えについて、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

《監査結果：改善意見》

行政処分による滞納率の改善について

熊本市の滞納率は、現年度・過年度ともに他の政令指定都市と比較して高い。熊本市は、平成 23 年度から滞納者に対して行政処分を行い始めたが、平成 22 年度まで、行政処分による積極的な滞納金の徴収を行わなかった結果が滞納率の高さに表れているものと思われる。滞納率の改善を図るには、悪質な滞納者に対して積極的に預金及び給与等の差押えなどの行政処分を行う必要がある。行政処分を行うことは、悪質な滞納者を牽制する効果もあるものと思われる。

平成 24 年度の包括外部監査の結果を受けて、平成 24 年度から平成 27 年度までは差押えを実施していたが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響により、平成 28 年度及び平成 29 年度は預貯金調査及び差押えとも実施していない。

平成 30 年度及び令和元年度は預貯金調査を実施したものの、差押え可能な対象がなかったため、差押えは実施せず、令和 2 年度から対象を拡大し差押えを実施している。

平成 30 年度に差押え可能な対象がないことが分かった段階で対象の拡大を検討し、差押えを行うべきであったと思われ、少なくとも、令和元年度には対象を拡大し差押えを実施すべきであった。

滞納率の改善を図るには、悪質な滞納者に対して積極的に預貯金及び給与等の差押えなどの行政処分を行う必要がある。

#### ＜預貯金調査件数及び差押件数等の推移＞

|         | H27 年度    | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|---------|-----------|--------|--------|--------|-------|
| 預貯金調査件数 | 90        | 未実施    | 未実施    | 174    | 208   |
| 差押件数    | 21        | 未実施    | 未実施    | 未実施    | 未実施   |
| 差押金額（円） | 1,302,479 | 0      | 0      | 0      | 0     |

また、給与等の差押えは実施していない。預貯金の差押えは直前に滞納者に口座移動などをされると有効でないこともある。この点、給与の差押えは悪質な納付義務者への牽制が期待できることから給与の差押えも積極的に実施する必要があると考える。

また、行政処分以外にも保育所から納付義務者へ直接、納付書や督促状を配布してもらうなどの協力を得ることや納付義務者の同意を得たうえで児童手当を保育料へ充当するなど様々な工夫が求められる。

＜政令指定都市における収納率及び差押えについて＞

|       | 収納率（過年度分） |    | （人）    | （件） | （千円）    | （％）         | （千円）       |
|-------|-----------|----|--------|-----|---------|-------------|------------|
|       | H28 年度    | 順位 | 滞納保護者数 | 差押  | 差押金額    | 差押件数÷滞納保護者数 | 1 件当たり差押金額 |
| 大阪市   | 56.62%    | 1  | 4,407  | 422 | 21,972  | 9.6         | 52         |
| 神戸市   | 35.13%    | 2  | 2,800  | 94  | 5,628   | 3.4         | 60         |
| 千葉市   | 34.75%    | 3  | 555    | 83  | 38,823  | 15.0        | 468        |
| 川崎市   | 34.71%    | 4  | 599    | 27  | 9,459   | 4.5         | 350        |
| 横浜市   | 31.73%    | 5  | 2,737  | 398 | 175,773 | 14.5        | 442        |
| 名古屋市  | 30.46%    | 6  | 1,237  | 11  | 2,073   | 0.9         | 188        |
| 広島市   | 29.47%    | 7  | 1,405  | 136 | 5,674   | 9.7         | 42         |
| 浜松市   | 23.13%    | 8  | 270    | 0   | 0       | 0.0         | －          |
| 北九州市  | 22.22%    | 9  | 946    | 53  | 2,035   | 5.6         | 38         |
| 仙台市   | 18.31%    | 10 | 515    | 10  | 3,051   | 1.9         | 305        |
| 新潟市   | 18.01%    | 11 | 849    | 11  | 7,299   | 1.3         | 664        |
| 熊本市   | 17.01%    | 12 | 1,276  | 0   | 0       | 0.0         | －          |
| 岡山市   | 16.83%    | 13 | 未回答    | 144 | 62,429  | －           | 434        |
| 札幌市   | 16.53%    | 14 | 1,167  | 10  | 2,327   | 0.9         | 233        |
| 京都市   | 15.95%    | 15 | 6,329  | 28  | 840     | 0.4         | 30         |
| さいたま市 | 14.52%    | 16 | 872    | 0   | 0       | 0.0         | －          |
| 堺市    | 12.77%    | 17 | 859    | 57  | 3,042   | 6.6         | 53         |
| 相模原市  | 12.58%    | 18 | 1,033  | 20  | 16,904  | 1.9         | 845        |
| 福岡市   | 11.10%    | 19 | 未回答    | 11  | 13,647  | －           | 1,241      |
| 静岡市   | 10.23%    | 20 | 535    | 5   | 647     | 0.9         | 129        |

（出典：熊本市作成資料）

滞納保護者数に占める差押件数は、千葉市が 15.0％・横浜市が 14.5％となっており両市は積極的に滞納者からの回収努力を行っている。また、1 件当たりの差押金額は、福岡市が 1,241 千円・新潟市が 664 千円となっており効率的に滞納者から回収を行っている。

保育幼稚園課においても他都市に見習い、滞納者からの回収を積極的かつ効率的に実施することが必要である。

### 【滞納整理票（簿）について】（指摘）

滞納整理票（簿）について、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

#### 《監査結果：指摘事項》

「保育料の滞納者については、保育幼稚園課にて滞納整理票を作成し、滞納整理業務を行っているが滞納整理票の一部を閲覧したところ、下記の事項において記載内容等が不十分であると思われる。

- i . 滞納整理票の未納額の残高が鉛筆で書かれているか又は残高の記入がないものが散見された。収納した時点で過去の未納額の残高を訂正又は記入していた。
- ii 滞納整理票で未納額の残高が確認できないものが散見された。熊本市は、収納整理簿で残高管理しているとのことであるが、滞納整理票には収納整理簿が添付されていないものが多数あり、滞納整理票で滞納者を一元的に管理していない。
- iii 滞納整理票は滞納整理担当者のメモ書きのように利用されており、上司が滞納整理票を閲覧し滞納者の滞納状況を把握するなどの上司による滞納整理票の管理は行われていない。
- iv 滞納になる理由など必要とする滞納者の情報の記載が不十分である。そのため適時に徴収金の減免措置や悪質な滞納者に対する差し押さえなどの処置が行われていない。」

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

#### 《監査結果：改善意見》

「滞納整理票（または「滞納整理簿」）とは、徴収事務および滞納整理の適切な実施や事務効率化のために、債務者の氏名、債権金額の基本事項をはじめ、納付状況、督促などの処理内容など債権管理に必要な事項を記載した管理簿のことである。

保育料の滞納整理について、税と同じように法律では、扶養義務者（納入義務者）によって保育料（徴収金）が決められた納入期限までに完納されない場合には、督促状を発付し、その後の期限までに完納されなければ、児童福祉法 56 条第 10 項（現行法律においては 7 項）の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により滞納処分を行えることになっている（熊本市保育所における保育等に関する規則第 9 条および第 10 条（現行規則は熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則〔保育幼稚園課〕第 9 条および 10 条））。なお、税については、滞納処分は行わなければならないことになっている。

滞納整理をしなければならない理由は、保育料が滞納になる理由は様々であるのに、扶養義務者が保育料を納めなければ法律どおり催促、差し押さえをしたのでは、病気や失業など滞納者の個別の事情を考えると好ましくない場合もあるからである。

滞納者といえども、扶養義務者および被扶養者、扶養義務者の権利（保育を受ける権利）を保護し、徴収職員の権利濫用を防ぐ配慮が求められる。そこで徴収職員が、滞納者と接触し、自主的な納付を促したり、滞納の原因等の事情を知り、保育料の減免や徴収を猶予するなど、

円満な保育料の徴収を目指すことになる。

上記の滞納整理を行うためには、滞納者に関する情報を管理し、必要な時期に滞納者の情報を把握する滞納整理票（管理簿）の整備が不可欠であり、それに基づき必要な措置を取ることが可能である。（必要な措置：滞納者の情報入手、納入期限の変更、督促、徴収金の減免、分納手続等の検討、滞納処分、滞納処分の執行停止、納付義務の即時消滅、不納欠損処理など）

滞納状況や徴収時の情報を記録管理する管理簿が必要な理由として、次の事項があげられる。

- ・滞納の徴収業務に関する目標の進捗情報がタイムリーに把握可能となり、また徴収計画を適時更新でき、全体および滞納者個々の効率的効果的な徴収業務の基礎となる。
- ・徴収業務担当者の変更や、複数担当者で分担して徴収業務を実施する場合、滞納状況等の情報共有が可能となる。
- ・長期的な滞納整理が必要な場合、また滞納処分・不納欠損処理などの措置を実施するうえでの根拠資料としての記録書類となる。

以上のように、滞納整理票は効果的・効率的な徴収事務を執行するうえで最低限必要な管理簿である。さらに、滞納整理票の記載事項、活用の仕方によっては、徴収事務の時間的・経済的コストの低減が可能となる。

また、滞納整理票の活用により徴収率を上げ不納欠損処理の額を少なくすることは、市の財政に直接貢献するため、滞納整理票の整備および運用は極めて重要であるといえる。

ところで、現在、保育幼稚園課が作成している滞納整理票は、本来の滞納整理票の機能を十分に果たしているとはいえない状況である。前述のとおり滞納整理票の作成目的を十分に理解しそれに即した記載を行うよう検討する必要があると思われる。

また、長期にわたり回収が滞っている滞納者については、毎月、保育料納入指導員から上司へ状況を報告させ、長期滞納者対策会議等を開き、課全体で回収するための対策を検討するなど体制の整備も必要であろう。

今回の包括外部監査において鉛筆書きは見当たらなかった。

また、平成 24 年度包括外部監査の結果を受けて

- ・システムから出力した未納明細を添付することにより、未納残高と交渉記録を一元的に管理できるようにした。
- ・上司によりパソコン端末から滞納整理簿の確認ができるようにした。
- ・何度も催告を行っている者に対し、差押えを実施した。
- ・熊本市財政局債権管理課と連携し月に 1 回同課への報告を行うようにした。

等の改善が図られている。

しかし、保育料についてシステム・滞納整理票（紙）・滞納整理簿（エクセル）を用いて管理しているが、それぞれの記載内容（滞納年月・滞納金額等）の整合性を確認できない状況にある。また、過去及び現在の滞納者の人数・滞納金額・不納欠損額等を把握するにはその都度システム会社に依頼しなければならず、回答を得るのに 10 日ほどを要しており、適時に保育料の収納状況を把握できない状況である。システムの改修等を行い、適時に保育料の管理に必要な情報を得られるようにして効果的かつ効率的な保育料の管理を行う必要がある。

#### 【滞納整理マニュアルについて】（指摘）

滞納整理マニュアルについて、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

《監査結果：改善意見》

保育料の滞納整理マニュアルの作成について

保育幼稚園課では、納税課の滞納整理マニュアル（平成 12 年作成）及び債権管理マニュアル（案）により滞納整理を行っている。保育幼稚園課独自で正式に保育料の徴収に関する滞納整理に関するマニュアルは作成していない。

保育料は市税と違い保育料を徴収する際に園児の家庭の環境等を考慮し、滞納者といえども扶養義務者および被扶養者の権利（保育を受ける権利）を保護し、徴収職員の権利濫用を防ぐ配慮が求められる。そこで徴収職員が、滞納者と接触し、自主的な納付を促したり、滞納の原因等の事情を知り、保育料の減免や徴収を猶予するなど、円満な保育料の徴収を目指すことになる。このような状況を考慮し、保育料の徴収に適した正式な保育料の徴収に関する滞納整理マニュアルの作成が必要である。

また、滞納整理マニュアルの作成により人事異動等による新任の職員教育が円滑に行え、かつ保育料納入指導員の債権回収業務を効率化でき、ノウハウの蓄積も可能と考える。

「保育幼稚園課・収納担当マニュアル（2020 年 7 月版）」が作成されているものの 8-1 執行停止において「※基準等の詳細は、「滞納処分の執行停止に係る運用マニュアル（H25 年納税課作成）（2019 年保育幼稚園課内規として決裁済み）」を参考とするもの。」と記載されている。

滞納整理事務を行うにあたって納税課が作成したマニュアルを参考することは有用であるが、平成 24 年度包括外部監査報告書に記載のとおり、市税に関する債権と保育料に関する債権では滞納整理事務に関し異なる配慮が求められることから、市税と異なる配慮が求められる部分については保育幼稚園課独自でマニュアルを整備する必要がある。



### 【債権回収の一元化について】（指摘）

債権回収の一元化について、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

《監査結果：改善意見》

債権回収の一元化について

現在、市の債権は部署ごとにそれぞれ管理されている。納税課は、債権の回収業務に精通していると思われるが、それ以外の部署においては人事異動等により、債権回収業務に精通している職員が育ちにくく、ノウハウの蓄積も難しい。債権回収業務の経済性・効率性を考慮して、納税課又は回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、そこに一定額以上の債権（例：20 万円以上）を集め一元的に整理回収することを検討する必要があると思われる。

例えば、徴収率の高い政令市をみると、2 位の浜松市では市の枠組み中で債権回収を専門とする部門横断的組織である債権回収対策課を置き、収納率の向上に努めている。また、4 位の北九州市でも、平成 17 年 11 月より高額・悪質案件の一部を特別滞納調査室に引き渡し、当部署が徴収を行っている。

市の債権は法的性質により回収手続きが異なるため、大きく分けて 3 つの債権に分類し管理する必要があり、その債権管理には専門的知識を要する。善良な納入義務者との公平性の観点から、債権回収を専門とする部門横断的組織を設け、債権回収業務に精通する職員を育て悪質な滞納者を排除すべきである。

＜参考＞ 市の債権の種類

| 市債権の種類 |     | 内容                                                         | 主な種類                             |
|--------|-----|------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 公債権    | i   | 個別の法令の規定により裁判所等の力を借りずに、自力執行が可能な債権（強制徴収公債権）                 | 市税、国民健康保険、保育所保育料、道路占用料ほか         |
|        | ii  | 個別の法令の規定がないため自力執行権がなく、差し押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権（非強制徴収公債権） | 生活保護費返還金、幼稚園保育料、証明手数料、公の施設の使用料ほか |
| 私債権    | iii | 契約等の当事者間の合意に基づき発生する債権で、差し押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権          | 市民病院の受診料、貸付金、市営住宅使用料ほか           |

平成 24 年度包括外部監査報告書に記載された状況と同様の状況であったため、滞納者の削減のため債権回収の一元化を図る必要がある。

### 【サービスサの利用について】（意見）

サービスサの利用について、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

《監査結果：改善意見》

徴収業務の外部委託について

「現在、「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）に基づき、法務大臣の営業許可を得て、債権管理回収を専門に行う民間の会社（以下「サービサー」という。）がある。最近では、地方自治体によっては、サービサーに一部の債権回収業務を委託する例がある。保育料や国民健康保険料などの滞納が多い債権に関しては、マンパワーや専門知識の不足等を補い、回収率の向上を図る一つの対策としてサービサーの利用も検討する必要があると思われる。」

現在、サービサーの利用は行っていない。なお、令和元年度までは保育料滞納対策嘱託職員を設置していたが、十分な効果が得られなかったため令和 2 年度においては廃止されている。令和 2 年度においては民間企業に保育料等の収納・督促業務を委託している。民間企業に業務委託することにより経費削減効果は見込めるが収納率の向上に寄与するかどうか往査日現在では不明であった。

徴収業務の実施には、専門知識や経験等が必要であることから幅広い選択肢の中から収納率の向上に寄与するかどうかといった観点から検討することが必要である。

### 【不納欠損処分について】（指摘）

不納欠損処分について、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋

《監査結果：改善意見》

平成 21 年度以降の不納欠損額は、平成 21 年度は 44,926 千円、平成 22 年度は 49,200 千円、平成 23 年度は 51,066 千円と毎年増加傾向にある。滞納金の収納に関して、収納通知書に納付年月が記入されているものはその年月で処理するのは妥当な処理と思われる。しかし、納入指導員の戸別訪問等など現金で分割払い或いは一括払いで徴収した収納額も現年分の収納に充てられているのは妥当な処理とは思われない。不納欠損額を少なくするためには過年度の滞納金の収納として処理すべきものと思われる。滞納者の滞納金を容易に不納欠損処理すれば、善良な納入義務者と不公平が生じ、悪質な滞納者が得をする結果となり好ましくない。

平成 24 年度包括外部監査報告書に記載された状況から、下記表のとおり調定額が減少したことに伴い不納欠損額も減少している。

しかしながら、預貯金差押えや給与差押え等の行政処分を実施せずに不納欠損処理を行っているケースが大半である。適切に保育料を支払っている善良な納入義務者と適切に保育料を支払っ

ていない納付義務者（滞納者）の不公平を減らすため、安易に不納欠損処理を行う前に最善の回収努力を行うことが必要である。

<不納欠損額の推移>

(単位：千円)

|       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 不納欠損額 | 40,939 | 35,387 | 29,559 | 24,149 | 21,003 |

【高額滞納者について】(意見)

| NO | 園児数<br>(人) | 金額 (円)    | 支払状況                                                           | 滞納整理票                                                    | 世帯の収入<br>(令和 2 年度)         |
|----|------------|-----------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1  | 2          | 1,737,250 | 毎月 3 万円で約束するも、納付なし。<br>最終入金日：平成 30 年 9 月 25 日                  | 指導員の訪問や催告等するも一切納付なし。 <u>令和 3 年 1 月に差押実施予定。</u>           | 収入：5,863 千円<br>所得：3,766 千円 |
| 2  | 2          | 1,320,750 | 毎月 1 万 5 千円、手当月 (2, 6, 10 月) 3 万円で約束。<br>最終入金日：令和 2 年 8 月 11 日 | 令和元年 9 月に破産、免責。その後定期的に納付や納付相談あり。                         | 収入：4,946 千円<br>所得：3,100 千円 |
| 3  | 2          | 1,318,550 | 毎月 2 万円で約束。<br>最終入金日：令和 2 年 10 月 9 日                           | 定期的に納付や納付相談あり。                                           | 収入：4,338 千円<br>所得：2,648 千円 |
| 4  | 1          | 1,220,000 | 4,500 円納付。(約束額ではない)<br>最終入金日：令和 2 年 3 月 17 日                   | 納付意識が希薄。約束も不履行。催告や差押する旨を話している。少額の納付あり。                   | 収入：5,530 千円<br>所得：3,453 千円 |
| 5  | 2          | 1,149,250 | 毎月 1 万円で約束。<br>最終入金日：令和 2 年 1 月 10 日                           | 指導員の訪問や催告等するも一切納付なし。平成 26 年の欠損に納付があったため、平成 27 年分に充当している。 | 収入：4,087 千円<br>所得：2,727 千円 |

|    |   |           |                                                                                                  |                                                                                               |                            |
|----|---|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 6  | 3 | 1,080,000 | 毎月 1 万円、手当月<br>(2,6,10 月) は 3 万円<br>で約束。<br>最終入金日：令和 2 年<br>10 月 21 日                            | 一切納付がなかった<br>が、平成 30 年 7 月に<br>催告したところ納付<br>するとの電話あり。そ<br>の後、定期的に納付あ<br>り。                    | 収入：9,987 千円<br>所得：6,907 千円 |
| 7  | 2 | 1,076,370 | 毎月 2 万円、手当月<br>(2,6,10 月) 6 万円で<br>約束。<br>最終入金日：令和 2 年<br>8 月 4 日                                | 訪問、催告等しても一<br>切納付なかったが、令<br>和 2 年 7 月に電話があ<br>り納付約束をし、納付<br>がない場合は差押対<br>象と伝えた。その後毎<br>月納付あり。 | 収入：5,478 千円<br>所得：3,470 千円 |
| 8  | 2 | 1,007,750 | 毎月 1 万円、手当<br>(2,6,10 月)・賞与月<br>(8,12 月) に 3 万円で<br>約束。<br>最終入金日：令和 2 年<br>9 月 30 日              | 定期的に納付、納付連<br>絡あり。納付がない場<br>合差押する旨伝え済。                                                        | 収入：5,631 千円<br>所得：3,525 千円 |
| 9  | 3 | 1,006,250 | 毎月 1 万円、手当月<br>(2,6,10 月) は 1 万 5<br>千円、賞与月 (3,7,12<br>月) は 2 万円で約束。<br>最終入金日：令和 2 年<br>6 月 10 日 | 園長面談や催告実施<br>するも納付なし。納付<br>相談の連絡はあるが、<br>期限を過ぎての納付。                                           | 収入：5,844 千円<br>所得：3,728 千円 |
| 10 | 1 | 998,250   | 毎月 5 万円で約束。<br>最終入金日：平成 29<br>年 12 月 22 日                                                        | 訪問や催告、来課をお<br>願いするも一切納付<br>なし。納付書や文書を<br>こちらから送付して<br>いる。                                     | 収入：5,408 千円<br>所得：3,786 千円 |

高額滞納者について、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、次のように指摘されているところである。

平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」より一部抜粋  
高額滞納者に対する対応は適切になされているか。  
《監査結果：改善意見》

高額滞納者上位 10 件の滞納者は、収入が少なく保育料が払えず滞納に至っている者はいない。収入が少ない者もいるが、ほとんどの者が保育料の支払いは可能な収入があるにもかかわらず、保育料の支払いをしていない。例えば、滞納者 2 の者は、滞納整理票の訪問記録で自動車の費用と住宅ローンの支払いで保育料の支払いができなかったとの記録がある。市は滞納者に、保育料は住宅ローンの支払いなどより優先する差押えなどの自力執行が可能な債権（強制徴収公債権）であるということをしっかり教育する必要がある。

また、悪質な滞納者に対しては戸別訪問時等において行政処分の可能性を考慮しながら滞納者の生活状況等の情報の収集も必要と思われる。

さらに、上位 10 位の中に平成 19 年度の債権が 7 件あり、時効による債権の消滅が近づいてきている。市は、戸別訪問等で集金を行った場合には、可能限り過年度の滞納金の支払いに充て不納欠損額を少なくするよう努める必要がある。安易に時効による債権の消滅に至ることは、善良な納入者との間に大きな不公平を生じさせる。保育料の一部だけ納入し完納を考えず時効を待っているような、悪質な滞納者に関しては、早急に預金や給与の差押え等の行政処分を行い滞納金の徴収を行うべきである。

高額滞納者上位 10 件の滞納者は、一番収入が少ない者でも 4,000 千円を超える収入があるため支払能力はあるものの支払意思が乏しいことが推察される。

No. 10 の滞納者は、平成 29 年 12 月 22 日から入金がないが、債権金額が 1,000 千円を超えていないことから令和 2 年 12 月の差押実施予定者に含めていない。高額滞納者を選定するに当たっては、租税債権とは異なることから機械的に 1,000 千円を高額滞納者を選定するのではなく何か月分の保育料を滞納しているのかという観点で選定することもあると考える。

滞納整理票を閲覧したところ、No. 2 の滞納者は子供の学習費等で出費が嵩むとの記載があり、No. 3 の滞納者は自動車ローンが負担であるとの記載があり、No. 4 の滞納者は自動車ローンや消費者金融の支払いが負担であるとの記載があり正当な理由による滞納とは言えない。期限までに保育料を適切に支払っている保育義務者と期限までに支払わない保育義務者の間で不公平が生じる結果となっていることから、滞納者には厳格な対応が求められる。

### 【延滞金について】（意見）

市は税に関しては条例で延滞金の徴収を行っているが、保育料については延滞金に関して条例を定めていないことから延滞金を徴収していない。しかしながら、期限までに保育料を適切に支払っている保育義務者と期限までに支払わない保育義務者の間で不公平が生じる結果となっている。

また、保育料に延滞金が発生すると保育義務者に対して期限までに保育料を払わなくてはならないとの動機づけとしても有効であると考えられる。保育料に関しても税と同様に延滞金に関する条例を制定する是非について検討する必要があると考える。

20. 保育定員・待機児童・保留児童数等

(1) 概要

①保育定員の推移

(単位：人)

|               | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市立保育所         | 1,865  | 1,805  | 1,805  | 1,805  | 1,805  |
| 私立保育所         | 13,565 | 12,060 | 10,895 | 9,575  | 8,765  |
| 小計            | 15,430 | 13,865 | 12,700 | 11,380 | 10,570 |
| 幼保連携型認定こども園   | 2,463  | 4,764  | 6,138  | 7,671  | 8,566  |
| 幼稚園型認定こども園    | 0      | 124    | 179    | 199    | 332    |
| 小計            | 2,463  | 4,888  | 6,317  | 7,870  | 8,898  |
| 地域型保育事業所（家庭）  | 10     | 20     | 20     | 20     | 20     |
| 地域型保育事業所（小規模） | 125    | 720    | 842    | 1,096  | 1,103  |
| 地域型保育事業所（事業所） | 42     | 85     | 87     | 95     | 95     |
| 小計            | 177    | 825    | 949    | 1,211  | 1,218  |
| 合計            | 18,070 | 19,578 | 19,966 | 20,461 | 20,686 |

「子ども・子育て支援新制度」、すなわち平成 24 年 8 月に成立した、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の普及に伴い保育所数が減少する一方、認定こども園及び地域型保育事業所数が増加しておりそれぞれの施設数の増減に比例して定員数も増減している。なお、全体としては共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い定員数は増加基調で推移している。

②入所申請者・入所者・保留児童・待機児童の推移（4 月 1 日現在）

(単位：人)

|          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就学前児童数   | 41,865 | 41,500 | 41,008 | 40,793 | 40,336 |
| 入所申請者数   | 19,144 | 20,030 | 20,762 | 21,250 | 22,031 |
| 入所者数     | 18,343 | 19,580 | 20,389 | 20,847 | 21,487 |
| 保留児童数    | 801    | 450    | 373    | 403    | 544    |
| うち、待機児童数 | 397    | 0      | 0      | 0      | 6      |

保留児童数（入所申請者数－入所者数）

特定の保育所への入所を希望している、保護者が求職活動を休止している、保護者が主に自宅で求職活動を行っている、保育所以外の保育サービスを利用している等の理由により待機児童の定義を満たさない場合、保留児童となる。熊本市の場合、特定の保育所への入所を希望することによる保留児童のみである。

子ども・子育て関連 3 法

就学前児童数は減少傾向にあるが、入所申請者及び入所者は共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い増加している。

保留児童は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少基調にあったが、その後増加に転じている。

待機児童は、平成 27 年度は 397 人だったが、平成 28 年度から平成 30 年度は 0 人、令和元年度は 6 人となっており、ここ 4 年について待機児童は概ね解消されていると考えられる。

### ③定員充足率

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入所者÷定員 | 101.5% | 100.0% | 102.1% | 101.9% | 103.9% |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

定員充足率は 100%を超える水準で推移しており定員数の拡充が必要な状況にあるのかどうかの検討が必要であるが、少子高齢化の傾向は続いているため市民の保育ニーズの将来見通しを踏まえた慎重な対応が必要であると考えられる。

### (2) 監査の意見及び結果

#### 【保留通知書について】（意見）

保留児童については保留通知書を発行しているが、保育所の入所希望者の中には保留通知を入手することで勤務先から休業（手当）を得ることを意図している者や希望の保育所に入所できないことを予想している者もいると考えられ、本来の入所希望者の入所に支障をきたしている可能性がある。本来の入所希望者の入所に支障をきたさないよう、他都市の対応状況を参考にするなど保留通知を入手することで勤務先から休業を得ることを意図している者等の把握に努めることが必要と考える。

## 21. 指導監査

### (1) 指導監査の種類

| 指導監査の種類             | 趣旨内容（根拠法令）                                                             | 対象施設                    | 主務課          |               |           |        |        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------|---------------|-----------|--------|--------|
| 認可制度等に基づく指導監査（施設監査） | 各施設・事業の認可基準の観点からの監査（児童福祉法、認定こども園法、学校教育法）                               | 保育所                     | 市健康福祉局 指導監査課 |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼保連携型認定こども園             |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 地域保育事業（４種） <sup>９</sup> | 保育幼稚園課       |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼稚園型認定こども園              | 熊本県          |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼稚園（施設型給付）              |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼稚園（私学助成）               |              |               |           |        |        |
| 確認制度に基づく指導監査（確認監査）  | 特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査（子ども・子育て支援法）                               | 保育所                     | 保育幼稚園課       |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼保連携型認定こども園             |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼稚園型認定こども園              |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 地域保育事業（４種）              |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼稚園（施設型給付）              |              |               |           |        |        |
| 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査 | 子ども・子育て支援の確認（無償化対象）を受ける施設・事業の設置基準、運営基準、施設等利用費の支給の観点からの指導監査（子ども・子育て支援法） | 幼稚園・特別支援学校              | 設置確認基準の指導監査  | 熊本県<br>保育幼稚園課 | 運営基準の指導監査 | 保育幼稚園課 |        |
|                     |                                                                        | 認可外保育施設                 |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 認定こども園の預かり保育事業          |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 幼稚園・特別支援学校の預かり保育事業      |              | 子ども支援課        |           |        | 子ども支援課 |
|                     |                                                                        | 一時預かり事業                 |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 病児保育事業                  |              |               |           |        |        |
|                     |                                                                        | 子育て援助活動支援事業             |              |               |           |        |        |
| 認可外保育施設の指導監督        | 認可外保育施設の児童の安全確保の観点からの指導監督（児童福祉法）                                       | 認可外保育施設                 | 保育幼稚園課       |               |           |        |        |

<sup>9</sup> 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4種である。



このように複数の指導監査が行われるため、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成 27 年 12 月 7 日付三府省課長名通知）で以下のようにされている。

（三府省；内閣府、文部科学省、厚生労働省）

各種法令に基づき複数の指導監査が行われ、実施主体や監査事項について一部重複が見られることから、都道府県及び市町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努める。

保育幼稚園課が主となって実施する指導監査は地域型保育事業の認可制度に基づく指導監査（施設監査）、特定教育・保育施設等の指導監査（確認監査）、特定子ども・子育て支援施設等の指導監査及び認可外保育施設の指導監督である。

## （2）地域型保育事業に対する指導監査

### ①概要（熊本市地域型保育事業所指導監査実施要領）

#### （i）目的

指導監査は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等に基づき、地域型保育事業所が関連法令、通知等を遵守し、通所児童等に対する適切な処遇並びに適正な事業所運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、通所児童等の処遇の向上及び事業所運営の適正化を図ることを目的とする。

#### （ii）指導監査の種類

##### （ア）児童福祉法の認可制度等に基づく指導監査（施設監査）

地域型保育事業所が、児童福祉法及び児童福祉法施行令に基づき、児童福祉法、熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する許可基準（職員配置や面積基準等）、その他関係法令、通知等を遵守しているかどうかについて監査を実施する。

##### （イ）子ども・子育て支援法の確認制度に基づく指導監査（確認監査）

地域型保育事業所が、子ども・子育て支援法に基づき、熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する確認監査及びその他関連法令、通知等を遵守しているかどうかについて、並びに地域型保育給付等の支給に関する業務の適正な実施等の観点から監査を実施する。

##### （ウ）業務管理体制の整備に関する検査（業務管理体制確認検査）

地域型保育事業所が、子ども・子育て支援法に基づく法令遵守責任者の選任や法令遵守に係る規程の適切な整備を行っているかどうかについて確認する。

(iii) 指導監査の方法

(ア) 児童福祉法の認可制度等に基づく指導監査（施設監査）

1年に1回以上、定められた基準（熊本市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例）を遵守しているかどうかについて、実地につき検査を行う。

(イ) 子ども・子育て支援法の確認制度に基づく指導監査（確認監査）

(a) 指導

・ 集団指導

新たに確認を受けた全ての地域型保育事業所を対象として、確認基準、地域型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、概ね1年以内に一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

・ 実地指導

全ての地域型保育事業所を対象として、原則として1年に1回以上、施設監査と同時に実施し、確認基準及びその他関係法令、通知等の遵守状況に関して、関係書類の閲覧及び設置者への質問等を行う。

(ウ) 業務管理体制の整備に関する検査（業務管理体制確認検査）

全ての地域型保育事業所を対象として、原則として1年に1回以上、施設監査と同時に実施し、法令遵守責任者の選任や法令遵守に係る規定の適切な整備状況に関して、関係書類の閲覧及び設置者への質問等を行う。

②実施した監査手続

地域型保育施設に対する指導監査が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・ 事業で把握している指標の推移の確認
- ・ 業務フローの確認

主な監査要点は以下のとおり。

- ・ 業務が効率的に実施されているか
- ・ 事務手続きが法令等に準拠して実施されているか

③各年度の指導監査実施状況（熊本市には認可された居宅訪問型保育事業はない）

令和元年度

| 類型名称     | 事業<br>数 | 通知する指摘事項 |    |    |    |        |     |     |     | 総計  |
|----------|---------|----------|----|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
|          |         | 文書指摘事項   |    |    |    | 口頭指摘事項 |     |     |     |     |
|          |         | 運営       | 処遇 | 給食 | 計  | 運営     | 処遇  | 給食  | 計   |     |
| 家庭的保育事業  | 4       | 1        | 5  | 0  | 6  | 8      | 10  | 32  | 50  | 56  |
| 小規模保育事業  | 60      | 5        | 32 | 3  | 40 | 107    | 173 | 319 | 599 | 639 |
| 事業所内保育事業 | 9       | 4        | 4  | 3  | 11 | 15     | 46  | 44  | 105 | 116 |
| 合計       | 73      | 10       | 41 | 6  | 57 | 130    | 229 | 395 | 754 | 811 |

平成 30 年度

| 類型名称     | 事業数 | 通知する指摘事項 |    |    |    |        |     |     |     |     |
|----------|-----|----------|----|----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
|          |     | 文書指摘事項   |    |    |    | 口頭指摘事項 |     |     |     | 総計  |
|          |     | 運営       | 処遇 | 給食 | 計  | 運営     | 処遇  | 給食  | 計   |     |
| 家庭的保育事業  | 4   | 3        | 0  | 1  | 4  | 6      | 11  | 15  | 32  | 36  |
| 小規模保育事業  | 60  | 44       | 18 | 9  | 71 | 100    | 109 | 265 | 474 | 545 |
| 事業所内保育事業 | 9   | 6        | 0  | 3  | 9  | 13     | 20  | 30  | 63  | 72  |
| 合計       | 73  | 53       | 18 | 13 | 84 | 119    | 140 | 310 | 569 | 653 |

平成 29 年度

| 類型名称            | 事業<br>数 | 通知する指摘事項 |    |    |    |        |     |    |     | 総計  |
|-----------------|---------|----------|----|----|----|--------|-----|----|-----|-----|
|                 |         | 文書指摘事項   |    |    |    | 口頭指摘事項 |     |    |     |     |
|                 |         | 運営       | 処遇 | 給食 | 計  | 運営     | 処遇  | 給食 | 計   |     |
| 家庭の保育事業         | 4       | 3        | 0  | 1  | 4  | 6      | 18  | 6  | 30  | 34  |
| 小規模保育事業         | 37      | 22       | 0  | 11 | 33 | 31     | 90  | 71 | 192 | 225 |
| 事業所内保育事業<br>(小) | 4       | 1        | 0  | 3  | 4  | 5      | 16  | 7  | 28  | 32  |
| 事業所内保育事業<br>(保) | 1       | 0        | 0  | 0  | 0  | 0      | 1   | 2  | 3   | 3   |
| 合計              | 46      | 26       | 0  | 15 | 41 | 42     | 125 | 86 | 253 | 294 |

事業所内保育事業（小）：小規模型：利用定員が 19 人以下の事業

事業所内保育事業（保）：保育所型：利用定員が 20 人以上の事業

平成 28 年度

| 類型名称            | 事業<br>数 | 通知する指摘事項 |    |    |    |        |     |    |     | 総計  |
|-----------------|---------|----------|----|----|----|--------|-----|----|-----|-----|
|                 |         | 文書指摘事項   |    |    |    | 口頭指摘事項 |     |    |     |     |
|                 |         | 運営       | 処遇 | 給食 | 計  | 運営     | 処遇  | 給食 | 計   |     |
| 家庭の保育事業         | 0       | 0        | 0  | 0  | 0  | 0      | 0   | 0  | 0   | 0   |
| 小規模保育事業         | 24      | 8        | 0  | 9  | 17 | 17     | 110 | 48 | 175 | 192 |
| 事業所内保育事業<br>(小) | 1       | 0        | 0  | 0  | 0  | 1      | 5   | 2  | 8   | 8   |
| 事業所内保育事業<br>(保) | 2       | 0        | 0  | 1  | 1  | 2      | 6   | 7  | 15  | 16  |
| 合計              | 27      | 8        | 0  | 10 | 18 | 20     | 121 | 57 | 198 | 216 |

注：熊本地震の影響により実地監査は実施しておらず書面監査のみの実施である。

#### ④監査の意見及び結果

監査の意見及び結果に該当するような検出事項はなかった。

#### (3) 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

##### ①概要

施設等利用費については、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化制度開始に伴って制度化された特定子ども・子育て支援施設等の運営基準を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保する目的の「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査」を実施する必要がある、市町村が行う特定子ども・子育て支援施設等の指導監査は令和 2 年度から実施することが想定されている。

##### ②実施した監査手続

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査が適切かつ効率的に実施されているか確かめるため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

具体的な主な手続きは以下のとおり。

- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認

主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・事務手続きが法令等に準拠して実施されているか

### ③指導監査実施状況

令和２年度から実施することが想定されている特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査は実施方法を含めて検討中である。

### (4) 監査の意見及び結果

#### 【特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施】（指摘）

令和２年度から実施することが想定されている、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施が予定されていないため、国通知を基に集団指導や実地指導を行う頻度を規定した実施要項等を制定し、早急に実施する体制を整備する必要がある。

#### 【指導監査の種類について】（参考意見）

「(1) 指導監査の種類」に記載のとおり、現行制度上は各種法令に基づき複数の指導監査及び指導監督が行われ、実施主体や監査事項について重複がみられる。

実施主体については、熊本県、市健康福祉局指導監査課、市子ども未来部子ども支援課、市子ども未来部保育幼稚園課となっている。

また、根拠法令も児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、子ども・子育て支援法と多岐にわたっており、監査事項にも重複がみられる。

保育所及び認可外保育所（厚生労働省）、幼稚園（文部科学省）に加え、新たに認定こども園等（内閣府）、地域型保育事業（厚生労働省）、幼児教育・保育の無償化に伴い利用可能となった施設及び事業（内閣府）が加わったことによるものと考えられるが、このような複雑な制度は指導監査の実施主体である行政及び指導監査を受ける保育所等の双方に過度の負担となるため、制度の見直しが必要と考える。

## V. 青少年教育課

1. 児童育成クラブ管理運営事業
2. 児童育成クラブ施設整備事業

### (1) 概要

児童育成クラブ管理運営事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | 児童育成クラブ管理運営事業                                                            |
| 事業内容 | 小学校区を単位として児童育成クラブを設置し、支援員の下、児童が放課後や長期休業期間を安全安心に過ごせるように管理運営を行う。           |
| 事業目的 | 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後等に安全・安心に過ごすことができるよう、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 |
| 所属課  | 青少年教育課                                                                   |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | R1年度    |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 609,948 | 629,130 | 678,467 | 716,541 | 730,103 |
| 決算額 | 596,650 | 611,346 | 653,807 | 687,384 | 715,972 |

児童育成クラブ施設整備事業の概要は以下のとおりである。

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 事業名  | 児童育成クラブ施設整備事業                                 |
| 事業内容 | 児童育成クラブの環境整備のために適切な施設整備を行うとともに、学校施設の利用等を推進する。 |
| 事業目的 | 放課後児童クラブを運営するために必要な施設の整備を行い、施設基準の確保を図る。       |
| 所属課  | 青少年教育課                                        |

当該事業における過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の予算額と決算額の推移＞

(単位：千円)

|     | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 79,833 | 41,160 | 41,389 | 58,865 | 49,908 |
| 決算額 | 77,428 | 34,830 | 41,388 | 58,865 | 49,878 |

### (2) 実施した監査手続

当事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

具体的な手続としては以下のとおり。

- ・支出実績について費用科目毎の内訳確認
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・業務フローの確認
- ・契約事務の確認

主な監査要点は以下のとおり。

- ・業務が効率的に実施されているか
- ・契約事務の法規性に問題はないか

### (3) 事業の内容

#### ①児童育成クラブについて

児童育成クラブの経緯は以下のとおりである。

- ・昭和 42 年 文部省の「かぎっ子対策」としてスタート
- ・昭和 52 年 厚生省に移管
- ・平成 10 年 児童福祉法改正の際、「放課後児童健全育成事業」として位置づけ  
市においても所管を教育委員会から市長事務部局へ移管
- ・平成 16 年 有料化
- ・平成 28 年 学校現場とより密接な関係が構築できるよう、市において教育委員会へ移管

市における児童育成クラブの開設校区数、施設数及び在籍率の推移は以下のとおりである。

＜開設校区数、施設数及び在籍率の推移＞

|        | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開設校区数  | 89     | 91     | 91     | 91     | 92     |
| 施設数 ※1 | 128    | 131    | 140    | 143    | 153    |
| 在籍率 ※2 | 27.9%  | 30.2%  | 30.8%  | 30.6%  | 31.0%  |

※1：各年度 4 月現在の数

※2：入会児童数（年平均）÷クラブ設置校区の 1～3 年生児童数

開設校区数及び施設数ともに年々増加している。また、令和元年度には開設校区数が 92 校区となり、市内のすべての校区に開設されることとなった。

市における児童育成クラブへの入会児童者数の推移は以下のとおりである。

＜入会児童者数（年平均）＞

（単位：人）

|           | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 入会児童数（公営） | 5,131  | 5,522  | 5,693  | 5,665  | 5,674 |
| 入会児童数（民営） | 559    | 572    | 586    | 581    | 631   |
| 入会児童数合計   | 5,690  | 6,094  | 6,279  | 6,246  | 6,305 |

## ②事業の実施について（公設公営）

本事業（公設公営）は以下のとおり実施されている。

### ・入会基準

- ① 保護者（同居の祖父母等を含む）が就労又は病気等で、下校時に家庭にいない又はそれと同等の（見守りができない）状況にある小学校 1～3 年生までの児童（障がいのある児童は 6 年生まで）であること。
- ② ①の状況が、月～土曜日のうち週 3 日以上であること。なお、変則勤務の場合は、直近 3 ヶ月間の平均就労日数が 1 ヶ月あたり 12 日以上であること。
- ③ 就労を理由とする場合、就労の終了時間が 1 年生は 14 時を、2 年生以上は 15 時を超えていること（ただし、様々な状況があるため、あくまでも基本）。
- ④ 短期（1 ヶ月以下）の入会や一時預かりは行わない。

### ・開設日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く日

### ・開所時間

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 平日                   | 下校時間～午後 6 時まで      |
| 土曜日、長期休業期間中（春・夏・冬休み） | 午前 8 時（※）～午後 6 時まで |

※利用者ニーズ調査等を踏まえ、平成 28 年度から土曜日、長期休業期間については開所時間を午前 8 時半から 8 時に延長。

### ・利用料

利用者負担金 月額 4,300 円（2 人目以降は 2,150 円）

- ・生活保護、就学援助対象世帯は全額免除
- ・このほか、おやつ代（実費 2 千円程度）、スポーツ安全保険（年 900 円）



### ③児童育成クラブの職員について（公設公営）

#### ・概要

児童育成クラブの職員については、月額制の「主任支援員」、時給制の「支援員」、短時間雇用の「補助支援員」に区分されている。

特に資格要件は設けられていないが、約半数が教員・保育士等の資格を有している。

#### ＜平成 31 年 4 月時点＞

職員区分ごとの報酬は以下のとおりである。

| 区分    | 形態  | 報酬額         |
|-------|-----|-------------|
| 主任支援員 | 月額制 | 145,100 円／月 |
| 支援員   | 時給制 | 890 円／時     |
| 補助支援員 | 時給制 | 790 円／時     |

#### ＜令和 2 年 4 月時点＞

従来、大規模クラブにのみ配置していた主任支援員を全クラブに配置することとした。また、大規模クラブについては「主任支援員 A」、小規模クラブについては「主任支援員 B」とし、代表者として位置付けた。

さらに、従来の時給制の支援員を、月給制の「支援員 A」、時給制の「支援員 B」に区分することとした。

令和 2 年 4 月以降の職員区分ごとの報酬は以下のとおりである。

| 区分      | 形態  | 報酬額                   |
|---------|-----|-----------------------|
| 主任支援員 A | 月額制 | 125,683 円～150,983 円／月 |
| 主任支援員 B | 月額制 | 110,622 円～122,122 円／月 |
| 支援員 A   | 月額制 | 104,687 円～114,183 円／月 |
| 支援員 B   | 時給制 | 866 円～945 円／時         |
| 補助支援員   | 時給制 | 817 円～891 円／時         |

#### ・業務内容

職員区分ごとの教務内容は以下のとおりである。

| 区分        | 業務内容                                    |
|-----------|-----------------------------------------|
| 主任支援員 A・B | クラブの統括、課・学校との連絡調整、児童の見守り、会計、服務管理等事務作業 他 |
| 支援員 A・B   | 児童の見守り、会計、服務管理等事務作業 他                   |
| 補助支援員     | 児童の見守り、簡易な事務作業                          |

・支援員等の雇用総数

支援員等の雇用総数及び平均年齢の推移は以下のとおりである。

|      | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 支援員数 | 481 人  | 510 人  | 536 人  | 514 人  | 492 人 |
| 平均年齢 | 54 歳   | 58 歳   | 57 歳   | 58 歳   | 57 歳  |

支援員等の雇用総数は平成 29 年をピークに減少に転じている。

・巡回指導員

市は、非常勤職員（平成 30 年度以降は再任用職員）を任用し、「巡回指導員」を設置している。

巡回指導員の業務内容は以下のとおりである。

- ・青少年教育課、各児童育成クラブ及び学校等との連絡及び連携
- ・支援員等に対する指導助言及び研修
- ・入会児童の課題等についての対応 他

なお、運営に関する指導員は小学校長経験者、障がい児等の対応に関する指導員は教員経験者等を任用している。

④運営委員会

児童育成クラブが地域の実情に応じた適正な運営がなされ、地域住民と一体となった子どもたちの健全育成ができるよう、児童育成クラブごとに運営委員会が組織されている。

運営委員会は、学校長及び関係職員、PTA 代表者、民生児童委員、保護者代表、校区青少年健全育成協議会、校区防犯協会等の関係代表の代表者 10 名程度で構成されている。会長は運営委員の中から互選としているが、ほぼ全クラブで学校長が就任している。

(4) 監査の意見及び結果

以下、特に断りがなければ、「児童育成クラブ」との表記は、公設公営の児童育成クラブを指す。

**【各児童育成クラブで購入した消耗品にかかる検収について】（指摘）**

各児童育成クラブには、各児童育成クラブで使用する日用品や救急用品などの消耗品等の購入に充てるため、割当金が予算措置されている。

各児童育成クラブは、当該割当金の予算の範囲内で、消耗品等の購入を行う。

消耗品等の購入にかかる事務の流れは以下のとおりである。

- ・児童育成クラブで品目を決定し、業者から見積書を入手する。

↓

- ・児童育成クラブが業者に発注を行う。

↓

- ・業者は児童育成クラブに商品を納入する。児童育成クラブが納品物の検収を行う。
- ↓
- ・業者から児童育成クラブへ請求書を送付する。（直接、市青少年教育課へ送付される場合もある）
- ↓
- ・見積書、納品書、請求書を児童育成クラブから市青少年教育課へ送付する。
- ↓
- ・内容を確認し、問題がなければ納品書に検収印を押す。
- ↓
- ・市青少年教育課において支出負担行為及び支出命令を行い、市青少年教育課が業者へ支払う。

前述のとおり、実際に納品された現物の検収を行うのは児童育成クラブである。しかし、書類を確認したところ、市青少年教育課の検収印はあるものの、児童育成クラブにおいて検収が行われた証跡が確認できないものがあった。

後日、適切に検収作業が行われたことを確認可能にするため、納品された現物と納品書の検収を適切に実施し、その証跡を児童育成クラブにおいて残す必要がある。

#### 【おやつ代等の公金外現金の取扱いについて】（意見）

巡回指導員による各児童育成クラブへの指導内容を記録した「巡回指導記録」を査閲したところ、「おやつ代の残金が数十万円と大きくなっているので、その使い方や集金等の運用の工夫を指導した」旨の記述が複数あった。また、年度末に残金が多額になった場合、児童に図書カードを配布したりすることで残金を消化している事例も記述されている。

公金外現金の取扱方法については、市青少年育成課が研修会を実施したり、現金預金出納簿及び支払整理簿のひな形を提示して、適切な取扱いを指導している。また、巡回指導員が書類や取扱いの現状を確認し、支援員に直接指導を行い、公金外現金の適切な取扱いに努めているところである。

しかし、集金方法や残金の利用方法など、実際の運用方法については各児童育成クラブの自主性にゆだねられており、多額の残金を保有することの是非を含めた統一した指針等はない状況である。

また、前述のとおり公金外現金にかかる現金預金出納帳については共通したひな形を利用しているものの、おやつ代等の公金外現金の取扱要領については明文規定がない状況である。

公金外現金の取扱いの適切性を確保し、もって不正等の事故を防止するため、各児童育成クラブに共通した取扱要領を定めるとともに、具体的な運用指針を明示すべきである。

なお、現在おやつ代等については公金外現金として取り扱っているが、不正等の事故防止及び支援員の事務負担の軽減のため、おやつ代を市の直接の歳入とし市が直接業者へ支払う「公金化」を行うことも検討すべきである。

**【熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金にかかる決算見込書の精査の必要性について】(指摘)**

市に設置された児童育成クラブのうち、市が直営するクラブを除いた民営クラブ（平成 31 年 4 月現在、民間事業者 8 クラブ、公設民営 8 クラブ、計 16 クラブ）に対して、「熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金」（以下「補助金」という。）を交付している。

補助事業終了後、市は民間クラブから実績報告書入手し、補助対象経費の妥当性を検討したうえで、問題がなければ補助金額を確定している。

市は実績報告書の添付書類として、補助事業の予算額及び決算額（見込）を費目別に記載した「歳入歳出決算見込書抄本」を入手しているが、その内容について証憑と突合を行ったり現物確認を実施したりするなどの精査を行っていない。

補助金の適切な執行のため、実施報告書に添付された「歳入歳出決算見込書抄本」については、決算見込額と確定した決算額との間に大きな乖離がないか、予算額と決算額の乖離の理由は何か、などといった視点で確認を行い、その内容を文書化すべきである。また、必要に応じて、現地調査を行い、領収証などの支出の証憑と突合を行ったり、実際の現物の確認を行ったりするなどして、より適切な精査を実施すべきである。

**【児童育成クラブの施設基準について】(指摘)**

児童育成クラブの施設基準については、児童福祉法において次のとおり定めている。

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

児童福祉法を受け、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）において設備の基準を次のとおり定めている。

**(設備の基準)**

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

市は、これらを受け、「熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）を設置し、施設の基準を次のとおり定めている。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

附 則

（経過措置）

第2条 当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定の適用については、第9条第2項中「1.65平方メートル」とあるのは「1.125平方メートル」と、第10条第4項中「40人」とあるのは「60人」とする。

また市は、年々増大する児童育成クラブ需要への対応、児童福祉の向上を目指した施設の整備、施設老朽化への対応を踏まえ、「熊本市児童育成クラブ整備計画」を策定し対応にあたっている。

前述のとおり、本来、国の求める施設基準では「児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上」とすることが求められている。

一方で、市も条例を制定し原則としては当該基準に準じているものの、経過措置として当面の間「1.125平方メートル」とする旨を定めている。

この点、児童福祉法では、市町村が条例の設置にあたっては厚生労働省令で定める基準を「参酌」するよう求めているものであり、上記経過措置が直ちに合規制に反するとは言えない。

しかし、児童福祉の向上を目指した施設の整備という趣旨にかんがみれば、厚生労働省令や条例第9条第2項で定める「児童1人につきおおむね1.65平方メートル」を可能な限り速やかに達成すべきである。

市は、「当分の間」という条例の経過措置に対して目標期間を設定したうえで、予算のさらなる確保や学校の空きスペースのさらなる確保などを行い、施設基準の達成に向けた取り組みをより一層推進していくことが望まれる。

### 【支援員の処遇改善について】（意見）

児童育成クラブの需要の拡大などにより児童育成クラブの入会児童数は年々増加している。一方で支援員数は減少傾向にあり、支援員の安定的な確保が課題となっている。

その点で市は、令和 2 年 4 月より、支援員の区分を増やすとともに、報酬を増加させ、支援員の処遇の改善に努めているところである。

しかし、それでも例えば補助支援員の時給は 818 円～と、熊本県の最低賃金 793 円（令和 2 年 10 月 1 日以降）と比較しても、厚遇とまでは言えず、さらなる処遇改善が望まれる。

### 【児童育成クラブ利用者負担金の妥当性の検討について】（意見）

市は、児童育成クラブの利用者負担金について、次のとおり条例で定めている。

#### （負担金の納入）

第 2 条 事業を利用する児童が属する世帯の生計中心者(当該世帯を事実上主宰し、当該世帯の生計維持の中心となる者として市長が認めた者をいう。以下「納入義務者」という。)は、負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金の額は、児童 1 人につき月額 4,300 円とする。ただし、生計を一にする世帯から 2 人以上の児童が事業を利用している場合における 2 人目以後の児童の負担金の額は、当該児童 1 人につき月額 2,150 円とする。

3 児童が月の中途において事業の利用をやめた場合は、当該事業の利用をやめた月分の負担金は、徴収しないものとする。

#### （負担金の減免）

第 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 納入義務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている場合

(2) 納入義務者が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮している者として児童の就学に必要な援助を市から受けている場合

(3) その他市長が特に必要があると認めた場合

利用者負担金については、原則として児童 1 人につき月額 4,300 円と設定している。この金額は、児童育成クラブ開設当初から変更されていない。

当該 4,300 円の算定根拠について、市は、平成 27 年 10 月に保護者の負担割合（受益者負担割合）を  $1/2$  として、平成 26 年度の決算額をベースに試算を行っているが、その後は現在に至るまで、利用者負担金の妥当性についての検討は行っていない。

市は、支援員の処遇改善や施設基準の達成に向けた取組など、現在の状況を踏まえたところで利用者一人当たりのコストを算出し、そこにあるべき保護者の負担割合（受益者負担割合）を乗じて、利用者が負担すべき負担額を試算することが望まれる。

なお、受益者負担割合については、事業に対するその自治体独自の考え方が反映されるべきである。例えば、公益性が高い事業と判断されれば受益者負担割合は低率になるし、逆に代替可能性の高い事業であれば受益者負担割合は高くなる。したがって、市は児童育成クラブの公益性に関して判断を行い、試算にあたって使用する受益者負担割合を決定する必要がある。

市は現在、サービスの拡充（開設時間の延長、高学年の受入れ）、運営の安定（支援員の処遇改善）、利用者負担金の見直しなど、児童育成クラブのサービスの拡充に向けた検討を行っており、令和３年度より対応を開始するとのことである。そのようななかで、前述の受益者負担割合の考え方に関する整理等については、今回に限らず今後も継続的に検討していくことが望まれる。

### **【児童育成クラブの民営化も含めたあり方の検討について】（参考意見）**

市は一部の民営クラブを除き、基本的には公設公営にて児童育成クラブを設置している。

一方、自治体によっては、公設公営ではなく、すべて民営クラブで運営しているところもある。

現状、市は支援員の安定的な確保や、場所（面積）の確保等、さまざまな課題がある中で、公設公営のままで進めていくのか、もしくは民間への業務委託を検討するのか、「あり方」を含めた抜本的な検討は行っていないとのことである。

市は、公設公営のメリット・デメリット、民営化のメリット・デメリットを整理検討したうえで、現状のまま公設公営で事業の質の維持が可能かどうかも含め、今後の「あり方」を検討することが望まれる。